

水俣市議会会議録

令和7年3月第1回定例会 (2月27日開会)
(3月19日閉会)

水俣市議会

令和7年3月第1回定例会（2月27日招集）会期日程表

（会期 2月27日から3月19日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月27日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 令和6年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	28日	金		休 会	議案調査
3	3月1日	土			市の休日
4	2日	日			市の休日
5	3日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	火			議案調査
7	5日	水			議案調査
8	6日	木			議案調査
9	7日	金			議案調査
10	8日	土			市の休日
11	9日	日			市の休日
12	10日	月			議案調査
13	11日	火	午前9時30分		本会議
14	12日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（桑原一知君、高岡朱美君、杉迫一樹君）
15	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（吉野誠君、牧下恭之君、杉本康宏君） 議案質疑 委員会付託
16	14日	金	————	委員会	委員会
17	15日	土		休 会	市の休日
18	16日	日			市の休日
19	17日	月	————	委員会	委員会（予備）
20	18日	火		休 会	議事整理日
21	19日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

令和7年2月27日（木） —— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について	
専第1号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	5
日程第4 議第2号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	5
日程第5 議第3号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	5
日程第6 議第4号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	5
日程第7 議第5号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第8 議第6号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	6
日程第9 議第7号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	6
日程第10 議第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	6
日程第11 議第9号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	6
日程第12 議第10号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第13 議第11号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	6
日程第14 議第12号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども	

		・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 - 6
日程第15	議第13号	水俣市こども基金条例の制定について……………	6
日程第16	議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第17	議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第18	議第16号	水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第19	議第17号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第20	議第18号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第21	議第19号	令和7年度水俣市一般会計予算……………	6
日程第22	議第20号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	6
日程第23	議第21号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	6
日程第24	議第22号	令和7年度水俣市介護保険特別会計予算……………	6
日程第25	議第23号	令和7年度水俣市病院事業会計予算……………	6
日程第26	議第24号	令和7年度水俣市水道事業会計予算……………	6
日程第27	議第25号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算……………	6
日程第28	議第26号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第12号）……………	6
日程第29	議第27号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	6
日程第30	議第28号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……………	6
日程第31	議第29号	令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）……………	6
日程第32	議第30号	令和6年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）……………	6
日程第33	議第31号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）……………	7
日程第34	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……………	7
日程第35	議第33号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）……………	7
日程第36	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）……………	7
日程第37	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）……………	7
日程第38	議第36号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	7
日程第39	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）……………	7
日程第40	議第38号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	7
日程第41	議第39号	市道の路線認定について……………	7

日程第42 議第40号 訴えの提起について	1 - 7
日程第43 議第41号 訴えの提起について	7
日程第44 議第42号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	7
日程第45 議第43号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	7
市長の所信表明並びに提案理由説明	7
休憩・開議	21
市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	21
○議会運営委員長の提案理由説明	29
先議案件に対する質疑	30
委員会付託	31
議第42号及び議第43号に対する討論	31
採 決	32
休憩・開議	32
○総務産業委員長の報告	32
○厚生文教委員長の報告	35
委員会審査報告書	37
委員長報告に対する質疑	38
討 論	38
採 決	38
散 会	39

令和7年3月11日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
東日本大震災に対する黙祷についてのお知らせ	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○小路貴紀君の質問	3

1 水俣高校の支援について	2 - 3
2 移住定住施策の支援拡充について	4
3 中心市街地の活性化について	4
4 スポーツを中心とした活力創出について	4
5 子育て世帯への支援拡充策について	4
6 上下水道事業について	4
市長の答弁	4
○小路貴紀君の再質問	5
市長の答弁	7
○小路貴紀君の再々質問	7
副市長の答弁	8
○小路貴紀君の再質問	9
副市長の答弁	9
○小路貴紀君の再質問	10
副市長の答弁	10
市長の答弁	11
○小路貴紀君の再質問	11
市長の答弁	12
○小路貴紀君の再質問	14
市長の答弁	15
上下水道局長の答弁	15
○小路貴紀君の再質問	16
上下水道局長の答弁	17
○小路貴紀君の再々質問	17
休憩・開議	17
○森川武治君の質問	18
1 第八次水俣・芦北地域振興計画について	20
2 農業者の確保について	20
総務企画部市長公室長の答弁	20
○森川武治君の再質問	21
総務企画部長の答弁	21
○森川武治君の再々質問	21

産業建設部農林水産課長の答弁	2 - 22
○森川武治君の再質問	23
産業建設部長の答弁	24
総務企画部長の答弁	24
○森川武治君の再々質問	25
休憩・開議	25
○平岡朱君の質問	26
1 出産数の減少に伴う子育て支援について	26
2 多様な性を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について	26
総務企画部市長公室長の答弁	27
教育長の答弁	27
○平岡朱君の再質問	27
市長の答弁	29
○平岡朱君の再々質問	29
市長の答弁	30
総務企画部総務課長の答弁	30
教育委員会事務局教育課長の答弁	30
○平岡朱君の再質問	31
教育長の答弁	32
総務企画部長の答弁	33
○平岡朱君の再々質問	33
総務企画部長の答弁	33
休憩・開議	34
○藤本壽子君の質問	34
1 水俣市こども家庭センターについて	35
2 水俣の「自然」や「文化財」を生かした観光について	35
3 (仮称)肥薩ウインドファーム及び(仮称)出水ウインドファームによる大型風力発電建設計画について	35
福祉環境部こども子育て課長の答弁	36
○藤本壽子君の再質問	36
福祉環境部こども子育て課長の答弁	37
休憩・開議	38

○藤本壽子君の再々質問	2 - 38
福祉環境部長の答弁	39
産業建設部観光戦略課長の答弁	39
教育委員会事務局教育課長の答弁	40
○藤本壽子君の再質問	40
産業建設部長の答弁	42
教育長の答弁	43
○藤本壽子君の再々質問	44
教育長の答弁	44
市長の答弁	45
○藤本壽子君の再質問	46
市長の答弁	47
○藤本壽子君の再々質問	48
市長の答弁	49
散 会	49

令和7年3月12日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○桑原一知君の質問	3
1 台湾との交流について	3
2 湯の児開湯100周年と観光施策の方向性について	3
3 農業振興について	3
4 水俣市地域公共交通計画について	3
市長の答弁	3
○桑原一知君の再質問	6

市長の答弁	3 - 7
○桑原一知君の再々質問	7
産業建設部観光戦略課長の答弁	8
○桑原一知君の再質問	8
産業建設部長の答弁	9
○桑原一知君の再々質問	10
産業建設部農林水産課長の答弁	10
○桑原一知君の再質問	11
産業建設部農林水産課長の答弁	12
○桑原一知君の再々質問	12
総務企画部地域振興課長の答弁	12
○桑原一知君の再質問	13
総務企画部長の答弁	14
○桑原一知君の再々質問	14
休憩・開議	15
○高岡朱美君の質問	15
1 令和7年度施政方針について	15
(1) 世界へつながる水俣について	15
(2) 活力生まれる水俣について	15
(3) 環境分野について	16
(4) 教育・文化分野について	16
産業建設部経済振興課長の答弁	16
産業建設部都市計画課長の答弁	17
福祉環境部環境課長の答弁	17
教育委員会事務局教育課長の答弁	18
○高岡朱美君の再質問	19
休憩・開議	25
総務企画部長の答弁	25
産業建設部長の答弁	26
福祉環境部長の答弁	26
教育委員会事務局教育課長の答弁	27
市長の答弁	27

○高岡朱美君の再々質問	3 - 27
総務企画部長の答弁	28
休憩・開議	28
○杉迫一樹君の質問	29
1 水俣ONSENプロモーションについて	29
2 総合体育館トレーニングルームの充実について	29
3 本市が管理している上下水道管の状況について	29
産業建設部観光戦略課長の答弁	30
○杉迫一樹君の再質問	31
産業建設部長の答弁	33
○杉迫一樹君の再々質問	33
産業建設部長の答弁	35
産業建設部スポーツ推進課長の答弁	36
○杉迫一樹君の再質問	37
産業建設部長の答弁	39
○杉迫一樹君の再々質問	40
産業建設部長の答弁	40
上下水道局長の答弁	41
○杉迫一樹君の再質問	41
上下水道局長の答弁	42
○杉迫一樹君の再々質問	42
散 会	43

令和7年3月13日（木）　　—— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 一般質問	4

○吉野誠君の質問	4 - 4
1 子ども・子育て支援事業計画について	5
(1) 今年度の振り返りについて	5
(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返りについて	5
福祉環境部長の答弁	6
○吉野誠君の再質問	7
福祉環境部こども子育て課長の答弁	8
○吉野誠君の再々質問	9
福祉環境部長の答弁	11
休憩・開議	11
○牧下恭之君の質問	12
1 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について	12
2 学校体育館の空調整備について	13
3 防犯カメラ設置補助について	14
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	14
○牧下恭之君の再質問	15
教育委員会事務局教育課長の答弁	16
○牧下恭之君の再質問	16
教育長の答弁	17
○牧下恭之君の再々質問	17
総務企画部長の答弁	18
○牧下恭之君の再質問	18
休憩・開議	19
○杉本康宏君の質問	19
1 消防団について	20
2 ネーミングライツ事業の導入について	20
3 子供たちの学ぶ環境（学校）の整備について	20
総務企画部長の答弁	20
○杉本康宏君の再質問	21
総務企画部長の答弁	21
○杉本康宏君の再々質問	22
総務企画部長の答弁	23

総務企画部市長公室長の答弁	4 - 24
○杉本康宏君の再質問	25
総務企画部市長公室長の答弁	25
○杉本康宏君の再々質問	26
総務企画部市長公室長の答弁	26
教育委員会事務局教育課長の答弁	27
○杉本康宏君の再質問	27
教育長の答弁	28
○杉本康宏君の再々質問	28
教育長の答弁	29
休憩・開議	29
質 疑	29
日程第2 議第2号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	29
日程第3 議第3号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	29
日程第4 議第4号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	29
日程第5 議第5号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第6 議第6号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	30
日程第7 議第7号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	30
日程第8 議第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	30
日程第9 議第9号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	31
日程第10 議第10号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	31
日程第11 議第11号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	31
日程第12 議第12号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども ・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	31
日程第13 議第13号 水俣市こども基金条例の制定について	32

日程第14	議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 - 32
日程第15	議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日程第16	議第16号	水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日程第17	議第17号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第18	議第18号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第19	議第19号	令和7年度水俣市一般会計予算……………	33
日程第20	議第20号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	35
日程第21	議第21号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	35
日程第22	議第22号	令和7年度水俣市介護保険特別会計予算……………	35
日程第23	議第23号	令和7年度水俣市病院事業会計予算……………	35
日程第24	議第24号	令和7年度水俣市水道事業会計予算……………	36
日程第25	議第25号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算……………	36
日程第26	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……………	36
日程第27	議第33号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）……………	36
日程第28	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）……………	36
日程第29	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）……………	36
日程第30	議第36号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	36
日程第31	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）……………	36
日程第32	議第38号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	36
日程第33	議第39号	市道の路線認定について……………	36
日程第34	議第40号	訴えの提起について……………	37
日程第35	議第41号	訴えの提起について……………	37
議案上程……………			37
日程第36	議第44号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	37
日程第37	議第45号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））……………	37
日程第38	議第46号	指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）……………	37
	市長の提案理由説明……………		37
	休憩・開議……………		38
	質 疑……………		38

委員会付託	4 - 38
散 会	38

令和7年3月19日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第2号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 についてから日程第37 議第46号 指定管理者の指定についてまで37件に関する委員会の審 査報告	4
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	14
委員会審査報告書	17
委員長報告に対する質疑	19
休憩・開議	19
討 論	20
○平岡朱君の反対討論（議第10号）	20
○高岡朱美君の反対討論（議第16号）	21
採 決	21
休憩・開議	22
採 決（続）	23
日程第38 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	23
閉会中継続審査・調査申出書	24
議案上程	25
日程第39 議第47号 教育長の任命について	25
市長の提案理由説明	25
質 疑	26
討 論	26

採 決	5 - 26
閉 会	26

令和7年2月27日

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（令和6年度補正予算等）の表決

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和7年2月27日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和7年2月27日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和7年3月19日午後0時1分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和7年2月27日（木曜日）

午前10時0分 開会

午後5時53分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（橋本 晃 君）
主 任（宮崎 聖子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（原 弘樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田中 真也 君）	教 育 長（小島 泰治 君）
総務企画部次長（岡本 夫美代 君）	上下水道局長（永田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博 君）	総務企画部市長公室長（白本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克 君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行 君）

議事日程 第1号

令和7年2月27日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 令和6年度水俣市一般会計補正予算(第11号) (各委)

第4 議第2号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第3号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第4号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第5号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第6号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第7号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

第10 議第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第11 議第9号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第12 議第10号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第11号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議第12号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第13号 水俣市こども基金条例の制定について

第16 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議第16号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

第19 議第17号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議第18号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第21 議第19号 令和7年度水俣市一般会計予算

第22 議第20号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

- 第23 議第21号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議第22号 令和7年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第25 議第23号 令和7年度水俣市病院事業会計予算
- 第26 議第24号 令和7年度水俣市水道事業会計予算
- 第27 議第25号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 第28 議第26号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第12号）（各委）
- 第29 議第27号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（厚生文教）
- 第30 議第28号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（厚生文教）
- 第31 議第29号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）（厚生文教）
- 第32 議第30号 令和6年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）（厚生文教）
- 第33 議第31号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）（総務産業）
- 第34 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第35 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第36 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第38 議第36号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 第40 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第41 議第39号 市道の路線認定について
- 第42 議第40号 訴えの提起について
- 第43 議第41号 訴えの提起について
- 第44 議第42号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第45 議第43号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩村龍男君） ただいまから、令和7年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩村龍男君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

監査委員から、令和6年度定期監査（企業会計分及び後期12月実施分）の結果報告及び令和6年8月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますから、御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、原総務企画部長、堤福祉環境部長、田中産業建設部長、岡本総務企画部次長、白本市長公室長、梅下総務課長、柿本地域振興課長、小島教育長、永田上下水道局長、竹下総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、杉迫一樹議員、松本和幸議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩村龍男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和7年3月第1回定例会（2月27日招集）会期日程表

（会期 2月27日から3月19日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月27日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 令和6年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	28日	金		休 会	議案調査
3	3月1日	土			市の休日
4	2日	日			市の休日
5	3日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	火			議案調査

7	5日	水			議案調査
8	6日	木			議案調査
9	7日	金			議案調査
10	8日	土		休 会	市の休日
11	9日	日			市の休日
12	10日	月			議案調査
13	11日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
14	12日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
16	14日	金	————	委員会	委員会
17	15日	土		休 会	市の休日
18	16日	日			市の休日
19	17日	月	————	委員会	委員会（予備）
20	18日	火		休 会	議事整理日
21	19日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

日程第4 議第2号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第3号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第4号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第7 議第5号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第6号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第7号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第10 議第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議第9号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議第10号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第11号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第12号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第13号 水俣市こども基金条例の制定について
- 日程第16 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第16号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第17号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第18号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第19号 令和7年度水俣市一般会計予算
- 日程第22 議第20号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議第22号 令和7年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第25 議第23号 令和7年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第26 議第24号 令和7年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第27 議第25号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 日程第28 議第26号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第29 議第27号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議第28号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議第29号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第32 議第30号 令和6年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

- 日程第33 議第31号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第35 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第36 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第38 議第36号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 日程第40 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第41 議第39号 市道の路線認定について
- 日程第42 議第40号 訴えの提起について
- 日程第43 議第41号 訴えの提起について
- 日程第44 議第42号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第45 議第43号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第3、議第1号専決処分の報告及び承認についてから、日程第45、議第43号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてまで、43件を一括して議題とします。

○議長（岩村龍男君） 市長から提案理由の説明に先立ち、令和7年度の所信表明を述べることを求められていますので、これを許します。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 令和7年第1回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ちまして、令和7年度の施政方針について、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、市長2期目就任時の令和4年第2回水俣市議会臨時会の冒頭において、「この先4年間において、足腰の強い水俣市を目指すため、財政健全化の取組を継続しつつ、本市最大の課題である人口減少と高齢化を見据えた、持続可能な水俣市の基礎づくりを進めてまいります。人口減少と高齢化のもとで、水俣の社会と経済が持続するための土台を築いてまいります」と申しあげました。

財政経営健全化についてはこれまで継続して取り組み、令和5年度決算において健全性を維持しつつ、市の貯金ともいえる財政調整基金の残高は、22億円となり、適正とされる水準まで回復することができました。

市の借金である市債残高は12億円減少するなど、財政健全化に向けた取組は確実に成果を上げ

てきています。

また、アフターコロナや物価高騰への対応を図りながら、人口減少と高齢化のもとで、水俣の社会と経済が持続するための土台を築くため、4つのビジョンとして掲げた「外貨を稼ぐ水俣」、「選ばれる水俣」、「活力生まれる水俣」、「世界へつながる水俣」のもと、多くの事業を推進し、着実に土台を築き上げてきました。

令和7年度においては、これまで取り組んできた事業をさらに進化させ、特に令和5年度から進めてきた台湾との交流やインバウンド観光の強化等とともに、水俣の自然や温泉といった観光資源やスポーツ資源を最大限に活用することで、国内外からの交流拡大を図り、ひいては地域経済の活性化を推進します。

人口減少と高齢化のもとで、水俣の社会と経済が持続するためには、生産年齢人口の確保は、重要であることには変わりありません。

これに対して、若者や子育て世代の転入者の確保及び定住化を促す取組を行うとともに、地元産業の発展を支援する事業の強化を図ってまいります。

加えて、市民の皆様の足元を見詰め、日々の暮らしを豊かにするため、公共施設の整備、改修、福祉の充実、教育環境の向上等の取組を一層推進してまいります。

財政健全化の渦中にあっても、水俣市が様々な施策を推進することができたのは、「第七次水俣・芦北地域振興計画」の存在が大きかったことを昨年度の施政方針でも申し上げました。

このよき流れを未来につなげるため、昨年の熊本県6月議会定例会において、木村知事に令和8年度以降の「第八次水俣・芦北地域振興計画」の策定を表明いただきました。

現在、県と1市2町が連携して策定を進めており、水俣のさらなる発展につなげてまいります。

今後も、水俣市のため、国や県及び関係団体に対して、私が先頭に立ち、連携を密に図りながら、4つのビジョンの実現に向けた事業を推進するとともに、市民の皆様がこの水俣の地において、幸せを感じていただけるよう、市政運営に邁進してまいります。

それでは、令和7年度の事業や取組について、4つのビジョンに基づく取組から、順次述べてまいります。

まず、「世界へつながる水俣」について申し上げます。

今年度は、観光・スポーツ・経済を核とした台湾との交流を創出するために、昨年度に引き続き台湾を訪問し、関係機関等との連携強化に向け、トップセールスを実施いたしました。

その成果の一つとして、令和7年度、第50回記念大会を迎える競り舟大会に台湾チームに参加いただけるとともに、本市からも台湾で開催される国際ドラゴンボート大会へ招待いただけることとなりました。

このことは、50回を迎える競り舟大会に花を添えることができ、また、今後、台湾との交流の足がかりとすることもできます。

さらに、台湾交流の具体化に向け、引き続き推進してまいります。

日本国内では、インバウンド需要が回復しており、熊本県では、台湾を筆頭としてアジア圏からの来訪が増加しています。

本市としても、インバウンド向けの魅力的な観光地として発展させるため、さらに観光プロモーションの強化を図ってまいります。

水俣市唯一の高校である水俣高校において、様々な学びの場を提供することで、同校の特色ある取組の支援を行い、魅力ある高校づくりに寄与することを目的として、昨年9月からスタンフォード大学の「国際異文化教育プログラム」によるオンライン講座を始めており、新聞やテレビでも取り上げていただけるなど、注目を集めております。

本年4月末、この講座における成績優秀者2名には、スタンフォード大学で行われる表彰式に参加いただく予定です。

なお、表彰式の時期に合わせ私も渡米し、世界的に評価の高い同大学に本市をPRするとともに、さらなる事業の充実を図ってまいります。

さらに、これまで水俣環境アカデミアが構築したネットワークを生かし、連携事業を新規に立ち上げ、質の高い教育機会を提供します。令和7年度は、覚書を交わしている台湾の国立台北科技大学から教員を招聘し、水俣高校生を対象に半導体に関する講義、また、水俣高校や市内企業と半導体関連人材育成に関する意見交換等を行い、次世代を担う人材育成を図ってまいります。

本市においても、働き手不足の影響により、外国人技能実習生等が増加しており、本市産業を支える貴重な人材となっております。

令和4年度から、外国人技能実習生等を対象とした外国人と市民のコミュニケーションの場として、「地域日本語教室」みなもんくらぶを月1回開催し、日常会話の日本語の学習やイベント参加による市民との交流を行うことで、外国人が市民として安心して暮らせる環境づくりを進めております。

この活動には、日本人ボランティアサポーターの協力が必要不可欠ですので、ボランティア人材確保の取組を行いながら、多文化共生社会の形成を図ってまいります。

続いて、「活力生まれる水俣」について申し上げます。

令和6年4月、本市にプロリーグ昇格を目指す社会人女子サッカーチーム「水俣ユニオンフットボールウイメン」が発足し、県リーグ全勝で首位通過、九州リーグ2部昇格が決定をいたしました。令和7年1月末現在、選手21名のうち19名が本市へ移住し、そのうち内定を含む13名を市内企業が雇用し、市内企業を中心に17社がスポンサーとしてチームを支援しています。

本市としても「地域おこし協力隊制度」を活用し、「水俣ユニオンフットボールウイメン」の体制強化を図ることで、スポーツを通じた地域の活性化を推進してまいります。

令和3年12月に「スポーツコミッションみなまた」を設立して、約3年が経過しました。今年度は、エコパーク水俣において、「九州ガールズソフトボールリーグ選手権」や「九州私立学校対抗ソフトテニス大会」、フライングディスク競技である「水俣オープンディスクゴルフ大会」をはじめ、新たな大会を誘致することができました。

さらに、令和5年度に空調設備を整備した総合体育館においては、九州内の高校男子バレーボール大会や合同合宿が開催されたほか、ハンドボールやバスケットボール大会も行われるなど、新規で大会が開催されております。

令和7年度以降も、エコパーク水俣や総合体育館で、今年度で開催した大会や合宿が継続して開催されるほか、新たにソフトボールやテニス等の九州・全国規模の大会が予定されています。

引き続き、充実したスポーツ資源を最大限に活用し、地域のスポーツ関係者と連携しながら、スポーツ大会や合宿等の誘致に積極的に取り組み、交流人口の増加と市内経済効果の波及につなげてまいります。

中心市街地等の活性化については、空き店舗や空き地の活用が課題となっているため、近い将来に予定されている「南九州西回り自動車道芦北出水道路」の全線開通を見据え、市街地へ人の流れを呼び込むことを目的として、民間事業者が空き店舗や空き地を活用し、出店を行い、にぎわい創出等を図ることに対する支援を行います。

また、エムズシティについては、市民が集いやすく利便性の高い市街地の中核施設として活用できるよう、公共施設の機能移転や集約化などを視野に検討を進めるとともに、建物活用に関して、設計業務を行います。

地場企業の事業承継支援については、引き続き伴走型支援を行うとともに、地場企業の生産・販売力強化、事業効率化及びデジタル変革等に対応するため、小口の設備投資を対象とした支援制度を創設します。

観光需要の回復とともに、先ほど「世界へつながる水俣」でも申し上げましたとおり、インバウンドの受入れや人々の新たな価値観による観光ニーズの変容を踏まえた観光振興の重要性が高まっています。

これまで以上に、本市を目的地化するための取組を進め、交流人口の増加と滞在時間の延長を図り、市内全体に経済効果を波及させます。

また、本市の重要な観光資源である温泉をメインとした取組として、湯の児温泉開湯100周年を記念した式典の開催や、みなまた・あしきたギョギョギョ大使であるさかなクンを招聘したイベントなど、一般社団法人みなまた観光物産協会と連携して、さらなる集客につなげる取組を進

めます。

さらに、関係課が連携し、本市における重要な観光地である「湯の児地域」全体の再生を図るための整備の前提となる基本構想を策定します。

今年度では、増加するスポーツ合宿やスポーツ大会を踏まえ、アスリートに選ばれる水俣を目指し、温泉を活用したリカバリープログラムのモデルプランの造成も行いました。

引き続き、アスリート向けのプログラムとして磨き上げ、市外に向けたプロモーションと販売に向けた取組を進めます。

このように、多様化する観光ニーズの中で、速やかで効果的な取組を進めるため、民間企業での業務経験や人脈・ノウハウを生かせる即戦力人材として、国の「地域活性化起業人」制度を活用し、さらなる観光及び産業振興の推進強化を図ります。

続いて、「選ばれる水俣」について申し上げます。

人材の域外流出を抑制するとともに、進学等で市外に転出した方のUターン就職を促すなど、人材確保による地場企業の活性化を図るため、今年度から、市内半導体人材育成研修施設における実技研修の受講に伴う宿泊費を支援するとともに、学生を対象に研修を無償で実施する市内半導体人材育成研修施設の教材費及び送迎費などの支援を始めたところであり、引き続き、取り組んでまいります。

また、市内の労働力人口流出の抑制を図るため、高校生よりも前の段階で、市内企業について知る機会も必要です。令和7年度は、中学生とその保護者向けに広報みなまたの市内企業紹介記事「みなまた元気な事業所ファイル」をデータ化し提供することで、中学生から市内企業への関心を高め、地元就職について考える機会を創出します。

あわせて、市外からの市内企業への雇用充足を図るため、東京圏の大学卒業予定の学生が市内企業の採用活動で来水するための交通費支援を行います。

半導体産業の成長が見込まれる中、専門的な知識や技術を持つエンジニアが不足しているという課題があります。

このため、半導体関連分野の人材育成支援を行い、本市が学びの拠点となることを目指すため、今年度から国の地域活性化起業人制度を活用し、起業人が発案したプログラミングセミナーの実施や小中学校教育現場のサポート等を開始し、初心者向けのロボットコンテストへの参加などに取り組んできました。

引き続き、地域活性化起業人を活用し、国際的なロボットコンテストであるWRO（ワールドロボットオリンピック）の熊本県予選への出場や、水俣市でロボットコンテストを開催し、小中高生の論理的思考力を育み、ものづくりやプログラミングへの関心を引き出し、将来、半導体関連分野で活躍できる人材の育成を進めていきます。

令和4年度以降実施している移住定住支援につきましては、年々順調に支援策を利用いただく方も増加しており、特に今年度は現時点で36名が支援策を利用して転入し、平均年齢も26.9歳と若年層の子育て世代の割合が増加しております。

引き続き若年層を中心とした移住支援策の情報発信を強化するとともに、支援策の拡充などを行ってまいります。

まず、これまで移住者が、住宅を新築・取得した際の補助制度について、対象者を若年層の市民にも拡充するとともに、補助金額を増額することで、若年層の移住・定住化促進を図ります。

移住定住を推進するためには、その前段階となります、関係人口を増加させる取組も重要となります。

そこで、新たな本市のファンづくりを目指すため、本市の観光大使を務めていただいている江口寿史氏とコラボレーションし、本市にふるさと納税を頂いている個人の方や、本市と関わりのある企業等を対象とした「みなまたファンミーティング」を東京で開催いたします。

本市における出生数は減少傾向となっており、少子化対策は喫緊の課題となっている状況です。これまで、独身男女の出会いの場の創出を目的としたイベントを実施する民間団体を支援するとともに、国の交付金を活用し、婚姻時の住居取得費用や転居費用の支援を行ってきました。

令和7年度においては、国の交付金の要件である世帯所得や年齢の要件に該当しない夫婦にも助成できる制度に拡充し、少子化対策の入り口となる結婚支援をさらに推進していきます。

令和6年12月から、デジタル社会の実現に向け、マイナンバーカードを活用したコンビニでの住民票・印鑑証明書・所得課税証明書の交付を開始しています。

さらに、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」に取り組むとともに、コンビニでの交付を普及していくため、庁内窓口にも、コンビニ交付を体験できるタッチパネルつき端末を導入いたします。

また、窓口業務のデジタル化として、キャッシュレス決済機能付きのセルフレジを導入いたします。

水俣市公式LINEについては、現在まで4,300の方に登録いただいているところです。令和7年度はLINEの「ショップカード」機能を活用したポイントサービス事業の実施により、さらなる登録者数増、市主催のイベントへの誘客等に取り組めます。

最後に、「外貨を稼ぐ水俣」について申し上げます。

これまで、市外に拠点を構え、新たな市場の開拓を図る市内事業者を支援してまいりました。支援を開始した令和4年度から今年度まで8件の活用実績があり、事業者の順調な事業拡大につながっています。

令和7年度におきましても、引き続き、積極的に市場開拓や事業拡大にチャレンジする事業者

を後押しし、市内経済の活性化につなげてまいります。

農業については、引き続き、本市の基幹作物である甘夏・不知火やサラダたまねぎ、お茶などに加え、大秋柿、和紅茶、一寸ソラマメ、サトイモ、タケノコ等の高単価作物や新規作物の生産・販売を支援するほか、今年度から実施しております、高齢者が農産物を出荷しやすい仕組みづくりを行い、「道の駅みなまた」を活用した地元農産物等の販売促進を図ります。

また、農業者グループによる農産物販売会の実施や農産物販売イベント等への出展に対する支援を行い、さらなる「みなまたブランドづくり」と「稼げる農業」の推進に取り組んでまいります。

これまで申し上げてきました、「世界へつながる水俣」、「活力生まれる水俣」、「選ばれる水俣」の各事業がそれぞれの役割を果たすとともに、相乗効果を波及させることで、市外からの外貨獲得も十分期待できるものであります。

外貨獲得のためにも、各ビジョンにおける事業をしっかりと推進してまいります。

以上、4つのビジョンの主な取組内容について御説明いたしました。

そのほかにも、令和7年度は様々な事業を実施いたします。

主な取組について、分野ごとに申し上げます。

まず、「経済・産業分野」について申し上げます。

起業支援につきましては、創業等に関する相談対応及び伴走支援など、事業活動に関する幅広い内容についてきめ細やかな支援を行います。

また、企業誘致を目的とした臨海部埋立地については、現在、埋立工事の段階であります、工事完了後の速やかな企業誘致に向けて、令和7年度からは、企業誘致のためのインフラ整備や区画割り等に関するニーズの把握について進めていきます。

有害鳥獣による作物等の被害対策については、引き続き、有害鳥獣を寄せつけないための講習会等の開催と併せ、侵入防止柵の設置等、集落ぐるみの取組に対する支援を行ってまいります。

また、狩猟免許の新規取得者に対する費用支援や猟友会の活動に要する経費の支援など、捕獲活動の推進と被害の軽減に取り組んでまいります。

さらに、鹿による食害等の獣害防止対策として、防護ネットの設置支援、わな捕獲における見回りの効率化・省力化に向け導入を進めているICTを活用した鹿捕獲通知システムの効果について確認を行い、今後の対策の方向性を検証します。

農業担い手の育成及び確保については、都市部で開催されている「就農フェア」に参加し、新たな担い手の確保に努めてまいります。

また、農業後継者に対する経営継承・発展の取組を支援するとともに、新規就農者に対しては、経営の開始や発展に必要な支援を行ってまいります。

さらに、集落における農地と担い手を定めた「地域計画」の取組を推進していくとともに、農地の流動化や集落営農組織づくりに向けた取組を支援し、効率的な農業生産体制の確立を図ってまいります。

林業については、引き続き、森林経営管理法に基づき、森林所有者の管理に関する意向調査を進めるとともに、市内林業事業体と連携して、除伐や間伐等、適正な管理を推進し、森林の有する多面的機能を維持してまいります。

また、市産材の利用促進として、市産材を利用した住宅建築に対し支援を行っておりますが、さらなる市産材の利用促進を図るため、上限額等の拡充を行います。

さらに、ハゼ振興として、荒廃したハゼ林内の道路整備や新植等による生産量拡大、品質向上に向けた取組を支援し、生産者の所得向上につなげるとともに、栽培技術に関するDVDを活用し、新規参入者の拡大に向けた取組を行い、日本有数の「ハゼ産地」の再生を進めてまいります。

水産業については、引き続き、安全安心な「恋路ブランド」の確立と稼げる水産業づくりを目指し、「恋路カキ」の生産、販売や「水俣漁師市」の活動、漁業者による水産加工品開発や販路開拓・販売促進などの6次産業化の取組を引き続き積極的に支援してまいります。

また、水産資源の増殖に向け、稚魚の放流、海底耕うん、食害生物駆除等の取組を支援し、藻場の再生と水産資源の増殖を図ってまいります。

続いて、「教育・文化分野」について申し上げます。

中学校部活動の地域移行については、今年度に、各中学校、スポーツ・文化団体等へのヒアリングなどを行い、「水俣市中学校部活動地域移行検討協議会」において、具体的な制度内容について協議を進めております。

令和7年度においては、現在策定中であります「水俣市中学校部活動地域移行推進計画」に基づき、指導を希望する教員及び民間の指導者の確保等の調整を行い、令和8年度からの円滑な移行に向けて取り組んでまいります。

誰もが楽しく学べる教育環境づくりとして、不登校やいじめ、虐待等、複雑、多様化する児童生徒が抱える課題に対して、スクールソーシャルワーカー等の専門職の支援体制を強化し、迅速かつきめ細かい支援を図ることで、未然防止はもとより、早期発見及び対応に努めます。

また、教室への入室や登校が困難な児童生徒の学びの場として、引き続き、子ども自立支援室の活用や子ども家庭センターなどの連携を図り、学びの保障と社会的自立を目指します。

また、第一小学校のバリアフリー化に向けた取組や、袋小学校ワークスペースの空調整備等、子供たちの学びを支援する学校施設などのハード整備も進めてまいります。

さらに、学校での生活や学習上の困難を抱える児童生徒については、個々のニーズに対応し、

各小中学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、通級指導教室の活用等により、適切かつ必要な支援に努めてまいります。

持続可能な地域社会を担う人材育成として、今年度に、水俣高校の生徒が先生となり、中学生がプログラミングを学ぶ出前講座や、関連企業施設の見学、教職員に対する研修等の効果的なプログラムの構築を行っております。

令和7年度は、水俣高校に半導体情報科が新たに開設されますので、市内小中学生が水俣高校に進学したいという気持ちを抱くことができるよう、引き続き、小中高の連続性のある学びの場を構築してまいります。

また、市内4中学校のうち1校を選定し、タブレットを活用した「ICT教育」と「総合的な学習の時間」を連動させた地域資源及び魅力を題材にした「ふるさとCM」づくりを行い、持続可能な地域社会の担い手を育成するとともに、子供の視点による地域活性化を目指します。

学校給食については、昨今の物価高騰の影響により、食材費が著しく上昇しています。

本市では、平成28年度に給食費を改定して以降、9年間、給食費を上げることなく、家計への負担を限りなく抑え、給食を提供してきましたが、その運営は限界に達しており、給食費の値上げを行わざるを得ない状況となっています。

しかしながら、生活全般において著しい物価高騰が続く中、小中学生を持つ保護者の皆様の生活を守ることが重要であります。

そこで、令和7年度から、支援額を現行月額1,000円から1,500円に引き上げます。

また、多子世帯における給食費の負担をさらに抑えるため、市内小中学校に2人以上の児童生徒がいる世帯については、第2子の給食費を半額に、第3子以降の給食費を無償化し、学校給食費に係る支援を拡充することとします。

さらに、給食センターの施設の有効活用を図り、安定経営を図るため、市内小中学校以外への給食提供の実現に向けて、検討を進めてまいります。

水俣高校支援として、これまで肥薩おれんじ鉄道通学定期代、大学入試対策講師派遣経費、英語資格検定合格者に対する受験費用の助成、熊本保健科学大学との連携事業に係る費用助成等を行っております。

令和7年度からは、先ほど申しあげましたとおり、県立高校では、全国初となる半導体情報科が新設されます。

半導体情報科へ進学される学生に対しましては、学用品購入に対する助成を行うとともに、その他工業・商業系などの資格検定合格者に対しての受験費用の助成等も行います。

また、水俣高校とも連携し、水俣高校のさらなる魅力度を向上させ、入学者の増加を図ってまいります。

文化の振興については、令和4年度から作成しておりました「水俣市文化財保存活用地域計画」が令和6年12月に文化庁の認定を受けました。

今後、この計画に基づき、本市の文化財の保存・活用に関する措置を行ってまいります。

その中でも本市の重要な文化財である徳富蘇峰・蘆花生家は復元から30年、水俣市立蘇峰記念館は築90年以上が経過し、建物の経年劣化が進行しておりますので、適切な維持・管理のため、令和7年度から水俣市文化財保存活用地域計画に基づき、建物の構造調査や修理工事を行い、文化財としての継承を図ってまいります。

また、より一層観光・地域振興に活用できるよう検討を進めてまいります。

水俣市スポーツキッズサポーター基金は、地元企業の皆様などの御協力により、これまで約1,500万円の貴重な寄附を頂いております。

御協力を頂いた皆様には、心から感謝を申し上げます。

令和7年度も、この基金を原資として、小中学校の社会体育活動への活動奨励金や子供たちが全国大会等に出場する際の奨励金、日本体育大学との連携協定に基づいたトップアスリート誘致事業や日本体育大学への派遣事業、指導者研修会など、子供たちが健やかにスポーツに取り組むための支援や、スポーツを行うための環境整備を進めてまいります。

スポーツを通じた子供たちの健全育成を推進するため、引き続きの御支援をお願いしたいと思います。

続いて、「保健・医療・福祉分野」について申し上げます。

こどもまんなか社会の実現に向け、子供や子育て世代のニーズに合った支援策の充実を図るなど、若い世代が水俣で暮らし、子供を産み育てたいと思える環境づくりを進めるため、こども基金を設け、「こども施策」を全庁挙げ、推進してまいります。

また、多様かつ複合的な困難を抱え、支援が必要な子供が増加傾向にあります。

このような子供たちが気軽に立ち寄ることができる場所をつくり、食事や体験等を提供し、支援が必要な子供や家庭の早期発見など、地域での見守り体制を強化し、こども家庭センターとの連携強化により、必要な支援につなげます。

学童クラブについては、待機児童が発生しているほか、定員を超え、受入れを行っている学童クラブもあり、児童にとって快適な放課後等の居場所を確保する必要があります。

そこで、新たな学童クラブの増設や市内のこども園に放課後の緊急的な居場所を確保するなど、子供の居場所づくりに努めます。

こどもまんなか社会の実現に向け、母子保健の推進も重要です。

本市では、これまで母子に対して、伴走型相談支援や産後ケア、妊婦・乳幼児健康診査について、実施しております。

令和7年度からは、これらに加え、個人負担で行われてきました産婦健康診査及び1か月児健康診査に対する助成を新たに創設し、母子に対して支援が必要な健診結果を早期にかつ確実に把握し、関係機関と連携した切れ目のない支援を行い、母子保健の充実を図ります。

また、水俣市周辺には周産期母子医療センターがなく、妊娠・出産に伴うリスクが高い妊婦の経済的負担が大きい状況にあります。医学的にリスクの高い妊婦の経済的負担を軽減し、安心して出産を迎えることができるよう、分娩に係る交通費及び待機するための宿泊費の助成を行います。

健康づくりの推進については、脳血管疾患・心疾患・腎疾患等の予防が重要であります。その原因となる生活習慣病の発症、重症化予防の早期発見のため、今年度に「健康づくり条例」に位置づけた、10月の「健診及び検診月間」等に関係機関と連携し健診受診率向上対策を強化していきます。

また、生活習慣病の発症予防、重症化予防のため、市民一人一人に合わせた保健指導・栄養指導の充実を図り、特に、年々増加傾向にある糖尿病を重点課題とし、医師会や医療機関と保健指導について連携を図ってまいります。

病院事業については、現在の医療水準や患者様の状況に合わせることで、感染対策の強化及び施設の長寿命化に資することを目的として、総合医療センター東館の病棟改修工事を行っております。

引き続き改修工事を進めるとともに、令和7年度においては、各種医療機器の更新・整備のほか、病棟看護に担当看護師が基本的に病室や患者さんのベッドサイドで業務を行う「セル看護提供方式」を導入し、より快適で安心できるよう療養環境の提供に努めてまいります。

さらに、将来の医療人材の育成、確保につきましても、令和6年3月に締結しました、水俣高校、熊本保健科学大学、総合医療センター及び水俣市の4者による包括連携協定のもと、奨学金貸付制度に4者連携協定枠を設け、水俣高校から熊本保健科学大学に進学し、看護師を目指す生徒を応援する取組を行ってまいります。

あわせて、引き続き地域医療を支える拠点病院として、24時間365日の救急医療提供の維持、ICTを活用した業務の効率化や質の高い医療提供の実現に取り組み、医療アクセス格差の発生、医療・介護人材の慢性的な不足などの課題解決に資する取組を進めてまいります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、健康寿命を延ばすために、早期から健康づくりや介護予防等へ取り組むことが必要です。

社会とのつながりを失うことがフレイル最初の入り口と言われており、その対策として、スマートフォンのアプリを活用して社会参加でき、食事や運動等の行動変容を起こす「みんなチャレンジ」の普及を推進します。

また、身近な場所で気軽に通える「まちかど健康塾」等への継続的な参加や高齢者自身が有する知識・技能・経験などを生かせる機会や場の提供による地域社会へ貢献できる仕組みなど、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち、自立した生活を送ることができるよう支援してまいります。

さらに、医療保険の給付事務や相談業務等において、軟骨伝導イヤホンを導入し、高齢者に対する行政サービスの向上を図ってまいります。

本市では、急速な過疎化、少子高齢化の進展により、地域の活力の低下や深刻な労働力不足が危惧されています。

シルバー人材センターは、高齢者の生きがいづくりや地域社会の活性化を図る上で重要な役割を担っていることから、より、市として関与を高め、機能強化を図ってまいります。

今後、ますます生産年齢人口の減少が加速していく中、増加が見込まれる介護ニーズに対応し、必要な介護サービスを提供する人材の確保が課題となっています。

水俣市介護サービス事業者連絡協議会と連携し、地元高校生等による介護現場での交流・就労体験、介護職員のスキルアップ研修、小規模事業者の業務集約やネットワーク化による体制確保を図ってまいります。

認知症予防の取組については、早期診断・早期治療を推進するため、認知症に対する知識や理解の増進と、専門医への相談・受診等、サポート体制を充実させます。

また、医療・介護サービスの充実を図り、認知症の人を支える地域のネットワークづくり、支援体制の整備などに取り組むとともに、高齢者の徘徊等の対策として、今年度から実施している早期発見のためのQRコードラベルを用いたツール「おかえりサポートシール事業」を継続して推進し、地域における認知症高齢者の見守り体制の強化を図ります。

障害者支援については、障害者の方が住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立した生活を送れるよう関係機関と連携しながら、相談支援体制の充実を図るなど、適切な助言等を受けられる環境の整備に努めます。

続いて、「環境分野」について申し上げます。

地球温暖化対策については、「水俣市環境モデル都市第3期行動計画」に基づき、省エネ・省資源活動に引き続き取り組むとともに、2050年カーボンニュートラルに向け、国の補助事業等を活用しながら、再生可能エネルギーの導入を推進できるよう検討を進めてまいります。

水俣病犠牲者慰霊式については、これまでと同様に、水俣病犠牲者慰霊式実行委員会の決定に沿って開催をいたします。

なお、令和7年度からは、公募いただいたイラストを奉納プレートに掲載して、慰霊の碑に納めることとなっております。

また、式典の様相についても引き続きインターネットによる動画配信を行いますので、国内、国外からの参列に加え、水俣病への関心がより高まるものと考えております。

水俣病資料館については、現在、収蔵庫増設のための工事を進めているところであります。令和7年度では、新設する収蔵庫内の一部に設置する歴史・文化展示コーナー等の内容につきましても、検討を進めてまいります。

続いて、「生活基盤分野」について申し上げます。

令和4年度から改定を進めております「水俣市都市計画マスタープラン」について、さらに、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりをより具体的に進めるため、都市計画マスタープランの高度化版といえる「立地適正化計画」の策定を踏まえ、都市計画マスタープランの改定作業を1年間延長し、都市計画マスタープラン、立地適正化計画双方の調整を図ってまいります。

住環境の整備については、「水俣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅牧ノ内団地7号棟の建設及び今年度に引き続き、洗切団地外壁改修工事等を計画的に進めます。

また、初野・西ノ浦団地の上層階の利用促進のため、風呂釜や浴槽等を設置し、誰もが使いやすい住宅を供給するとともに、多様なニーズに対応した良好な住環境の形成を図ってまいります。

人口減少及び高齢化の影響から、空き家は継続して発生しています。

これまで老朽空き家の除却を促進し、住環境の適正化を図るとともに、利活用できる空き家については、空き家バンク制度や空き家のリフォーム支援により、空き家の流通促進を図ってきました。

引き続き、老朽空き家の除却及び活用による空き家の流通促進を図り、空き家の適正管理など注力してまいります。

道路改良事業については、「南九州西回り自動車道袋インターチェンジ（仮称）」の開通に併せ、アクセス道路となる「袋インター線」、「野川・袋線」の改良工事を引き続き進めてまいります。

そのほか、市内一円の道路改良事業である「牧ノ内・大迫線」においても、早期の事業完了を目指してまいります。

また、エコパーク水俣でのイベント時の渋滞緩和を行う目的で、熊本県に市町村代行事業としてお願いしております「梅戸・明神町線」、「汐見町1号線」の改良事業について、本格的な実施に入っております。

さらに、自転車を利用される方が快適に通行できるよう、八代から水俣間の海岸沿いを通行する「八代～水俣シーサイドルート」においては、今年度に引き続き、路面標示の矢羽根等を設置

し、整備してまいります。

橋梁においては、長年の懸案事項であった幸橋の架け替え事業に着手しており、令和10年度末の供用開始を目指し、工事を着実に進めてまいります。

水道事業については、老朽化が進行している第1水源地の急速ろ過機について、今年度に引き続き更新工事を行ってまいります。

また、給水施設や配水する管路の耐震化を推進するため、大園町から国道3号線を横断し、六ツ角交差点から大黒町へ延びる配水管や石坂川地区の配水管を耐震管に替える更新工事を行ってまいります。

公共下水道施設については、施設の老朽化や想定最大規模の地震に耐えうる耐震化が必要であり、未耐震の雨水ポンプ場3施設の耐震診断及び浄化センターの耐震改築設計を行います。

また、老朽化が進んでいる管路施設の詳細調査及び更新のための実施設計を行います。

本市の公共交通は、人口減少などの影響により、利用者数が減少傾向にあり、運行を維持するための財政負担が増大している状況です。

一方で、公共交通の主な利用目的は買物や通院であり、運転免許証の自主返納が進む中、その重要性はますます高まっています。そのため、利便性と効率性の最適化を図っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、現在、策定中である「水俣市地域公共交通計画」に基づき、新たな取組として、令和7年度からドア to ドア方式の乗合タクシーの運行を開始するほか、利用者の少ない路線の見直しを並行して実施するなど、利便性と効率性の向上を図ってまいります。

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、本市も例外なく、いつその危険にさらされてもおかしくない状況にあります。

市民の命を災害から守ることを最優先とし、想定される自然災害に対応できるような市の体制づくりを行うとともに、国や県をはじめ、消防、警察、自衛隊などの各種関係団体とも、市防災フェスタや各種訓練等を通じ、日頃から顔の見える関係を構築し、連携を密にしながら、災害対応の強化を図ってまいります。

また、あわせて、自助、共助による防災活動を強化するため、各地区の自主防災組織等の活動を支援することで、地域などで防災活動の促進及び行政と連携した地域防災力の強化を図ってまいります。

消防団については、団員確保、又は団員がより安全に活動しやすい環境をつくるため、団員の処遇改善や安全装備品の整備、各種訓練やPR活動等を実施するなど、消防団の魅力向上に努めてまいります。

最後に、「行政経営分野」について申し上げます。

行政内部の業務効率化及び行政サービスのDXは、現代社会において重要な課題です。令和7年度は、申請書類のデータ化及びシステムへの自動入力を可能とするソフトウェアを導入することで、業務の省力化を推進します。

また、電子入札システムの導入により、入札・契約関連業務のDXを実現し、効率化を図ります。

様々な重要なプロジェクトを推進するためには、財源をどのように確保していくかが、一番の課題であります。

現在、ふるさと納税による寄附金は、これらの重要なプロジェクトを実行していくための重要な自主財源となっております。

これまでに、ポータルサイトの追加や、プロモーション等を実施し、寄附を集めてまいりました。

令和7年度も引き続き、返礼品の拡充やプロモーション等に積極的に取り組むため、市役所関係部署にふるさと納税担当職員を配置し、寄附獲得に努めてまいります。

また、安定的な財源を確保し、持続可能な施設運営を行うため、公共施設への愛称を決定する権利を民間事業者等へ付与する代わりに対価を得る、ネーミングライツ事業を導入いたします。

以上、令和7年度の事業や取組について、その一端を述べてまいりました。

引き続き、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向け、各施策を力強く推進してまいります。

結びに、市民の皆様、市議会の皆様の市政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたしまして、施政方針とさせていただきます。

○議長（岩村龍男君） この際、11時まで休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時0分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第1号専決処分の報告及び承認についてから、議第41号訴えの提起についてまで、提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第1号令和6年度水俣市一般会計補正予

算第11号について申し上げます。

本案は、エネルギー・食料品等の価格高騰緊急支援のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,390万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ175億7,708万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、低所得者支援給付金事業、第4款衛生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金、第9款教育費に、物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金をもって調製いたしております。

また、繰越明許費の補正として、令和6年度低所得者支援給付金事業外3件の追加を計上いたしております。

次に、議第2号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、育児・介護休業法の改正に伴う条文整理のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、育児・介護休業法の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、雇用保険法の改正に伴う条文整理のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、職員の派遣を可能とする団体の追加等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を

定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、市債権の督促に係る手数料を廃止することに伴い、関係規定を整理するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税率及び賦課方式の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

議第12号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施策等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、内閣府令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号水俣市こども基金条例の制定について申し上げます。

本案は、誰もが安心して子供を産み育てられ、子供が地域で生まれ、幸せに成長できる環境づくりの充実を図るため、水俣市こども基金を設置するとともに、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第14号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市総合体育館小アリーナの空調設備について、冷暖房の使用料の額を定める必要があるため本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第15号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、病棟改修により病床数を減少することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第16号水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和7年7月1日から水俣市文化会館の使用料の改定のため、本案のように制定しよ

うとするものであります。

次に、議第17号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第18号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第19号令和7年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ159億6,600万円で、令和6年度の予算額と比較いたしますと、4億4,800万円、約2.73%の減少となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、「選ばれる水俣」推進事業として、移住定住促進事業、プログラミング人材育成事業、結婚支援事業、水俣市公式LINE活用推進事業、窓口業務のデジタル化推進事業、「世界へつながる水俣」推進事業として、海外トップセールス事業、グローバル人材育成事業、国際交流事業、水俣環境アカデミア活動推進事業、海外大学等連携推進事業、そのほか、電算システム管理運用経費、ふるさと大好き寄附金事業、第3款民生費に、自立支援給付費、子どものための教育・保育給付負担金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、障害児通所給付費、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、水俣市立総合医療センターへの繰出金、清掃施設管理運営費、予防接種事業、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、第5款農林水産業費に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業として、稼げる水俣農業推進事業、そのほか、森林経営管理推進事業、中山間地域等直接支払事業、市町村営林道開設事業、新規就農者育成総合対策事業、森林環境保全整備事業、第6款商工費に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業として、事業者支援事業、「選ばれる水俣」推進事業として、産業人材育成事業、「活力生まれる水俣」推進事業として、地域商工業振興事業、観光プロモーション強化事業、観光振興推進体制強化事業、湯の児地域魅力化推進事業、湯の児温泉開湯100周年事業、道の駅の魅力維持向上事業、水俣ワーケーション推進事業、「世界へつながる水俣」推進事業として、インバウンド等誘客推進事業、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、市内一円市道維持補修費、公営住宅整備事業、牧ノ内・大迫線道路改良事業、市営住宅管理事業、公園・緑化施設管理事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、消防防災施設整備事業、防災行政無線

管理運用事業、第9款教育費に、「選ばれる水俣」推進事業として、学力向上推進事業、「活力生まれる水俣」推進事業として、みなスポプロデュース事業、スポーツコミッション関係経費、ニュースポーツ推進事業、「世界へつながる水俣」推進事業として、スポーツ国際交流事業、そのほか、小中学校施設耐震化推進事業、給食センター管理運営費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

債務負担行為として、地域活性化起業人制度負担金外11件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、過疎対策事業外6件を計上いたしております。

次に、議第20号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億7,124万円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第21号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5億5,353万7,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などの歳入をもって充当いたしております。

次に、議第22号令和7年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億6,091万3,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第23号令和7年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に83億5,256万2,000円、収益的支出に83億4,918万5,000円、資本的収入に2億3,445万4,000円、資本的支出に8億9,231万6,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上いたしております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借

料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上いたしております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、リハビリ館屋上防水更新工事等の建設工事費やデジタルX線透視撮影システム等の固定資産購入費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上いたしております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業、それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補填をいたしております。

次に、議第24号令和7年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億2,928万7,000円、収益的支出に4億308万3,000円、資本的収入に2億1,682万1,000円、資本的支出に5億3,965万3,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、建設改良積立金及び損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

また、企業債として、水道事業債を計上いたしております。

次に、議第25号令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に8億3,750万7,000円、収益的支出に8億3,465万6,000円、資本的収入に2億4,285万5,000円、資本的支出に5億1,229万6,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、管路整備事業、施設整備事業等の建設改良費及び企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填いたしております。

また、企業債として、公共下水道事業債を計上いたしております。

次に、議第26号令和6年度水俣市一般会計補正予算第12号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10億1,278万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ185億8,987万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、減債基金積立金、第3款民生費に、自立支援給付費、高齢者施設等に係る物価高騰支援事業、保育所・認定こども園物価高騰対策事業、第4款衛生費に、水俣病資料館整備事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業、LPガス使用世帯物価高騰対応補助金、第8款消防費に、災害時備蓄用品等整備事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出

金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調製いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、高齢者福祉センター管理運営費外29件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、会議録検索システム利用料外29件の追加、基幹相談支援センター委託料外2件の廃止を計上いたしております。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業外4件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第27号令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ848万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ35億6,179万4000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第5款基金積立金に、国民健康保険事業財政調整基金積立金の増額、第7款諸支出金に、国県支出金等返還金及び国保直営診療施設運営特別費用助成繰出金の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款県支出金、第5款財産収入、第6款繰入金、第7款繰越金をもって調製いたしております。

また、債務負担行為の補正として、口座振替受付サービス手数料及び特定保健指導業務委託料の追加を計上いたしております。

次に、議第28号令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ884万7,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ5億2,338万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人件費の増額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調製いたしております。

次に、議第29号令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,467万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億597万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款保険給付費において、執行見込額による予算調整及び5年度介護給付費の精算後残高の積立を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第8款繰越金をもって調製いたしております。

次に、議第30号令和6年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和6年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を6,052万5,000円増額し、補正後の収益的収入の額を81億4,799万4,000円とし、収益的支出の額を5,011万9,000円増額し、補正後の収益的支出の額を81億1,707万8,000円とするものであります。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を240万9,000円増額し、補正後の資本的収入の額を14億965万3,000円とし、資本的支出の額を245万6,000円増額し、補正後の資本的支出の額を22億3,607万4,000円とするものであります。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

補正の内容といたしましては、収益的収入において、外来収益及び負担金並びに繰入金の増額を行い、収益的支出において、薬品費及び支払利息の増額を行っております。

また、資本的収入及び資本的支出において、1階ホールLED化工事に伴う経費の増額を行っております。

このほか、予算第5条に定めた企業債の限度額を増額、また、予算第8条に定めた棚卸資産の購入限度額の増額を行っております。

次に、議第31号令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和6年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,792万5,000円増額して、8億6,498万4,000円に、収益的支出の額を1,792万5,000円増額して、8億6,498万4,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を266万6,000円減額して、1億5,684万8,000円とするものです。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入において、職員の退職に伴う一般会計繰入金の増額を、収益的支出において、職員の退職に伴う人件費の増額を行っております。

また、資本的収入において、出資金の減額を行っております。

次に、議第32号から議第38号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ふれあいセンター、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館、湯の児フィッシングパーク、水俣市文化会館、水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第39号市道の路線認定について申し上げます。

本案で提案する2つの路線については、熊本県が管理する主要地方道水俣田浦線の改良工事により、旧道となった区間を引き継ぎ、水俣市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第40号訴えの提起について申し上げます。

本案は、本市、市道袋インター線内にある水俣市袋字永尾2193番2及び2197番2の土地及び土地に存在する立木の権利において、本市が持分200分の199を持つことから、持分200分の1を持つ相手方に対し、価格賠償にて明渡しを請求する訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のとおり提案するものであります。

次に、議第41号訴えの提起について申し上げます。

本案は、本市、市道袋インター線内にある水俣市袋字永尾2049番3及び2049番4の土地において、本市が持分45分の44を持つことから、持分45分の1を持つ相手方に対し、価格賠償にて明渡しを請求する訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

以上、本市議会に提案いたしました、議第1号から議第41号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第42号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について及び議第43号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。

小路議会運営委員長。

（議会運営委員長 小路貴紀君登壇）

○議会運営委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました提出議案2件につきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず、議第42号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために、必要となる共通の事項を定めるほか、電子表決システムの仕様の変更による表決方法の見直し及び文言等の整理を行うことについて規定するために本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第43号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために、必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行うことについて規定するために本案のように制定しようとするものであります。

以上、2件について、提案理由の御説明を申し上げますが、全会一致での御賛同をよろしく

お願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第7号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法第243条の2の7第2項の規定により、本案に対する監査委員の意見を求める必要があり、本日、文書をもって、監査委員の意見聴取を依頼したいと考えておりますので、御承知おき願います。

また、提出議案のうち、議第1号専決処分の報告及び承認について、議第26号令和6年度水俣市一般会計補正予算第12号から議第31号令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号、議第42号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について及び議第43号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての9件は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第1号専決処分の報告及び承認について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第26号令和6年度水俣市一般会計補正予算第12号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第27号令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第28号令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第29号令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第30号令和6年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第31号令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第42号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第43号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号、議第26号から議第31号までの議案7件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

次に、議第42号及び議第43号の2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第42号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

次に、議第43号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時31分 休憩

午後5時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案7件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第1号令和6年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

本案は、エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援のため、予算措置に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

財源としては、第14款国庫支出金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第26号令和6年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、減債基金積立金、第6款商工費に、水俣川河口臨

海部振興構想事業、L P ガス使用世帯物価高騰対応補助金、第 8 款消防費に、災害時備蓄用品等整備事業などを計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調製している。

このほか、繰越明許費の補正として、久木野地域振興事業外18件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、会議録検索システム利用料外 2 件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業外 4 件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今年度の中途退職者が 7 人と多いが、退職者の傾向についてただしたのに対し、育児休業中の退職や家庭の事情等による退職が重なったようで、ここ数年で見ると多い。今年度は職員数に余剰はなく、早期退職制度を使った退職の募集は行っていない。年齢層としては30代、40代が目立ち、他自治体への転職も見られる。近年、公務員採用試験の応募者数が減少傾向にあることが、全国的に問題視され、多くの自治体で年齢制限を緩めている状況も影響しているかもしれないとの答弁がありました。

また、災害時備蓄用品等整備事業について、どのような備品を購入するのかただしたのに対し、申請時点ではあるが、簡易ベッド1,000個、簡易トイレ22個、パーテーション100個、炊き出しセット 1 セットを予定しているとの答弁がありました。

あわせて、購入した簡易ベッド等は、避難所に置くのかただしたのに対し、空調設備が設置されたアリーナを避難所として使用できるようになった総合体育館を中心に配置し、もやい館、希望する地域が管理する避難所に配置する。そのほかは、市の防災備蓄倉庫で保管する予定であるとの答弁がありました。

また、この補助は、防災士資格の取得等のソフト事業には使用できないのかただしたのに対し、避難所の環境を改善するための用途にある程度限定されているとの答弁がありました。

また、漁港の照明の L E D 化工事についてただしたのに対し、茂道漁港、湯堂漁港、湯堂公園において、現在ある外灯の L E D 化を行うとの答弁がありました。

また、日本一長い運動場線の外灯の L E D 化についてただしたのに対し、事業費は1,903万2,000円であり、日本一長い運動場線にある外灯124基のうち、L E D 化が済んでいない93基の L E D 化を行うとの答弁がありました。

また、中尾山公園のトイレ改修工事についてただしたのに対し、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレの改修工事を予定していたが、補助額の減額に伴い、今年度は男子トイレと女子トイレの工事を行った。多目的トイレについては、令和 7 年度の事業費予算として要求する予定であ

るとの答弁がありました。

また、家賃低廉化事業についてただしたのに対し、市営住宅近傍同種の賃貸物件と比較し、差額の45%を国庫補助金で補填する。基本的には、住宅の管理開始から10年間、新規に土地の取得を伴う場合は20年間の市営住宅が対象であり、令和6年度現在、対象戸数は77戸、入居者は約150人であるとの答弁がありました。

また、中尾山公園の工作物収去土地明渡請求の状況についてただしたのに対し、令和6年4月25日、弁護士と訴訟の委任の委託契約を締結し、着手金等を支出した。令和7年2月21日付で、弁護士から熊本地方裁判所八代支部宛てに訴状を発送した。

あわせて、訴状は受理されたのかただしたのに対し、訴状は先週金曜日に発送されたため、現在、八代支部に到着する頃であり、受理されたかどうかは当方では確認していないとの答弁がありました。

また、LPガス使用世帯物価高騰対応補助金について、前回は市民からの申請が必要であったが、今回はどうかただしたのに対し、詳細はまだ決まっていないが、市民からの申請方式は大変であり、本市だけでなく、他市町村からも事業者で対応できないかと要望を上げた。しかし、事業者によっては、システム改修の負担が大きいため、難しいと県から回答があったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第31号令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和6年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,792万5,000円増額して8億6,498万4,000円に、収益的支出の額を1,792万5,000円増額して8億6,498万4,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を266万6,000円減額して、1億5,684万8,000円とするものである。

補正の主な内容としては、収益的収入において、職員の退職に伴う一般会計繰入金を増額を、収益的支出において、職員の退職に伴う人件費を増額を行っている。

また、資本的収入において、出資金の減額を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新聞に下水道の点検をしている自治体があるとの記事があったが、本市での点検の必要性はどうかただしたのに対し、本市でも一部緊急点検を行っており、比較的深さがあり、管の口径が大きいもの、老朽化して陥没した場合の影響が大きいところを中心に、水俣市の污水管のうち、約10%を調査した。管の老朽化による陥没は、今回の緊急点検では見られなかったとの答弁がありました。

あわせて、本市で一番大きい管の直径はどのくらいかただしたのに対し、1.2メートルである

との答弁がありました。

さらに、埋設して一番古いものは何年かただしたのに対し、最も古いものは昭和55年に埋設され、45年経過している。管の耐用年数は50年であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第1号令和6年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

本案は、エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第3款民生費に、低所得者支援給付金事業、第4款衛生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金、第9款教育費に、物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金を計上している。

また、繰越明許費の補正として、令和6年度低所得者支援給付金事業外3件の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、省エネ家電製品買換え促進補助金について、令和6年度で実質3回目となるが、2回目のときに抽せんに漏れた人や、補助金がないときに購入した人などを救済する対応ができないかただしたのに対し、できる限り、市民の不満が増幅しないように対応を考えたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第26号令和6年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、自立支援給付費、高齢者施設等に係る物価高騰支援事業、保育所・認定こども園物価高騰対策事業、第4款衛生費に、水俣病資料館整備事業などを計上している。

なお、財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第21款市債をもって調製している。

このほか、繰越明許費の補正として、高齢者福祉センター管理運営費外10件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、子育て短期支援事業委託料外26件の追加、基幹相談支援センター

委託料外2件の廃止を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、児童福祉総務費の物価高騰対策事業補助金について、熊本県が令和6年4月から12か月を対象に支援を実施することになり、本市も併せて支援を行うもので、さきに市が独自事業として、令和6年4月から9か月を対象に支援した額を差し引いて支援を行うということであるが、市の一般財源は、当初より減額になるということかただしたのに対し、今回の事業は、県が市の独自事業に上乘せするものであり、市の一般財源が少なくなるものではなく、今回の県の助成額と合わせて、より手厚い支援ができる取組であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ848万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ35億6,179万4,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第5款基金積立金に、国民健康保険事業財政調整基金積立金の増額、第7款諸支出金に、国県支出金等返還金及び国保直営診療施設運営特別費用助成繰出金の増額を計上している。

この財源としては、第4款県支出金、第5款財産収入、第6款繰入金、第7款繰越金をもって調製している。

また、債務負担行為の補正として、口座振替受付サービス手数料及び特定保健指導業務委託料の追加を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ884万7,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ5億2,338万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人件費の増額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上している。

この財源としては、第3款繰入金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,467万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億597万3,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第2款保険給付費において、執行見込額による予算調整及び5年度介護給付費の精算後残高の積立を計上している。

これらの財源としては、第8款繰越金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第30号令和6年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和6年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を6,052万5,000円増額し、補正後の収益的収入の額を81億4,799万4,000円とし、収益的支出の額を5,011万9,000円増額し、補正後の収益的支出の額を81億1,707万8,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を240万9,000円増額し、補正後の資本的収入の額を14億965万3,000円とし、資本的支出の額を245万6,000円増額し、補正後の資本的支出の額を22億3,607万4,000円とするものである。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしている。

補正の内容としては、収益的収入において、外来収益及び負担金並びに繰入金の増額を行い、収益的支出において、薬品費及び支払利息の増額を行っている。

また、資本的収入及び資本的収支において、1階ホールLED化工事に伴う経費の増額を行っている。

このほか、予算第5条に定めた、企業債の限度額を増額、また予算第8条に定めた、棚卸資産の購入限度額の増額を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年2月27日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第11号）中付託分	承認	全員賛成
議第26号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第12号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第31号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年2月27日

厚生文教常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第11号）中付託分	承認	全員賛成
議第26号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第12号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第27号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第28号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第29号	令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成
議第30号	令和6年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の審査報告は終わりました。

これから、委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで、討論の通告はありません。

したがって、討論なしと認めます。

これから採決します。

議第1号専決処分¹の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、いずれも承認であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第26号令和6年度水俣市一般会計補正予算第12号から議第31号令

和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号まで、以上6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本6件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本6件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(岩村龍男君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日28日から3月10日までは、議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、3月11日の会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は3月3日正午まで、議案質疑の通告は3月11日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後5時53分 散会

令和7年3月11日

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月11日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時23分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（橋本 晃 君）
主 任（宮崎 聖子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（原 弘樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田中 真也 君）	教 育 長（小島 泰治 君）
総務企画部次長（岡本 夫美代 君）	上下水道局長（永田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博 君）	総務企画部市長公室長（白本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克 君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行 君）
福祉環境部こども子育て課長（赤司 和弘 君）	産業建設部観光戦略課長（高橋 麻衣 君）
産業建設部農林水産課長（山村 良一 君）	教育委員会事務局教育課長（設楽 聡 君）

○議事日程 第2号

令和7年3月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|---|
| 1 小路貴紀君 | 1 水俣高校の支援について |
| | 2 移住定住施策の支援拡充について |
| | 3 中心市街地の活性化について |
| | 4 スポーツを中心とした活力創出について |
| | 5 子育て世帯への支援拡充策について |
| | 6 上下水道事業について |
| 2 森川武治君 | 1 第八次水俣・芦北地域振興計画について |
| | 2 農業者の確保について |
| 3 平岡朱君 | 1 出生数の減少に伴う子育て支援について |
| | 2 多様な性を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について |
| 4 藤本壽子君 | 1 水俣市こども家庭センターについて |
| | 2 水俣の「自然」や「文化財」を生かした観光について |
| | 3 (仮称)肥薩ウインドファーム及び(仮称)出水ウインドファームによる大型風力発電建設計画について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（岩村龍男君） 会議に先立ちまして、お知らせをします。

本日3月11日は、2011年、東日本大震災発生の日にあたります。

午後2時46分のサイレンに合わせ、黙祷を行いますので、議場内の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

監査委員から、令和6年9月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告、及び令和6年度定期監査（後期1月実施分）の結果報告があり、事務局に備え付けてありますので、

御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、赤司こども子育て課長、山村農林水産課長、高橋観光戦略課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 おはようございます。真志会の小路貴紀です。

去る2月23日に開催されました、第52回市民駅伝競走大会に、市議会チームは昨年に引き続き2回目の出場となりました。

真野総務産業委員長の強烈かつ一方的とも言えるリーダーシップのもと、栄誉ある選手に選ばれたことを、心なしか喜ぶ議員はほぼおらず、義務感だけで走り切っていたのが印象的でした。

課長以上で編成された一新会へのリベンジをと、ただ一人、燃えたぎる闘志をあらわにした真野委員長のすばらしいスタートから始まり、と振り返りたいところですが、自慢話の披露につながってしまう懸念と、真野委員長以下の選手に配慮しまして、省略します。

次は、3月23日開催のモルック大会に市議会で2チームエントリーしております。

市イベントへの参加を通して、市民の皆様と時間を共にすることは、市議会及び議員活動を理解していただく一助となり、距離が縮まるよい機会になると思う次第です。

さて、令和7年度を迎えるに当たり、市長施政方針及び当初予算における新規事業、及び大幅に見直された事業を中心に質問したいと考えます。

事業の分野や所管の担当課と多岐にわたりますが、新たな事業などに対して、やる気あふれる答弁を期待しまして、以下、通告に従い質問に入ります。

1、水俣高校の支援について。

①、本年4月、新設の半導体情報科がスタートするが、入学予定者はどうなっているか、お尋ねします。

②、県立高校とはいえ、これまで本市から手厚い支援を続けている。半導体情報科の新設も見

据えて、新たな支援の拡充策はどういうものか、お尋ねします。

③、市長施政方針で、給食センター施設の有効活用に触れられた。水俣高校への弁当配達なども検討の余地があると思うがどうか、お尋ねします。

2、移住定住施策の支援拡充について。

①、新築住宅の建築及び取得等に際して、住居取得支援補助金及び市産材利用促進事業を見直すとのことだが、目的と内容はどのようなものか、お尋ねします。

3、中心市街地の活性化について。

①、これまで、継続して一般質問に取り上げてきたが、エムズシティの活用も含め、重点的に取り組む施策はどういうものか、お尋ねします。

4、スポーツを中心とした活力創出について。

①、本市の社会人女子サッカーチーム「水俣ユニオン」を支援するため、官民一体の取組として、地域おこし協力隊制度の活用が挙げられているが、隊員募集のスケジュール及び想定している業務や活動内容はどのようなものか、お尋ねします。

②、市長がトップセールスを担っている台湾との交流について、スポーツを通じた交流の機会をどのように創出するのか、お尋ねします。

5、子育て世帯への支援拡充策について。

①、放課後児童の居場所づくりに関して、新たな受皿となる事業はどういうものか、お尋ねします。

②、乳幼児及び妊産婦の健康診査に関して、新たに実施される事業はどういうものか、お尋ねします。

③、高岡市長就任時の目玉施策であった給食費の月額1,000円補助が、令和7年度は、第2弾として大幅な補助拡充になっている。決断した動機は何か、お尋ねします。

6、上下水道事業について。

①、上水道管及び下水道管の現状並びに老朽化対策はどのような状況か、お尋ねします。

②、令和7年度当初予算において、水道事業会計及び公共下水道事業会計の双方ともに、審議会委員報酬が計上されているが、審議会設置の目的は何か、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、水俣高校の支援について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、水俣高校の支援について、順次、お答えします。

まず、本年4月、新設の半導体情報科がスタートするが、入学予定者はどうなっているか、と

の御質問にお答えします。

新聞報道等によると、半導体情報科の令和7年度募集定員20人に対し、2月21日時点で、前期選抜試験の合格内定者数が7人で、全て学区内であり、後期選抜試験の出願者数が1人で学区外となっております。

次に、県立高校とはいえ、これまで本市から手厚い支援を続けている。半導体情報科の新設も見据え、新たな支援の拡充策はどういうものか、との御質問にお答えします。

本市ではこれまでも、水俣高校総合支援補助金として、水俣高校生徒及び保護者に対して、様々な支援を行ってまいりました。

令和7年度からの新たな支援として、半導体情報科に入学する生徒への学用品助成、工業系、商業系の資格取得合格者への検定料助成や、九州大会以上の出場者への奨励金を追加しております。

また、肥薩おれんじ鉄道通学定期代助成については、これまでの定期券年額の10%、上限1万5,000円から25%、上限2万円に増額しております。

次に、私が施政方針の中で触れた、給食センター施設の有効活用に関して、水俣高校への弁当配達等の検討の余地があると思うがどうか、との御質問にお答えします。

弁当を作って配達することは、施設の状況等から難しいと考えますが、現在、小中学校に提供している給食を、水俣高校に配送して提供することについては、検討する余地があると考えております。

令和6年9月に給食センターの職員が水俣高校を訪問して、現場の確認を行ったところ、人員と給食を提供するスペースを確保できれば、30人程度の提供については可能性がある、ということでしたので、今後の給食センター施設の有効活用策の一つとして、検討を継続したいと思っております。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 全国初の半導体の専門学科新設ということで、話題性及び期待も大きかったと思いますが、初年度定員割れの可能性を受けて、拍子抜けといいますか、失望感も否めません。

昨年春、熊本県が発表した学科新設の時期も、進学先を決めるタイミングとのタイムラグが生じたことも、影響したのではないかと思うところもあります。

熊本県、特に県教育委員会のこれまでの関わりや対応状況、併せて定員割れの可能性をどのように考えているか、知りたいところでありますが、次の機会に考えたいと思います。

令和5年11月には、水俣市、アスカインデックス社、県立水俣高校の3者といち早く連携協定を行ったことも、半導体情報科の新設につながっていると思いますので、引き続き、県教育委員会の主体性を引き出せるよう、本市からのアプローチをお願いしたいと思います。

本市では、既に市内中学生がアスカインデックスを訪問し、見学・研修を行う取組をスタートさせています。

半導体情報科における学びの内容、資格取得、就職や進学につながる道筋が、新設であればこそ、逆にイメージが沸きづらかったことも、進学の選択として不安が残ったままだったかもしれません。

これからは、先ほどの答弁でありました水俣高校の支援拡充策の周知と、中学生及び保護者への認知、またアスカインデックスと半導体情報科がより密接につながっている実情を、より詳しく、中学生には早い時期に知ってもらうことが、定員確保のためには重要になってくると思います。

例えば、中学2年生時に、社会学習の一環として具体的カリキュラムに盛り込む。令和7年度は、新3年生を対象に、夏休み前までに早急に実施できないか。基本は、全生徒対象が望ましいですが、難しければ希望者を募るとか、市内のみならず、芦北管内の中学校も対象にするといった考えも浮かびます。

そこで質問します。

今後、半導体情報科の定員確保に向けては、水俣・芦北管内の中学校と水俣高校及びアスカインデックスとの交流機会をつくるべきと考えるかどうか、お尋ねします。

来年度以降、市外からの入学希望が増えてくる場合を考えると、下宿などの確保も必要になってきます。

高校近くの空き家を活用したルームシェア、あるいは、食事面をサポートする目的で、生徒に母親がついてきて、3年間一緒に水俣で生活をするスタイルも考えられます。

そこで、質問します。

今後、市外からの入学者対応として、下宿先及び空き家活用による仮住まいの確保策が必要になると考えるがいかがか、お尋ねします。

給食センター施設の有効活用については、既にアクションをとっておられるということでした。

私が卒業した県立高校には、学食がありました。民間のホテル業者が委託を受けて、定食やカレー、麺類を食べることができました。当時は、当たり前とと思っていましたが、卒業してから割と恵まれていたんだと、気づかされました。

水俣高校での給食提供が実現すれば、保護者の負担軽減になります。高校進学に当たっての一つの選択肢にもなりますので、新たな支援の一つとして引き続き検討いただければと思います。

質問は2点です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員 2 回目の御質問にお答えします。

まず、1 点目の今後の半導体情報科の定員の確保に向けて、水俣・芦北の管内の中学生と水俣高校生が、ディスカッションなどの交流の機会をつくるべきと思うがいかがか、という質問でございました。

現在、中学校と水俣高校及びアスカインデックスとの半導体に関する交流機会は、教育委員会が双方の日程調整を行う窓口となりまして、水俣高校の生徒が講師となるプログラミングの出前授業、アスカインデックスが講師となる半導体の出前授業や、工場見学を実施しているところでもありますけれども、今後さらにこのような交流機会を増やしまして、半導体情報科への進学希望者の増加につなげていきたいと考えております。

また、市内中学校へ、水俣高校が学校の魅力を発信できる機会を増やすように取り組むとともに、芦北町、津奈木町の中学校にも発信の機会を増やせるよう、熊本県芦北教育事務所及び各教育委員会と協議をしまいたいと考えております。

2 点目の、今後、市外からの入学者の対応策として、下宿及び空き家の活用が必要となると思うがどうか、という御質問でございました。

現在の水俣高校の在校生は、ほとんどが水俣・芦北管内からの生徒であります。管内の生徒数も減少し、定員割れも続いている中ではありますけれども、半導体情報科が4月からスタートすることもあり、入学者増に向けた取組も進めております。

今後は、遠方からの入学者が見込まれますので、仮住まいの確保は、大変重要であると認識しております。また、全国や県内でも空き家を活用した寮やシェアハウスを県と町で費用分担をして、整備している事例がございます。

生徒によっては、食事つきの下宿、アパート、一軒家など、住まいのニーズが異なることが想定をされます。どのように整備をしていくのか、家賃補助を含めまして、水俣高校をはじめ、県教育委員会と協議を進めてまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 今回の定員割れで心折れることなく、これからの対応次第でいかようにも前に進めるすべは見てくると思っております。

就職や進学の実績が出てくるまでには、3ないし4年はかかりますので、これからの地道な取組をお願いしたいと思います。

今や県立高校を地元自治体が支援することも特別なことではなく、むしろ当たり前になりつつある現状について、疑問を投げかけたいと思います。

本市も早くから水俣高校の支援を行っていますが、一方で、本市のみならず、地元自治体の支援自体が比較対象となって、進学先を決める要素の一部になってきている感も否めません。

例えば、マンガ学科の新設による多方面な支援であったり、アイドルグループの衣装を手がけるデザイナーのデザイン制服を採用したり、定期代補助の金額比較などなど、県立高校のあるべき姿から、地元自治体の支援という善意自体が、良い悪いとか、多い少ないとか、高い安いと判断されることは、支援している自治体にとっては余りにも酷な話です。

地元自治体の支援を当たり前、また、他力本願のように頼る姿勢ではなく、本来は県立高校の所管である熊本県が主体的かつもっと真剣に考えていただくべき問題ではないのかと、御指摘申し上げて、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、移住定住施策の支援拡充について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、移住定住施策の支援拡充について、お答えします。

新築住宅の建築及び取得等に際して、住居取得支援補助金及び市産材利用促進事業を見直すとのことだが、目的と内容はどのようなものか、との御質問にお答えします。

まず、市外からの転入者が、本市において新築住宅または中古住宅を取得する場合に、補助金を交付する「水俣市住居取得支援補助金」について、転入者だけでなく、現在市内に居住されている方々にも利用可能とし、また、補助金額を引き上げるよう、令和7年度より拡充いたします。

まず、対象者につきまして、現在39歳以下の方で、市内に住居を取得する場合、現在の居住地にかかわらず、補助金の対象とします。また、市内における新築住宅取得を後押しするため、新築取得に対する補助額を50万円に引き上げるとともに、市内事業者を応援する観点から、市内に本店を有する事業者が建築する場合は、さらに50万円加算して、最大100万円交付します。なお、従来は最大3年間で分割して交付していた補助金を、1回の申請で全額交付できるよう見直します。

次に、市産材利用促進事業については、林業及び木材の振興、並びに定住促進を目的として、市産材を利用した住宅及び店舗を建築する者に対して、補助金を交付するもので、延べ床面積1平方メートル当たり、市内在住者に対しては6,000円、移住者に対しては1万円、上限はそれぞれ50万円と100万円として実施していましたが、近年の資材単価や人件費の高騰に対応できていないと、水俣芦北木材協会をはじめとする関係団体等から、上限額引上げの要望が出されておりました。

そこで、制度設計の見直しを行った結果、「市内在住者」、「移住者」と区別することなく、林業及び木材の振興、定住促進をさらに幅広く使いやすい補助制度とすることを目的に、令和7年度から延べ床面積1平方メートル当たりを1坪当たりに変更し、補助金額を一律2万円、上限

額を200万円に引き上げたいと考えております。

なお、両制度の詳細については、4月以降に随時お知らせしてまいります。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 水俣市住居取得支援補助金及び市産材利用促進事業の目的はそれぞれ違うものの、令和7年度においては、市外からの移住者と市内在住者の区別なく、補助金を大幅に見直して支援拡充が図られます。行政が、水俣に住み続けられる環境を強固に後押しする面でも、制度の大幅な見直しを歓迎したいと思います。

水俣市住居取得支援補助金の見直しについて、地域振興課に確認したところ、新築住宅の場合、市内事業者と市外事業者の区分、併せて中古住宅購入の予算総額は、令和6年度の360万円から、令和7年度では2,130万円に増額。一方、市産材利用促進事業の予算総額は、令和7年度一般会計予算説明資料からしますと、500万円から400万円に減額されています。1件当たり補助上限の200万に達しない新築住宅もあると思いますが、単純計算では、補助上限の2件分となります。

水俣市住居取得支援補助金の利用に際して、市内事業者に新築をお願いするときは、市産材利用促進事業を併用することも考えられるわけですので、両制度の予算計上に大きな差が出ている現状を疑問に思うところもありますが、いずれにしても、年度予算の上限に達しそうな場合に、一旦制度の受付を締め切るのではなく、補正を組んでの制度継続を図りつつ、水俣を選んで住み続けてくれるためのバックアップを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、中心市街地の活性化について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、中心市街地の活性化について、お答えします。

これまで、継続して一般質問に取り上げてきたが、エムズシティの活用も含め、重点的に取り組む施策はどういうものか、との御質問にお答えします。

中心市街地の活性化については、意欲的な民間事業者の活力と行政の支援による相乗効果が重要と考えております。

そのため、本市では、南九州西回り自動車道の延伸に向けて、今後、市内の「滞留人口の増加」及び「にぎわい創出」に資する空き地や空き店舗を活用した新規店舗等の設置に意欲的な事業者への新たな補助制度の創設を考えているところです。

あわせて、中心市街地の中でも、長年にわたり、本市のにぎわいを支えてきたエムズシティの空きフロアにつきまして、先ほどの新たな補助制度等を活用して、民間の力を後押ししつつ、本市も主体となって集客力の見込める公共施設として活用することで、中心市街地のにぎわいづく

りのために、第一歩としたいと考えており、現在、庁内に設置している「中心市街地活性化プロジェクトチーム」において、公共施設の機能移転の可能性について、検討をしているところです。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 私は、今の中心市街地の活性化のためには、意図的に人の流れをつくり出さなければならぬとの考えで、これまで中心市街地の空き店舗や空きスペースの活用、市役所の出先機関としての機能を設けられないかなど、提案してまいりました。

個人的には、新庁舎の建設場所が議論された時期に、市内中心部が適地との立場を主張しました。金融機関が集中している、医療センターや商工会議所も近い、職員のランチタイムで飲食店に出向きやすいなどの副次的効果も大きく、新庁舎建設に際して、これからの40年、50年を見据えたコンパクトなまちづくりにつなげるべきとの思いからでした。

新庁舎と中心市街地が一体化することで、意図的に人の流れをつくり出そうとせずとも、自然と活性化につながっていたであろうことを想像できる今、後悔ともどかしさを改めて感じています。

さて、昨年3月に実施された水俣市都市計画マスタープラン改定に係る高校生アンケートの集計結果が公開されています。中心市街地への利用度合いは、エムズシティから水光社周辺が最も多く、また、市全体の活性化に向けて重点的に活用したり、整備すべき場所や資源に対する回答でも、エムズシティ周辺が最も多いことが分かりました。高校生をはじめ若者にとっては、ショッピングモールや娯楽施設が少ない中であって、せめて気兼ねなく集まりやすい場所の確保を急ぐとともに、平日昼間は子育て世帯や年配者、平日夕方や休日には若者が集う、多世代交流拠点の早期実現を期待しています。

現在、庁内の中心市街地活性化プロジェクトチームにおいて検討中とのことですが、私自身も施設充実のためのアイデアを提案していければと思っています。

昨年12月定例会において、エムズシティの建物調査に関する補正予算が成立していますが、そこで、1点質問します。

エムズシティの活用について、調査・設計・改修など、スケジュールの見通しは怎么样了か、お尋ねします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

エムズシティの活用について、今後のスケジュールの見通しは怎么样了か、とのお尋ねでございました。

今後の詳細なスケジュールについては、設計の段階で詰めていくこととなりますが、建物調査

の検討結果を受けて、エムズシティが使用可能であると判断した場合、令和7年度には改修工事に向けた設計業務を実施し、令和8年度当初予算において工事費を予算化、8年度中には、工事を完了させるスケジュールを想定しております。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、スポーツを中心とした活力創出について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、スポーツを中心とした活力創出について、順次、お答えします。

まず、本市の社会人女子サッカーチーム「水俣ユニオン」を支援するため、官民一体の取組として、地域おこし協力隊制度の活用が挙げられているが、隊員募集のスケジュール及び想定している業務や活動内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

「水俣ユニオンフットボールウイメン」につきましては、施政方針でも述べさせていただきましたように、今シーズン県リーグ全勝で首位通過、九州リーグ2部昇格が決定をいたしました。

令和7年1月末現在、選手21人のうち19人が本市へ移住、そのうち内定を含む13人を市内企業が雇用し、市内企業を中心に17社がスポンサーとしてチームを支援しています。令和7年4月下旬には、九州リーグ2部が開幕しますので、1日でも早く、地域おこし協力隊の委嘱ができるよう努めてまいります。

また、想定している業務や活動内容につきましては、チーム運營業務のサポート等が主な業務ですが、サッカーを通じた地域とのつながりの創出や、スポーツ推進活動、地域活性化のための事業への協力及び企画運営等への業務も担っていただく予定です。

次に、市長がトップセールスを担っている台湾との交流について、スポーツを通じた交流の機会をどのように創出するのか、との御質問にお答えします。

スポーツを通じた交流の機会の創出として、まずは、かつて行われていたドラゴンボートでの相互交流を復活したいと考えております。

令和6年11月に、日本ドラゴンボート協会から御紹介いただいた台湾ドラゴンボート協会を訪問し、第50回記念大会を迎える競り舟大会へ台湾チームに参加いただくとともに、本市からも、10月に台湾で開催される国際ドラゴンボート大会へ招待いただけることとなりました。

このことは、50回を迎える競り舟大会へ花を添えることができ、また、今後、スポーツを通じた台湾との交流の足がかりにしたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 地域からプロ化を目指すために、官民一体の取組により、新しい価値を生み出すことは喜ばしいことと思います。

既に、水俣ユニオンは市内企業17社がスポンサーとしてサポートしてくれています。

箱根駅伝でも、ユニホームの胸元に、自治体名のステッカーを見ることも普通になりました。

そういうことから、スポーツを通じた自治体支援や官民連携は、今後ますます増えていくものと考えます。

地域おこし協力隊制度に関して、本市では活用が余りうまくいっていないと、率直に感じております。

新たな分野、活用において、ぜひとも地域おこし協力隊がよい成果をもたらしてくれる活躍を期待するとともに、スポーツコミッションなどとの連携で、地域スポーツの活性化に向けた波及効果も期待したいと思います。

台湾との交流についてですが、本市での競り舟大会やドラゴンボートレースの際には、水俣市競り舟協会が尽力してくれており、協会メンバーも若返ったこともあり、一生懸命頑張ってくれています。昨年11月には、「みなまたパドルフェスティバル」の初開催にこぎ着けて、県外及び海外からも多くの方々が訪れて、ドラゴンボート及び競り舟のレース、SUPやアウトリガーカヌーの体験など、選手そして観客も楽しめて、こぎの文化が根づく水俣、パドルスポーツの聖地水俣を大いに発信するイベントを行ってくれました。

今後の台湾との交流においては、水俣市競り舟協会を中心に、若手が活躍する場にもつなげていただくよう申し上げて、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、子育て世代への支援拡充策について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、子育て世帯への支援拡充策について、順次、お答えします。

まず、放課後児童の居場所づくりに関して、新たな受皿となる事業はどのようなものか、との御質問にお答えします。

現在、市内の学童クラブで待機児童が発生している状況もあるため、さらに放課後の居場所づくりを進める必要があります。

令和7年度は、民設学童クラブを1か所増設予定であるほか、放課後居場所緊急対策事業を実施することとしております。この事業は、放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず、利用できない児童の受皿や多様な居場所を確保するため、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、地域の身近な施設等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り等を行い、放課後の子供の居場所を提供する事業です。

なお、市内の認定こども園2か所での実施を予定しており、原則として週3日以上、かつ1日2時間以上の開設を原則とし、学童クラブとは異なりますが、本市の状況に応じた居場所づくりにつながるものと考えております。

次に、乳幼児及び妊産婦の健康診査に関し、新たに実施される事業はどのようなものか、との御質問にお答えします。

まず、乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、新たに1か月児健康診査事業を実施いたします。

本事業は、これまで、個人負担で実施されてきた医療機関での1か月児健康診査の費用に対して、上限6,000円の費用助成を行うものです。委託医療機関実施分だけでなく、里帰り先の医療機関等で実施された場合も、一旦、費用を負担していただいた後、申請により助成を受けることができます。

また、産後鬱などの予防を図り、母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査事業を実施いたします。

本事業は、産後2週間や1か月の産後間もない産婦を対象に、これまで個人負担で行われていた医療機関での健康診査の費用に対し、1回当たり5,000円を上限として、最大2回助成するものです。

本事業においても、1か月児健康診査と同様、委託医療機関実施分だけでなく、里帰り先の医療機関等で実施された分も、一旦、費用を負担いただいた後、申請により助成を受けることができます。

また、妊婦が安全・安心に妊娠・出産ができ、経済的負担の軽減を図ることを目的に、遠方分娩施設交通費等助成事業を実施いたします。

本事業は、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し、出産時の分娩取扱施設までの交通費及び出産までの間、近隣で待機するための宿泊費の助成を行うものです。対象者となるのは、医学的な理由により、熊本大学病院等の周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、居住する場所から周産期母子医療センターまでおおむね60分以上移動時間を要するハイリスク妊婦と、里帰り先が離島等で、居住する場所から最寄りの分娩取扱施設までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦となります。

交通費助成額につきましては、タクシーを使用した場合は、実費額の8割で、片道につき上限額各1万6,000円、そのほかの移動手段の場合は、市の旅費規程に準じた額の8割で上限額4,000円を助成いたします。

宿泊費助成につきましては、実費額から1泊当たり2,000円を控除した額か、1泊当たり上限額6,000円のいずれか低いほうを最大14泊分助成いたします。

県内の周産期母子医療センターは、熊本市内に立地していることから、本事業の実施により、特にハイリスク妊婦の経済的な負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

これらの取組を新たに拡充することにより、母子保健の充実を図り、若い世代が子供を産み育

てたいと思える環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、給食費の月額1,000円補助が、令和7年度は第2弾として大幅な補助拡充になっている。決断した動機は何か、との御質問にお答えします。

学校給食費補助金については、子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和元年度から、月額1,000円の補助を実施しており、県下14市では、無償化している自治体を除くと、保護者負担は最も小さくなっていました。

今回の補助拡充により、月額補助を1,500円に引き上げるとともに、第2子の給食費は半額、第3子以降は無償といたします。これにより、給食費の支出が多くなる多子世帯に対する支援に関しては、同様の施策を講じている県内3市の中で、最も充実した内容となります。著しい物価高騰が続き、その影響が生活全般に及んでいる状況の中で、子育て世代、保護者の皆様の生活を守ることは、極めて重要であると考え、今回の決断に至りました。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 令和7年度一般会計予算の説明資料を確認し、子育て世帯に対する事業の新規及び見直しによる支援の拡充が目につきました。質問した以外でも、新たな事業として「地域こどもの生活支援強化事業」もあります。学童クラブに関して、新たに袋小校区で民設を確保できたことは、待機児童の対策としてタイムリーな対応であり、保護者が安心感を持ってもらうことは何よりだと思っております。

給食費に関しては、本議会でも無償化を望む意見が出されてきました。無償化を理想とするならば、「理想－現実＝不満」という算式が成り立ちます。すなわち、無償化と不満解消は必要十分条件になります。

しかし、そもそも無償化している自治体を除くと、月額1,000円の補助によって、県下14市では、保護者負担は最も少なくなっていたこと。これが6年間継続されてきたこと。あわせて、今回の第2弾の大幅見直しによって、同様の施策を講じている県内3市の中で最も充実した内容になること。

私たち議員は、不満だけにスポットを当てて0か100で考えるのではなく、県内で最も充実した内容であるというこの事実を、しっかりと保護者に伝えることも、不満を解消する上では、大事なことだと認識しています。

無償化については、国で協議されていますので、今後の動向を注視したいと思いますが、本市における今回の第2弾の補助拡充の財源として、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充てられています。来年度以降も、交付金などの有無に関係なく、補助を継続していただくよう、ぜひともお願いします。

現実の取組が保護者にしっかりと伝わることで、安心と感謝につながると信じています。

乳幼児及び妊産婦に関して、産科については、総合医療センターのみになりました。個人病院の経営等に、行政が直接関わることはできないと分かっているにもかかわらず、産科及び小児科の個人病院がない現状に、市民にとっては、水俣市という街の取り巻く環境自体に不安を抱えています。そういった中で、令和7年度の乳幼児及び妊産婦に対する新たな事業は、行政が手厚くしっかりとサポートしていく強いメッセージになります。

市内において、産科の選択肢がなくなったことへの不安解消策、妊娠出産期を安心安全に過ごしてもらう上でも、まずは、制度の徹底的な周知・認知活動が重要です。一度きりの広報とかではなく、あらゆる手段を使うことで、制度を知っている人が、知らない人に口コミで伝えてもらうような環境づくりを図ってほしいと思います。

そこで1点質問します。

妊産婦の支援拡充の内容については、積極かつ集中的にPRすべきと考えるがどうか、お尋ねします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員2回目の御質問にお答えいたします。

妊産婦の支援拡充の内容について、積極的かつ集中的にPRをすべきだ、というふうな御質問でございます。

小路議員御質問のとおり、妊産婦等への支援拡充の内容につきましては、積極的に周知をしていく必要があると考えております。母子健康手帳交付等での妊産婦との面接時や医療機関受診時に情報提供を依頼するなど、個別に情報提供を行うとともに、事業開始となる令和7年度は、市のホームページや市の公式LINE、広報みなまたなどを活用しながら、定期的に情報発信するなど、集中的に周知に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、上下水道事業について、答弁を求めます。

永田上下水道局長。

（上下水道局長 永田久美子君登壇）

○上下水道局長（永田久美子君） 次に、上下水道事業について、順次、お答えします。

まず、上水道管及び下水道管の現状並びに老朽化対策はどのような状況か、との御質問にお答えします。

上水道管につきましては、法定耐用年数を超過しているものが約28キロメートル存在しております。老朽化対策としまして、優先順位をつけ、順次、耐震管への更新を行っているところです。

また、下水道管につきましては、法定耐用年数を超過しているものはありません。1月に発生しました埼玉県八潮市の下水道管破損による道路陥没事故を受け、緊急点検を実施しましたが、陥没につながる異常は見つかっておりません。

また、日常的に職員や委託業者による点検・調査を行っており、異常が見つかった場合には、修繕や更新等を進めていくこととしております。

次に、令和7年度当初予算において、水道事業会計及び公共下水道事業会計の双方ともに、審議会委員報酬が計上されているが、審議会設置の目的は何か、との御質問にお答えします。

水俣市上下水道事業審議会は、本市の水道事業及び公共下水道事業の適正かつ健全な運営を図るため、条例に基づき設置することとしております。

今回は、令和3年3月に作成しました「第4次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画」、令和6年3月に改定しました「水俣市公共下水道事業経営戦略」に記載しております内容に基づき、令和9年4月の上下水道料金の値上げにつきまして、御審議いただくことを目的としております。

今後のスケジュールとしましては、令和7年度中に審議회를約5回開催、令和8年度中に条例改正案を提出し、料金システムの改修を経て、令和9年4月から料金改定を実施する予定としております。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 直近の千葉県大網白里市や先ほどありました埼玉県八潮市の上水及び下水管の破損は、国全体の問題として、インフラの寿命や老朽化対策など、注目を集めることになりました。

本市の下水道管の緊急点検では、異常は見つかっていないということで、ひとまず安心しました。

審議会設置の目的は、上下水道料金の値上げに関する審議であり、令和9年4月実施とのことでした。

私は過去、決算認定審査会委員のときに、必要な値上げは、早め実施すべきとの具申をした経緯があります。改めて、過年度の水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算書を見返しました。両会計ともに繰入金や補助金、出資金などの科目は違えども、一般会計からの繰入れがなされています。

水道事業会計では、ある程度の剰余金処分額が発生し、建設改良積立金への積立て及び資本的支出の不足額の補填として充当される場合があります。

一方、公共下水道事業会計では、剰余金処分額が少ないために、建設改良積立金へ積み立てる原資が不足しています。

本来、公営企業は、独立した経営、会計の運営が図られなければならないことから、目先の値上げ対応だけでは、将来の事業運営に支障を来す可能性があります。

特に、公共下水道事業会計においては、まず1つ目に、一般会計の繰入れに依存しない経営、次、2つ目に、より多くの剰余金処分額を計上できる経営とし、建設改良積立金への積立てによ

り、将来に備えて必要となる保守メンテ、老朽化対策、設備更新や投資の原資をこれから準備しておかなければならず、そこに値上げの必要性があると受け止めています。

そこで1点質問します。

料金改定の必要性を市民に理解してもらうためにも、設備の維持管理の経費及び今後必要とされる工事内容や、投資額との相関について、分かりやすい資料やデータを開示していく必要があると思うがどうか、お尋ねします。1点のみです。

○議長（岩村龍男君） 永田上下水道局長。

○上下水道局長（永田久美子君） 小路議員2回目の御質問にお答えいたします。

料金改定の必要性を市民の方々に理解していただくためにも、設備の維持管理の経費や今後必要とされる工事内容、投資額などについて、分かりやすい資料やデータを開示していく必要があると思うがどうか、との御質問でございました。

上下水道局のホームページに、毎年、水道事業及び公共下水道事業の決算状況の概要、経営比較分析表を掲載しております。

令和7年度は、市民の方にも分かりやすい資料を作成し、審議会での審議の進捗に合わせて、市報への掲載を検討していきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 別件ではありますが、さきに説明を受けました「第3期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定概要においては、本市の2060年人口を1万4,000人程度と設定していますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、1万人余ですので、相当ハードルが高い目標です。

もしかすると、市民の中には、上下水道を使う人が少なくなれば、設備の稼働率が落ち、給排水の量が減ることで、単純に料金は下がると思う方も一定数いらっしゃるかもしれません。

しかしながら、本市の人口が2万人から1万5,000人を割り込んでいく過程において、世帯分布が大幅に見直され、コンパクトな街になっていかない限り、1人当たりのインフラ維持管理費の負担は確実に増えていきます。

公共インフラの料金が安いにこしたことはありませんが、本市だけではなく、これから日本全体で抱える大きな問題です。単に値上げは困るという感情論ではなく、将来にわたって、市民生活の安心安全が確保されるための理性的な議論によって、令和9年4月に向かって、市民が受け入れられる上下水道事業の在り方が示されることを期待して、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩します。

午前10時23分 休憩

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森川武治議員に許します。

（森川武治君登壇）

○森川武治君 おはようございます。自民新未来の森川武治です。

岩手県大船渡市で発生いたしました大規模森林火災につきましては、心より御冥福を申し上げます。また亡くなられた方におきましては、御冥福並びにお見舞いを申し上げます。

議会開会日の数日前でしたが、夕方のニュースを見ていたところ、小島教育長がテレビ画面に出ておられました。何のニュースだろうと思っていたら、熊本県教育委員会のニュースで、小中学生の不登校事案についてのアンケートの件でした。

不登校生徒は、約5,800名ほどいるそうです。不登校の理由としての順位は、小学校は第1位「体がきつい」、第2位「嫌がらせやいじめ」、第3位「先生のこと」ですが、中学校では第2位と第3位が逆転し、「先生のこと」が第2位となっており、県教育委員会ではかなり困惑をされているようでした。

本年1月末に、我々の会派とこども未来会で、沖縄県名護市の教育委員会へ行政視察に行つてまいりました。

視察の内容の一部は、小中一貫校の取組について、小学校から中学校へ進学するに当たり、縦のつながりによる子供たちの不安を少なくし、先生との関係などの問題の軽減や、不登校の子供の抑制につながっているということでもありました。

先日、おとといですね、3月9日の日曜日、水俣第二中学校の卒業式に参加をいたしました。式の中で「楽しかったこと」、「つらかったこと」などの中学校3年間のそれぞれの思いを、卒業生が自分のことや先生へのお礼を述べていたのを聞き、先生たちが目頭を押さえられておられるのを見ると、生徒たちの成長を実感すると同時に、私も大変感激いたしました。

さて、日中は寒さも和らぎ、いよいよ本格的な春の到来となります。桜の花も待ち遠しいですが、熊本県の開花予想は3月23日だそうです。

既に、皆さん御承知のとおり、熊本県立水俣高等学校に全国初の専門学科となる半導体情報科が4月より始まります。TSMCの進出により、熊本県は100年に一度のビッグチャンスを迎えています。基礎からしっかりと学んで、大学等へ進学し、高度な専門知識を習得するなど、時代の流れに即した人材育成が図られることを大いに期待しております。

また、あと数年後には、南九州西回り自動車道は、水俣・出水間が開通し、大幅に延伸します。平成31年3月に水俣インターチェンジが供用開始され、各地域への移動が改善し、観光や商

業、運輸や交通などの各業界において、時間短縮や移動コストの削減など、プラスとなる効果が得られております。

しかし、一方では、国土交通省の資料によれば、袋インターチェンジ（仮称）でございますが、供用開始以降は、現在の国道3号線の車両交通量は、いわゆるストロー化現象により約70%減少すると予測されております。

西回り道延伸後、水俣市内への流動人口を呼び込むためには、広域交流拠点としてのエコパーク水俣、そして湯の児温泉、湯の鶴温泉という、一つの市に海と山の温泉が存在する珍しいロケーションは、大きなメリットであると考えています。

水俣市や商工会議所では、熊本県へ要望を行っている屋根つき運動施設の整備や、アクセス道路「汐見町1号線」の拡幅工事については、調査の予算を令和6年度確保していただきました。

「スポーツを通じた活力ある水俣」の実現のため、早期着工をお願いしたいと思います。

また、前回の一般質問でお伝えしましたが、令和6年6月17日には、八代・人吉・水俣の3商工会議所で、「熊本県南経済連携協議会」が発足いたしました。県北地域は、TSMCの進出により、人口の増加やインフラ整備の促進、新たな企業の進出、税収の増加など、経済面や生活面で変革と効果が現れております。しかしながら、県南地域においては、いまだ波及効果は見え、人口減少や高齢化の進展、人材不足による経済活動の低迷など、課題が山積しております。

このような状況を少しでも改善するため、本協議会を設置し、県南地域の活性化、一つの地域を点でなく、県南地域での面として捉え、様々な活動を行うことを目的としております。

高岡市長の施政方針にもありましたが、活性化のためには、「選ばれる水俣」になることが必要だと考えます。移住定住支援、婚姻時の住居関連支援により、住居で選ばれる。半導体人材育成により、教育で選ばれる。東京圏大学卒業予定者への採用活動時の来水支援や創業支援により、経済で選ばれる。セル看護提供方式の導入により、医療で選ばれる。インバウンド、スポーツ大会誘致、エコパーク施設充実により、観光で選ばれるなど、水俣市地域全体の底上げができると思います。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

第七次水俣・芦北地域振興計画の取組につきまして、令和6年9月議会におきまして、田口議員より、本市の地域振興における水俣・芦北地域振興計画についての質問があり、高岡市長より、スポーツを通じた振興事業、施設の充実、大会誘致、人材育成として、エコパーク水俣の整備、総合体育館空調施設整備、日本男子ソフトボールリーグやU-23アルティメット全国大会などの全国規模の大会の誘致、トップアスリートの招聘による指導者の育成、スポーツキッズサポーター基金による全国クラスへの大会へ出場する選手への奨励金の交付など、ハード面、ソフト面双方の事業を実施したことによる、交流人口の増加並びに経済振興を図ることができたとの

答弁があり、順調に地域の活性化に役立っていることを感じました。

水俣市には宿泊施設の不足や、農業者の高齢化、人口の減少などの課題があり、重要な施策については、水俣・芦北地域振興計画に載せて、要望を行い、財源確保につなげてほしいと思います。

本題に入ります。

大項目 1、第八次水俣・芦北地域振興計画について。

①、現在の進捗と今後のスケジュールはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

②、市として取り組むべき課題は何か、お尋ねします。

大項目 2、農業者の確保について。

①、水俣市の農業従事者及び基幹作物である不知火・甘夏・サラダたまねぎの生産量及び作付面積の推移はどうなっているか、お尋ねします。

②、過去10年間に於いて、水俣市の認定新規就農者のうち、かんきつ類で就農した農業者はどのくらいいるのか、お尋ねします。

③、水俣市の認定新規就農者への支援は、どのようなことを行っているのか、お尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、第八次水俣・芦北地域振興計画について、答弁を求めます。

白本市長公室長。

（総務企画部市長公室長 白本亮君登壇）

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 初めに、第八次水俣・芦北地域振興計画について、順次、お答えします。

まず、進捗状況及び今後のスケジュールはどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

第八次水俣・芦北地域振興計画につきましては、令和6年6月の熊本県議会定例会において、策定方針が示されて以降、県と1市2町が連携しながら、策定作業が進められております。

現在は、計画の骨格となる基本理念、目標、施策の方向性などをまとめた基本構想について策定作業中であり、令和7年7月頃をめどに決定する見込みです。

また、それと並行する形で、計画の初年度である令和8年度に取り組む具体的な事業をまとめた実施計画編の策定作業も、今後進めていく予定となっております。

次に、市として取り組むべき課題は何か、との御質問にお答えします。

第七次水俣・芦北地域振興計画に基づき取り組んできた様々な施策により、交流人口の増加、経済の振興、SDGs 未来都市として持続可能な地域社会づくりに取り組む水俣のイメージ発信

等につながっていると考えています。

しかしながら、本市最大の課題である人口減少と高齢化を見据え、水俣の社会と経済が持続するための土台を築くため、さらなる地域の魅力創出、交流人口・関係人口の拡大、人材の確保・育成などについて、引き続き取り組んでいくべき課題と認識しています。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 第八次水俣・芦北地域振興計画については、現在、県と1市2町が連携しながら、策定作業が進められているとのことで、具体的な基本理念、目標、施策の方向性については、これから策定され、それと並行して、初年度である令和8年度に取り組む具体的な事業をまとめた実施計画編の策定も今後進めていくとのこと、そして、本市の最大の課題は、人口減少と高齢化であり、水俣の社会と経済が持続するための土台を築くため、さらなる地域の魅力創出、交流人口・関係人口の拡大、人材の確保・育成の課題解決に引き続き取り組んでいくとの答弁がございました。

それでは、2つ目の質問として、第七次計画の成果と課題を踏まえ、市としてどのように関与していくか、お尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 森川議員2回目の御質問にお答えいたします。

第七次計画の成果と課題を踏まえ、市としてどのように関与していくのか、との御質問にお答えいたします。

水俣・芦北地域振興計画は、県が中心となり、地元自治体と連携して策定する計画です。

また、本計画に基づき、毎年度実施している国・県に対する提案要望活動により、必要な財源の確保や、事業の円滑な進捗につながっております。

以上を踏まえ、今後、策定作業が進む中で、本市が推進する事業のうち、地域振興に資する重要なものについては、これまで同様、第八次計画においても掲載いただくよう調整してまいります。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

水俣・芦北地域振興計画は、県が中心となり、地元自治体と連携して作成する計画であり、計画に基づいた国・県に対する要望活動で、必要な財源の確保や事業の円滑な進捗につながっているとのことですので、ぜひとも地域振興に資する重要なものについては、これまで同様、漏れなく第八次水俣・芦北地域振興計画への記載をしていただきたいと思います。

そして、先ほども申し上げましたが、数年後には西回り自動車道が大幅に延伸しますので、このことへの確実な対応ができるよう、第七次振興計画の検証を行いつつ、第八次振興計画への対

応もよろしくお願いたします。

また、総務省が管轄する「地域経済循環創造事業交付金」として、いわゆる「ローカル10000プロジェクト」がございます。具体的には、このプロジェクトは、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする「地域密着型事業」を行う場合、地域金融機関等から融資を受けて、事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、自治体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付するものであります。

事業者へ補助する自治体となる水俣市におきましては、当該事業の経営能力のほか、事業計画の妥当性として、専門人材の確保・販路の確保・採算性について、地域金融機関との連携の上、十分に調査を行い申請するというスキームになりますので、例えば、宿泊施設や合宿所開設などについて、事業者からの相談があれば、積極的な支援を行っていただくことを要望しまして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、農業者の確保について、答弁を求めます。

山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 次に、農業者の確保について、順次、お答えします。

まず、水俣市の農業従事者数及び基幹作物である不知火・甘夏・サラダたまねぎの生産量及び作付面積の推移はどうなっているか、との御質問にお答えします。

農業従事者数については、農林業センサスによりますと、平成7年の872人をピークに減少に転じ、直近の調査である令和2年は、428人となっております。

基幹的作物である不知火については、熊本県果樹振興実績によりますと、平成26年には作付面積が87ヘクタール、生産量671トンありましたが、令和5年には53.8ヘクタール、477.9トンといずれも減少しております。

甘夏については、平成26年には148ヘクタール、2,347トンありましたが、令和5年には69.8ヘクタール、1,056トンと10年間の間に半減しております。

また、サラダたまねぎにつきましては、JAあしきたサラたまちゃん選果場の出荷実績によりますと、平成27年には45ヘクタール、1,511トンでしたが、令和5年には34ヘクタール、825トンまで減少しております。

次に、過去10年間において、水俣市の認定新規就農者のうち、かんきつ類で就農した農業者はどれくらいいるのか、との御質問にお答えします。

青年農業者が、就農から5年後の経営安定化と就農定着を目指し作成する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者については、平成26年度からの10年間で17人となっております。そのうち、かんきつ類で就農された方は10人いらっしゃいましたが、現在も引き続き本市で農業を続

けている認定新規就農者は9人となっております。

次に、水俣市の認定新規就農者への支援はどのようなことを行っているのか、との御質問にお答えします。

本市では、認定新規就農者に対し、就農から3年または5年の期間、経営安定と就農定着を図ることを目的とした国の制度である経営開始資金等の資金の支援を行っております。また、認定新規就農者が経営の安定化を図るために必要な農業機械や農業施設の導入を支援する国の経営発展支援事業等の補助も行っております。

そのほか、認定新規就農者に限定されるものではありませんが、本市独自の支援といたしまして、3戸以上の農業者グループが、本市の基幹作物以外の新しい農産物の導入を行いたい場合、種苗代や肥料代、生産に必要な資材代等の補助を行う新規農産物チャレンジ事業等の支援も行っております。

また、本市や芦北町、津奈木町、各市町の農業委員会、熊本県、JAあしきた等で構成する「新たな担い手確保対策プロジェクトチーム」において、認定新規就農者が実際に就農するまでの期間、農産物の栽培管理等を学ぶ就農準備研修を実施したり、営農のための経営管理等を学ぶ座学研修等を行っているほか、青年等就農計画の作成支援、就農する農地の紹介等を行っております。

また、就農後5年間は、半年に1回プロジェクトチームが認定新規就農者の農地を巡回し、作物の栽培状況の確認や経営相談等の支援も行っております。

さらに、移住して就農する方に対しては、各市町の空き家や公営住宅等の住居の紹介を行うなど、移住・定住支援のサポートも行っております。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 ありがとうございます。

本市の農業従事者並びに不知火・甘夏・サラダたまねぎの生産量及び作付面積は、大幅に減少し、従事者数、甘夏・サラダたまねぎの生産量はほぼ半減しているという、非常に厳しい状況にある中、認定新規就農者については、国の制度である経営開始資金等の資金の支援、農業機械や農業施設の導入を支援する国の経営発展支援事業等の補助、種苗代や肥料代、生産に必要な資材代等の補助を行う新規農産物チャレンジ事業の支援、認定新規就農者の農地を巡回し、作物の栽培状況の確認や経営相談の支援など様々な支援を行っているとの答弁がございました。

以上を踏まえまして、2つ目の質問として、①、移住して就農する新規就農者を増やすため、農業のお試し体験等の制度を検討できないか、お尋ねします。

②、水俣市で就農認定新規就農者やほかの農業者の所得向上のためビニールハウス等の農業施設や省力化機械等の導入を国や県の事業と連携をした形で支援することはできないか、お尋ねし

ます。

③、新規就農者が、市外から転入する場合に支援はあるのか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 森川議員の2回目の御質問、3点ございましたけれども、私のほうから、最初の2点につきましてお答えをいたします。

まず、移住して就農する新規就農者を増やすため、農業のお試し体験等の制度を検討できないか、との御質問にお答えします。

移住して就農する新規就農者を増やすための取組としましては、先ほど申し上げました新たな担い手確保対策プロジェクトチームが、東京や大阪、熊本市などの都市部で開催される就農フェアに赴き、就農相談ブースを出展しているほか、水俣・芦北地域の新規就農者の果樹園の見学を行う産地見学会の開催や、3日から5日程度の農業体験を行う短期研修の受入れなどを行っております。

また、本市としましては、繁忙期などに農作業の手伝いを希望する農業者と、地方で農業体験をしてみたい方とのマッチングサービスをはじめ、農業体験や観光、地域振興と連携した新たな事業を実施できないか検討しているところでございまして、今後も市外から移住して就農する新規就農者の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、認定新規就農者や農業者の所得向上のため、農業施設、省力化機械等の導入を、国や県の事業と連携して、支援することはできないか、との御質問にお答えをいたします。

新規就農者やその他の農業者の経営安定化、農作業の効率化を図るためには、ビニールハウス等の農業用施設や省力化機械等の導入が重要と認識をしております。一方で、世界的な物価高騰に伴い、資材費や農業機械の価格も高騰しており、国や県の補助があっても、農業者にとっては負担が大きく、農業施設や省力化機械の導入に対するハードルは高くなっております。

農業者の所得向上に向けた手厚い支援は、「外貨を稼ぐ水俣」実現のための投資であると考えており、新規就農者が移住して就農する際の判断基準になることから、「選ばれる水俣」にもつながっていく重要な施策と捉えております。

農業者の負担を少しでも軽減するため、本市としましても、農業施設や農業機械の導入、肥料や生産資材等のコスト削減に向けた支援ができますよう、国県の補助事業と合わせまして進めていきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 森川議員3つ目の御質問、新規就農者が市外から転入する場合に支援はあるか、との御質問にお答えいたします。

まず、本市に転入し、市内企業に就職または創業した場合に奨励金を交付する「水俣市就業・

創業者転入支援奨励金」制度について、令和7年度より市内で新規就農または事業承継する方も対象に追加する予定としております。

また、先ほど小路議員への答弁でも御紹介しました住宅取得の支援制度をはじめとした移住支援策についても、本市へ移住し、新規就農を考えている方々へ積極的に御紹介したいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

移住して就農する新規就農者を増やすための取組として、「新たな担い手確保対策プロジェクトチーム」が東京や大阪、熊本市等の都市部で開催される就農フェアにて就農相談ブースの出展や産地見学会の開催、3日から5日程度の農業体験を行う短期研修の受入れ、農業体験希望者とのマッチングサービスなど、市外から移住して就農する新規就農者の確保の取組、農業者の負担を少しでも軽減するため、国や県の補助事業を合わせての、農業施設や農業機械の導入、肥料や生産資材のコスト削減に向けての支援、本市に転入し、市内企業に就職または創業した場合に奨励金を交付する「水俣市就業・創業者転入支援奨励金」制度について、令和7年度より、水俣市で新規就農または事業承継する方も対象に追加する予定があるなど、就農者の増加や基幹作物の生産拡大のため、様々な支援が用意されていることは分かりました。

ぜひとも、生産物の拡大を図っていただき、道の駅などで生産物の販売を促進することで、就農者の所得向上並びに「外貨を稼ぐ水俣」の実現のため、先ほど質問いたしました第八次振興計画への就農者支援の件につきましても、盛り込んでいただきますことを要望いたします。

最後になりますが、3月3日付の熊本日日新聞の記事を御紹介いたします。

「かんきつ収量 猛暑で大幅減」との見出しで、温州みかん、デコポン、晩白柚など、猛暑や暖冬の影響で、熊本県の収穫量が大きく減少したとのこと。温州みかんは、前シーズン比32%減の1万9,500トン、デコポンは9%減の2,880トン、ポンカンも20%減の467トン、晩白柚も15%減の305トンと、軒並み収穫量が減っているとの記事が載っておりました。それを紹介しまして、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩村龍男君） 以上で、森川武治議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時9分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

(平岡朱君登壇)

○平岡 朱君 こんにちは。日本共産党の平岡朱です。

東日本大震災から14年がたちました。昨年、会派視察で初めて宮城県と福島県を訪れ、津波による被害、原発事故による被害の実態を見聞きすることができました。

原発ゼロを目指し、自分たちにできる取組を続けていこうと、改めて決意しています。

さて、毎月届く「広報みなまた」に、亡くなられた方と生まれた子供の数を載せた欄がありますが、毎月の人口減少と出生数の少なさを目の当たりにし、市民の間で、いつも話題になっているページです。

市長が、施政方針でも語っておられましたが、本市における出生数は減少傾向で、少子化対策は喫緊の課題となっています。

今回、1つ目の質問では、まず、数字として出生数の現状を共有し、子供を産み育てやすいまちになるよう、さらなる子育て支援策がとれないか、質問したいと思います。

大項目1、出生数の減少に伴う子育て支援について。

まずは、水俣市のここ5年間の出生数の現状を確認しておきたいと思います。なお、数字は4月から3月の統計です。今、3月の途中で、今年度、2024年度の最新の数字はまだ出ておりませんので、昨年度、2023年度までの数字を確認したいと思います。

水俣市の年間の出生数、2018年度139人、2019年度136人、2020年度132人、2021年度118人、2022年度115人、そして、2023年度は、なんと69人でした。このように、出生数は減少傾向にあります。

また、生まれた子供は、6年後には小学校に入学する年となります。転出や転入などにより変動がありますので、出生数がそのまま入学者の数につながるというわけではありませんが、水俣市の過去10年間の小学校入学者の数を調べたところ、緩やかな減少傾向にあり、ここ2年の入学者数は、少し増えているという状況でした。

ちなみに今年度、2024年度、昨年4月の水俣市の小学校の入学者数は166人、全校児童は1,000人、中学校では入学者数174人、全校生徒数527人でした。

このような状況を踏まえて、以下質問いたします。

①、出生数の減少傾向を水俣市はどのように受け止めているか。

②、小中学校の再編等、今後の見通しについてどのように考えているか。

大項目2、多様な性を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について。

①、令和4年9月議会で、パートナーシップ宣誓制度について質問した際、具体的な事例の収集、課題を整理、研究していきたいとのことであったが、その取組状況はどうか。

②、性別の記入が必要な書類について、見直しが行われているとのことであったが、その後の

取組状況はどうか。

③、市内小中学校の制服等について、ジェンダーレスに配慮した制服等にすることを検討してはどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、出生数の減少に伴う子育て支援について、答弁を求めます。

白本市長公室長。

（総務企画部市長公室長 白本亮君登壇）

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 初めに、出生数の減少に伴う子育て支援について、順次、お答えします。

まず、出生数の減少傾向を水俣市はどのように受け止めているか、との御質問にお答えします。

本市では、近年、出生数は減少傾向にありますが、この傾向は全国的に見ても同様の問題となっています。

出生数の減少は、少子高齢化に直結し、将来的に地域経済の縮小や地方自治体の運営及び地域コミュニティの存続等に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、若者や子育て世代の転入者の確保や定住化を促す取組、子供や子育て世代のニーズに合った支援策の充実を図るなど、若い世代が水俣で暮らし、子供を産み育てたいと思える環境づくりを進める必要があると認識しています。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小中学校の再編等、今後の見通しについてどのように考えているか、との御質問にお答えします。

水俣市では、平成19年10月「水俣市小中学校再編成実施計画」を策定し、平成20年から平成23年にかけて、市内小中学校の再編成を行いました。

その結果、小学校は、深川小学校及び石坂川小学校が閉校となり7小学校へ、中学校は、水俣第三中学校、湯出中学校及び久木野中学校が閉校となり、4中学校へ再編成されました。

水俣市小中学校再編成実施計画においては、「再編成をした後、児童生徒数の著しい減少等があった場合には、再検討するもの」としておりますので、昨今の人口減少や少子化の状況及び児童生徒数の推移をしっかりと見極め、児童生徒にとって充実した教育環境を整えるために、再編成の必要性について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 1回目の答弁を受けまして、先に学校再編等について触れたいと思います。

今回の質問は、市民から「生まれる子供の数が減少傾向にある中で、水俣市は学校の統廃合などについてどのように考えているのか」という声を受け、市の考えをお聞きしました。

子供の数が減ったから学校の数を減らす、ということではなく、水俣の子供たちにとってよりよい学びの形がとれるよう、何より子供たちの意見も大切にしながら、今後の学校の在り方について、答弁にもありましたように、慎重に議論を進めていただきたいなと思っております。

そして、子育て支援についてです。

施政方針の中でも、移住定住支援について、「若年層の子育て世帯の割合が増加している」とのことでした。また、先ほども、子育て世代のニーズに合った支援策の拡充、子供を産み育てたいという環境づくりを進めることが必要、といった答弁もありました。私も同じ認識です。

近隣自治体が様々な子育て支援を進める中、水俣でも、さらにもう一步、支援の拡充ができないか、お尋ねしていきたいと思えます。

まずは、保育料についてです。

現在、水俣市は、「住民税の所得割額」、「18歳以下の子供の数」、また「利用時間」などの条件に応じ、1人月額5,500円から5万円の保育料となっています。また、3歳以上については、おかずやおやつなどの「副食費」の負担があります。

その一方で、芦北町は、今年度から保育料も副食費も完全無償化となっており、お隣の津奈木町も、副食費については全て無料となっています。

そこで、1点目の質問として、水俣市でも、保育料及び副食費の完全無償化を検討されてはどうか、お聞きします。

次に、午前中の質問でも話題に出ておりましたが、学校給食費についてです。

子育て支援として、学校給食費の完全無償化、それが無理なら、せめて在学児童生徒の3人目だけでも無料にできないかと、これまで一般質問でも取り上げてきましたが、来年度、水俣市の当初予算では、給食費について、在籍している児童生徒の第2子は半額、第3子は無料ということが掲げられ、多子世帯への支援としては、拡充することとなり、大変うれしく思っているところです。

また、月額補助も1,000円から1,500円、「500円の増額」との予算計上で、家庭においても、物価高騰による負担が重くのしかかる中、うれしい前進です。

ただ、4月からの給食費については、物価高騰に伴い、1食当たり小学校で50円、中学校で60円の値上がりになる、と保護者宛てに通知が届いております。1か月を20日間の給食日数で計算すると、小学校で1,000円、中学校で1,200円の新たな値上がりとなり、500円の増額補助があっても、在籍する子供が1人の場合、実質的な値上がりとなってしまいます。

子育て支援策として、こちらも近隣自治体の状況を見ても、芦北町、津奈木町は、完全

無償化となっています。人口の規模などは異なるものの、やはりこのような子育て支援策のあるなしが、子育て世代の居住地を選択する上で、一つの要素になっていると耳にします。無償化にしてほしい、という保護者の声があることも事実です。

そこで、2点目の質問です。

小中学校の学校給食費を完全無償化にすることを検討してみてはどうか。

2回目の質問は、以上2点お聞きします。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、近隣でも保育料を完全無償化している自治体があるが、保育料を副食費を含めて完全無償化したらどうか、という御質問でございます。

近隣市町では、八代市が令和5年9月から副食費の一部を除く無償化を、芦北町が令和6年4月から保育料の完全無償化を行っている聞いております。

本市では、完全無償化は行っておりませんが、国の基準より低い保育料を設定するなど、保護者負担の軽減を図っているところです。

また、副食費につきましては、多子世帯の支援といたしまして、第3子以降について、市独自の無償化を行っております。

完全無償化を行うためには、財源の確保等が不可欠でありますので、国等に対し機会を捉えて、支援を求めてまいりたいと考えております。

2点目の給食費についても、完全無償化を検討したらどうかということでございます。

この給食費の補助につきましては、今回3,086万7,000円の予算を計上いたしておりますけれども、無償化を行う場合にはさらにプラス6,500万円の予算が必要となります。その財源を考える必要があるというふうに思います。

今回の給食費補助につきましては、昨年の早い段階から様々な検討を行っており、その結果、第2子の給食費を半額、第3子以降の給食費を無償化をする予算を計上いたしたところです。

その後に、国において令和8年度からの小学校の給食費無償化が検討されることとなりましたので、今後は、その動向を注視するとともに、市の財政状況等も踏まえながら考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 今、答弁にありましたように、無償化については財源も伴います。国への働きかけも行いながら、ぜひ今後とも、引き続き前向きに検討していただければと思います。

最後に、今後、水俣市が考えているさらなる子育て施策があるかお聞きし、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問ですが、今後、さらなる子育て施策の推進について、どう考えているか、という御質問でございますが、現在、「誰もが安心して産み育てられ 未来を担うこどもたちが地域で生まれ 幸せに成長できるまち みなまた」を基本理念といたしまして、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定中であります。

あわせて、子供の健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加えまして、教育、雇用、医療など幅広い施策を含む「こども施策」を検討して、全庁的に取り組んでまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、多様な性を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について、答弁を求めます。

梅下総務課長。

（総務企画部総務課長 梅下俊克君登壇）

○総務企画部総務課長（梅下俊克君） 次に、多様な性を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について、順次、お答えします。

まず、令和4年9月議会でパートナーシップ宣誓制度について質問した際、具体的な事例の収集、課題を整理、研究していきたいとのことであったが、その取組状況はどうか、との御質問にお答えします。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、前回の御質問以降、宣誓を行っている自治体や制度の普及を目指して活動している団体のホームページのほか、制度に関する報道等を通じ、情報の収集を行っているところです。

次に、性別の記入が必要な書類について見直しが行われているとのことであったが、その後の取組状況はどうか、との御質問にお答えします。

性別の記入が必要な書類の見直しについては、第4次水俣市男女共同参画計画において、見直しを実施することとしており、令和5年3月に「申請書等における性別記載欄の見直しに関する方針」を定めました。その中で、本市が取り扱う全ての性別記載のある申請書等について、法的に義務づけられたものや業務上必要なものを除き、性別記載欄を削除、または「回答しない」といった選択肢を追加するなどの配慮した記載を行うようにし、要綱等の改正に併せて、順次見直しを図っているところです。

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、市内小中学校の制服等について、ジェンダレスに配慮した制服等にすることを検討してはどうか、との御質問にお答えします。

制服等については、各校の校則に記載されており、その内容は各校の実態に応じ、定められているところです。

また、校則制定等の権限につきましては、学校運営の責任者としての校長にあるとされています。そのため、ジェンダーレスに配慮した制服等への変更に係る検討については、各校長の責任により行うものであると考えます。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 このテーマについての質問は、今回で3回目となります。

水俣市を含め、社会全体が「ジェンダー平等」とか、多様な性の方の生きやすさに配慮した社会について、関心が持たれ前進しつつありますが、まだまだ十分とは言えません。

性別の記入が必要な書類について、順次見直しを行われているとのことでした。

書類一つであっても、水俣市のできる部分から進めているという取組が、まさに、多様な性の方を含めた市民の暮らしやすさにつながるものだと思います。大変な作業もあるかと思いますが、引き続きの取組に期待しております。

また、小中学校の制服等についてですが、各学校の校長の責任により、行うものであると考えたとのことでした。

学校での標準服や制服については、確かに学校ごとの規定によると思います。しかし、教育委員会が、先頭に立って進めていくということも可能ではないでしょうか。県内でも、菊陽町などジェンダーレスの制服導入を教育委員会が進めているという例がありました。

そして、水俣市にも実際、「スカートをはきたくない」という声が存在しています。自分の認識している性が、男女どちらであれ、身につけるものについて、選択肢が広がるということは誰にとってもよいはずです。

高校では、既にジェンダーレスの制服が普及しています。水俣高校もそうです。

小中学校でも、性別に関係なく制服等を選べるように、時代に合った改革を行っていかけてほしいと思います。

そこで1つ目の質問です。

ジェンダーレスに配慮した制服等にすることについて、教育委員会がリードするような形で進めていただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

多様な性の方が暮らしやすい社会を考えると、「もし自分が当事者だったら」と考えれば、改善したほうがよいと思われる環境が、いろいろと見えてくると思います。

例えば、今の制服について、今、御自身のことを「男」と認識しておられる方々も、もし性別上「女」だったら、学生時代、男性の認識のまま、抵抗なくセーラー服を着用することができたでしょうか。

また、制度についてはどうでしょうか。

私は、女として性を受け、今、女と自認して生きています。そして、好きになった男性と結婚をしました。正確には、私がたまたま体と心の性別が一致しており、たまたま男性を好きになるという性的指向であったからです。たまたま女と男のカップルだったので、何の問題もなく、結婚の手続をすることが可能でした。

その偶然が重ならない方々は、制度がないがゆえに、「幸せになる権利」を与えられず、「生きづらさ」を感じながら暮らす状況が続いてしまいます。

しかし、このように置き換えて考えるには、なかなか難しい部分もあります。私も実際に、当事者のお話をお聞きする中で、これまで様々なことに気づかされてきました。水俣・芦北地域内でも、この間、県内で活動されているLGBTQ当事者のお話を聞く会が、何度か開催されています。

水俣市は、パートナーシップ制度についても、情報収集を行っているとのことでしたが、当事者がどのようなことにお困りなのか、実際の話をお聞きすることで、多様な性を生きる方々が、暮らしやすい水俣を前進させる力になると思います。

そこで2つ目の質問です。

当事者の声を聞く機会を設けるなど、市職員・教職員の研修の場を設けてはどうか、お聞きします。

2回目の質問、以上2点です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の2回目の質問にお答えします。

2点ございましたけども、まず1点目、ジェンダーレスに配慮した制服等にすることについて、教育委員会がリードするような形で進めていただきたいと思うけれども、いかがか、という御質問でした。

平成27年に文部科学省から出された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知に、学校における支援の事例が示されていますので、この通知に従い、各校の実態に応じて対応しているところです。

校則の変更については、校長の責任により行うものではありませんけれども、性同一性障害に係る児童生徒に限らず、多様な児童生徒の実態に対応するため、教育委員会としましても、学校の取組が進むよう働きかけてまいりたいと考えます。

2点目ですけれども、当事者の声を聞く機会を設けるなど、研修を実施してはどうか。私からは、学校職員の分についてお答えをいたします。

学校におきましては、LGBTの当事者を招いた講話など、職員を対象とした研修を年間計画

に位置づけ、実施しております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 平岡議員の御質問に対しまして、私からは、市職員に対しての当事者の声を聞く機会を設けるなど、研修を実施してはどうか、との御質問にお答えいたします。

性の多様性を含めた様々な人権について、月1回、職員向けに作成している人権だよりにおいて、啓発に取り組んでおり、現在のところ、研修の実施については考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 研修についてですが、やはり「当事者の声」を聴くということで、気づけることがいろいろとあると思います。学校においては、教職員は実施されているということなので、市職員の皆さんも話を聴けるような機会を、ぜひ設けていただきたいと思います。

せっかく学校では実施されているわけなので、情報共有もされながら、工夫もしながら、ぜひ実施について考えていただきたいと思います。

そして、前回は紹介しましたが、福岡市はパートナーシップ制度を導入し、「自治体間連携」というものも行っています。制度を利用しているカップルが、ほかの地域へ引っ越す場合、水俣市が、自治体間連携の対象地域となるならば、間違いなく、この制度を利用したいと思うカップルの、移住地の一つとして、水俣市も選択肢に入るはずです。

この連携協定を締結している自治体は、まだまだ少ないからこそ、水俣市としても、移住定住の取組の一つとして、パートナーシップ制度を位置づけてもよいのではないかと思います。

性別として、男と女の組合せの人たちには、利用できる制度がごく当たり前存在していますが、同性同士であるということだけで、当たりの幸せが手に入れられない現実があります。

市長が常々使われている「みんながしあわせを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」。これすごくすてきな言葉だなと思っています。多様な性の方が暮らしやすい水俣を実現することは、まさに、このスローガンのように、みんなが幸せを感じられるまちになります。水俣が率先して取組を進めることで、他自治体の取組を後押しすることにもつながるはずです。

そこで、最後に1点お聞きします。

水俣市でも「パートナーシップ宣誓制度」を導入してはどうか。

前向きな検討を期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 平岡議員3回目の御質問にお答えいたします。

水俣市においても、「パートナーシップ宣誓制度」導入を進めてほしいがどうか、との御質問にお答えいたします。

現在、同性婚に関しては、全国で訴訟が行われております。東京高裁、福岡高裁においては、

違憲判決が出されたものの、最高裁の判決を求め原告側が上告するなど、係争中であることから、本市としましては、引き続き裁判や国の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、14時15分まで休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 皆さんこんにちは。I's水俣の藤本壽子です。

水俣では、甘夏出荷が最盛期という2月6日、鹿児島的女性県議から突然に電話がありました。「とにかく頑張っている女性がいるから、水俣を案内してほしい」という連絡でした。

半信半疑のまま、水俣病資料館に向かうと、一人の女性が立っており、資料館を見たが、自分の毛髪水銀値を測ってもらいたいと言われ、情報センターまで行きました。その後、水俣病慰霊碑を案内するうち、話を聞くと「藤田早苗」という方で、イギリスのエセックス大学の大学院で博士号を取得され、法学博士、著書に「武器としての国際人権」がある。この本の出版により、全国を講演に回っているということでした。

彼女は、日本が女性差別撤廃条約の選択議定書に批准していないこと、世界で唯一、選択的夫婦別姓が認められていないこと、男系男子による皇室継承を定めた「皇室典範」についても、見直すように勧告があること、その他、日本の急激に変わりつつある人権に関わることなど、実際、国連に行き、見聞きし、意見を言ってきたと言われました。

基本的な彼女の今の心情としては、日本にいと日本の姿が見えないままであったかもしれない、とのことで、ほんの短い出会いでしたが、非常に刺激を受けました。

さて、遅々として進まぬ制度改正の議論の中で、国の予算審議は与野党の激しい駆け引きがありました。特に心配していました高額療養費については、予算が据置きとなり、全国でほっとされた方が多くあったと思います。

その一方、政治と金と言われる問題については、不透明なままになっていることが多くあります。地方議会も襟を正すことがあれば、向き合わなければならない。

市民は、この物価高の中、少ない年金で厳しい生活を送っておられる方が多くあります。その方々に、日々の幸せが届けられるような市政が望まれるのではないのでしょうか。

以下、質問に入ります。

大項目の1、水俣市こども家庭センターについて。

①、こども家庭センターは、市内に住んでいる全ての子供、妊産婦、子育て世帯の不安や悩み事の総合窓口であるということであるが、センターができた経緯はどのようなことか。

②、具体的にはどのように機能しているのか。

③、現在、相談は多く寄せられているのか。

次に、大項目の2です。

水俣の「自然」や「文化財」を生かした観光について、お尋ねします。

①、湯の児にある「渚の交番」と市はどのように連携しているのか。

②、湯の鶴温泉街で行われた体験型研修の取組はあるのか。

③、昨年12月20日に行われた文化庁の文化審議会において、「水俣市文化財保存活用地域計画」が熊本県で2番目に認定を受けました。文化財を活用した観光にもつながると思うが、市として具体的な取組を考えているか。

④、第6次水俣市総合計画第2期基本計画中、30ページ、施策区分1「観光PRと素材の磨き上げ」の目的に、「地域資源を活用した体験型観光商品と特産品を用いた商品開発などにより、地域全体での観光ルートの提案などを行う」とあるが、この取組は進んでいますか。

最後に、3番目の質問をいたします。

(仮称)肥薩ウインドファーム及び(仮称)出水ウインドファームによる大型風力発電建設計画についてです。

①、肥薩ウインドファームと出水ウインドファームは風力発電建設計画が重なるところがあり、水俣市長、熊本・鹿児島両県知事、環境大臣からも協議するよう求めています。その後どのようなようになったか把握をしていますか。

②、「水俣の環境を考える市民の会」の業者への質問に対する回答に、「計画の見直しが一定程度進んだら、関係する地区単位で説明会をする。説明の対象は、今後自治会や行政と相談しながら決めていくものと認識している」とのことのようなのだが、説明会は、どのように行ってほしいと要望するのか。

③、水俣の環境を考える市民の会が行った住民説明会では、地区住民から「平通りは道路下に、上下水道管が敷設されている。大型車両が1日300台以上通るとなると影響はないのか」との心配の声が多かった。平通りの上下水道管の敷設状況はどのようなようであるか。また、何らかの影響があると思うか。

④、湯の鶴温泉街の道路下については、市長意見書では「源泉送湯管が埋められているため、大型車の通行量に伴い破損が懸念される」とあるが、具体的には、どのようなことが心配されるのか。

⑤、最後の質問です。以前、市長に建設予定地を見に行ったのか質問をいたしました。回答は、足を運んだとのことであった。どこを見に行き、どのように感じられたのか。また、市長は住民説明会に参加されたことがあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 初めに、水俣市こども家庭センターについて、答弁を求めます。

赤司こども子育て課長。

（福祉環境部こども子育て課長 赤司和弘君登壇）

○福祉環境部こども子育て課長（赤司和弘君） 初めに、水俣市こども家庭センターについて、順次、お答えします。

まず、こども家庭センターは、市内に住んでいる全ての子供、妊産婦、子育て世帯の不安や悩み事の総合相談窓口であるということであるが、センターができた経緯はどのようなことか、との御質問にお答えします。

令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置が努力義務とされ、本市でも令和6年4月1日に設置しました。

次に、具体的にはどのように機能しているのか、との御質問にお答えします。

こども家庭センターには、産前産後の体や心、子供のこと、家庭の心配事など、様々な悩みや不安を抱える人が、安心して子育てができるようサポートする機能があります。

母子保健については、妊娠期から子育て期の様々な不安や悩みなど、児童福祉については、子供や子育て家族の心配事などに対し、こども家庭センターに所属する保健師、社会福祉士、こども家庭支援員等が一体的に支援しています。

次に、現在、相談は多く寄せられているのか、との御質問にお答えします。

こども家庭センターの一月の相談件数としては、延べ200件程度となっております。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をいたします。

こども家庭センターは、子供や大人の悩み相談の新たな受皿ということで、市民にも知っていただきたく思い、質問をしたいと思っております。児童福祉法の改正との答弁でした。

この背景には、家庭内の虐待による重篤な事例が収まらない。また、日本は若年層の自殺の件数が多いこと、それらが背景にあるとのことでもありました。

さて、およそ20年前、私が議員になりたてのころ、初めて相談が来ました。女性は、独り親

で、子供が病気をしたら仕事を休まなければならない。「病後児保育所」をつくってほしいという相談でした。友人を介しての要望に、議会でも質問を繰り返していたのですが、ある日、友人から聞くと、その方は、大変不幸なことになってしまわれたということでした。

大変なショックでした。相談ができるだけ早く、また、多くの頼りになる方たちが、相談に乗ってくださることが大切であったかと悔やまれました。

そこで、2回目の質問をします。

母子保健・児童福祉などの分野で相談の窓口があるようですが、これらの方たちの連携に加え、どのような相談があるのかを認識するため、協議などを行っているのか、お尋ねしたいと思います。質問の1番です。

こども家庭庁は、こどもまんなかの社会を実現するためには、子供の視点に立って意見を聞き、子供の家庭の福祉や健康の向上を支援する必要がある。また、権利を守る必要がある、ということのようですが、この質問をするに当たり、小学校に伺いました。子供たちの悩みは、どこが受皿になっていますか、とお聞きすると、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーもおられます、ということでした。少し安心いたしました。

しかしながら、そこへも相談がつかない場合もあります。そこでお尋ねをします。

相談は具体的にどのように受けるのか。質問の2番目です。

3つ目の質問をいたします。

水俣市の女性相談支援員との連携をお聞きします。

御存じの方も多いと思いますが、当市の女性相談支援員松本周子先生は、元全国婦人相談員連絡協議会の会長であり、昨年は、「婦人相談員物語」という本を村本邦子さんと共に出版されました。

婦人相談員は、売春防止法によって設置され、性暴力、DV、人身売買など様々な困難を抱える女性に寄り添ってきました。

前回の議会では、木戸議員から女性相談支援員について質問があり、認識が深まりました。分厚い本でしたが、読み進んでいくうち、現状の厳しさをしみじみ感じました。全国で相談を受ける人々の生きざまにも感動しました。

水俣市の女性にとって、これ以上の強い味方はないはずですが、先生たちの経験と愛情で母子ともに困難な日常を生き抜いてほしいと思い、改めて質問します。

女性相談支援員との連携はどのようになっているか。

以上、3つ質問いたしました。

○議長（岩村龍男君） 赤司こども子育て課長。

○福祉環境部こども子育て課長（赤司和弘君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

3点ございました。

まず、1点目です。

母子保健・児童福祉等の関係部署で相談を受けるようになっていくということだが、どのような相談事があるのかを認識するための協議などは行っているか、という御質問でした。

毎月1回、母子保健部門と児童福祉部門の情報共有のための定例会を実施しております。

また、個別ケース対応など、急ぎ対応が必要なケースは、随時協議を行い対応しております。

次の質問です。

子供からの相談も受けるようになっていくということだが、どのように相談を受けるのか、という御質問でした。

子供たちが相談しやすいよう、来庁または電話、メールでも相談を受け付けております。

また、対面での面談に当たりましては、子供一人一人の状況や希望等に配慮した上で、行うこととしております。

最後に3つ目の質問です。

水俣市の女性相談支援員との連携はどのようになっていくのか、という御質問でした。

こども家庭センターと女性相談支援員で、こちらも毎月1回の情報共有会議を行っているほか、ケースに応じては、随時連携しながら対応しているところです。以上です。

○議長（岩村龍男君） ここで、暫時休憩をします。

議員、執行部の皆様は、そのまま自席にて待機いただきますようお願い申し上げます。

午後2時30分 休憩

午後2時47分 開議

○議長（岩村龍男君） それでは、会議を再開します。

藤本議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。

この質問をするに当たり、保育園や赤ちゃんを持つお母さんなどから話を聞きました。保育園では、こども家庭センターを知っているところが多くありました。一方、市民は、あまり知らないのではないかと思います。

そこでお聞きします。

さらなる周知が必要と思うが、どのように行っていくのか、これが質問の1番です。

また、市民の悩みを出かけていき、聴くということはあるのか。これが質問の2番になります。

2つお尋ねをしたいと思いますが、最後に、特に女性や子供を守るということは、命を次世代

につながりという意味でも大切なことでもあります。「女性の生理の貧困」が叫ばれてから久しくなりました。

水俣市は、女性議員も多く、市民から託された思いは、大きいと感じております。水俣市は、他市に遅れることなく、対策を進めていただくよう要望して、終わりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 藤本議員3回目の質問にお答えいたします。

2点御質問いただきました。

まず、こども家庭センターをあまり知らない市民の方が多かったが、今後周知はどのように行っていくのか、との御質問を頂きました。

令和6年度初めに、市報、ホームページへの掲載や、周知チラシを各教育・保育施設や学校、医療機関、民生児童委員に配布したところです。

次年度も引き続き、機会を捉えた周知と、SNSを活用した市民向けの周知にも、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育園や学校等に出かけていき、話を聴くことは行っているのか、というふうな御質問にお答えいたします。

各教育・保育施設や学校を訪問し、支援を要する児童の観察や相談等を、定期的かつ必要に応じて積極的に行い、担当者との情報交換・共有を行っております。答弁は、以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣の「自然」や「文化財」を生かした観光について、答弁を求めます。

高橋観光戦略課長。

（産業建設部観光戦略課長 高橋麻衣君登壇）

○産業建設部観光戦略課長（高橋麻衣君） 次に、水俣の「自然」や「文化財」を生かした観光について、私のほうからは、①、②、④についてお答えいたします。

まず、湯の児にある「渚の交番」と市は、どのように連携しているのか、との御質問にお答えします。

令和6年7月から運営を開始した「渚の交番HIMETATSU」では、SUPやカヤックをはじめとしたマリンアクティビティー体験や、藻場再生のための体験など、「海を楽しみ、海を知り、海を守る」様々な取組を進めておられます。

本市としましても、湯の児の観光振興を図るために、市有地の一部を貸与し、運営を支援するとともに、本市観光情報サイト「でかくっか水俣」などを活用したPRや、イベント開催時の協力など、渚の交番と連携した観光誘客促進を行っております。

次に、湯の鶴温泉で行われた体験型研修の取組はあるのか、との御質問にお答えします。

本市では、令和5年度から仕事をしながら自分自身の時間を過ごす、ワークとバケーションを組み合わせた、ワーケーションによる交流人口の増加に取り組んでおり、湯の鶴温泉を宿泊の拠点として、主に企業の方を対象とした企業研修型ワーケーションの取組を進めております。

具体的には、地域の自治会や旅館等の事業者と連携しながら、湯出七滝の保全活動など、地域資源を活用した体験型コンテンツ等をプログラムに盛り込んで実施しており、参加された方々から大変高い評価を頂いております。

次に、第6次水俣市総合計画第2期基本計画中、30ページ、施策区分1「観光PRと素材の磨き上げ」の目的に、「地域資源を活用した体験型観光商品と特産品を用いた商品開発などにより、地域全体での観光ルートの提案等を行う」とあるが、この取組は進んでいるか、との御質問にお答えします。

地域資源を活用した体験型観光商品については、さきに述べましたワーケーションの取組に加え、湯の鶴地域で取り組んでいる竹あかり製作、湯の児をはじめとした海を活用した様々なマリンスポーツ等、地域資源を活用した体験型コンテンツの開発・発信に取り組んでおります。

特産品を用いた商品開発については、例えば、道の駅みなまたにおいて、サラダたまねぎや和紅茶を使った加工品を開発・販売しております。

加えて、本市では、事業者が商品パッケージのデザインや試作品製作に取り組む際に要する費用を支援しており、これらの取組等を通して、地域特産品の創出や、磨き上げを行っております。

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、昨年12月20日に行われた文化庁の文化審議会において、「水俣市文化財保存活用地域計画」が熊本県で2番目に認定を受けた。文化財を活用した観光にもつながると思うが、市として具体的な取組を考えているのか、との御質問にお答えします。

文化財を活用した観光につながる取組としては、多くの方に文化財を見ていただくため、文化財の案内看板の新規設置や更新、通路の整備などを行います。

また、文化財と他の観光資源を組み合わせた周遊ルートの設定や、パンフレットの作成、イベントなどを行うとともに、観光部局との連携強化に努めてまいります。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きました。

「渚の交番」に行ってきました。とてもすてきな空間でした。マリンスポーツだけの体験でな

く、「藻場の再生」、「ウニ駆除体験」なども視野に入れているということで、体験型研修、観光に結びつくところかと思い、連携を尋ねました。

また、水俣市もいろいろなことで、努力をされていることをお聞きしました。

そこで、私が感じることを、質問したいと思うんですが、全国ではですね、人里離れた美しい森や自然の中に、古民家レストランや宿泊所があります。ネット社会で、特に女性は、日々の食事づくりなどから解放されて、リフレッシュのためには、カフェや古民家レストランなどに足を運ぶ人が多いと思います。

東北のある山間地では、外国の有名な設計士などが、古民家をリフォームした村が脚光を浴びていたりしています。そのことにより、地域に活気がよみがえったという事例があります。

つまり、自然と昔の暮らしを生かすということだと思いますが、このような取組を進めていく考えはないかをお尋ねしたいと思います。質問の1番です。

次に、袋インターが開通したときの袋地区の活性化として、考えていただきたいことがあります。

グリーンスポーツの再活用に、力を入れていただけないかと思います。

これまでも、議会の中でも様々な意見があり、また、水俣に心を寄せる環境理念を持つ会社などからも、活用について御意見を頂いたという経緯がありました。水俣市民の中からも「キャンプ場があるとよいが」という意見もあります。

キャンプ場として機能を復活させることができないでしょうか。

グリーンスポーツで交流人口を増やし、農産物も販売できればいいなと思い、地域活性化に結びつけられないかと思うが、これについてはいかがでしょうか、質問の2番です。

さらに、お尋ねします。

観光物産協会の事務局の方からお話を聞きました。

今年は、湯の児温泉開湯100周年記念式典があるということで、大変喜ばしいことだと思います。

私はこのときに、はっと思ったんですが、文学者である石牟礼道子氏のおじい様が関わられた著書の中に出てきますが、多くの雇人と暮らしながら、この湯の児に行く道をつくったということも記述しています。文化財や文学者と結びつけたストーリーも大切ではないでしょうか。

また、もっと自然を活用した構想は考えられないかと思い、提案をしたいことがございます。

水俣の大地をジオパークという観点で考えられないかということで、私はこの間、九州管内のジオパークに認定された地域を回っています。

昨年の正月は、能登半島地震があったとき、ちょうど大分の姫島にいました。日本の大地は、地震、噴火などによって大きく変化してきましたが、姫島もその一つで、全国47の認定されたジ

オパークの一つです。過疎地と呼ばれる島ですが、姫島はエビが有名で、著名な女優が宣伝をしていました。この大地の遺産を保存し、教育やツーリズムに活用していました。

また、大分県と熊本県近くの豊後大野市も観光客でにぎわっていました。ここの大地は、阿蘇火山からの由来の大地であり、4回の大噴火の火砕流は、溶結凝灰岩と呼ばれる岩石となりました。この岩石を使って様々な遺跡ができていますというものがありました。

天草のジオパークについて書かれた長谷義隆先生の著書によると、出水、水俣、芦北の山、天草から見ると、矢筈、鬼嶽は新生代3世紀から4世紀に活動した火山の溶岩でできている。肥薩火山岩類、洪水安山岩の流れでできているということです。

先日、湯出から鬼嶽近くの風力発電予定地を、もう何度も行っているんですけども、地質の先生と回っていたとき、先生は、この地の地質が崩れやすい安山岩であり、200万年前のものであるということを言われました。何度か、このように水俣の山間部の地質に触れ、学習するうち、私には何でもなかった水俣の山々が、悠久の歴史を持つ魅力的でワクワクするものに思えてきました。

水俣からは、実際に日本ジオパーク大会に出席し、どのような活動をされ、認定に至ったのかを聞いてきた知人がいます。

水俣市の古代からの歴史を見直し、その価値を知ることは大変有用なことであり、水俣全体の価値を高めることではないかと思います。

水俣市は、このジオパーク認定の動きをしている自治体がございますが、これについてどのように思うか、お尋ねをしたいと思います。質問の3番です。

最後の質問をいたします。

文化財を活用した観光ということでは、今回、水俣市文化財活用地域計画が文化庁の認定を受ける中で、市民から、百間排水口など水俣病の関連遺跡について、保存と活用の意見が寄せられました。

多くのことを申し上げたいのですが、質問に、直接結びつけていきます。

水俣にとって、水俣病は不幸な経験でしたが、未来にもつながる祈りの場であること、そのことで人々には重厚感のある思い出の場所として、水俣をまた訪れてくださることになると思います。水俣病関連遺跡などの活用の方向性について、どのように思われるかお尋ねします。

質問は、4ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 藤本議員の2回目の御質問、4点ございましたけれども、私のほうから、最初の3点につきましてお答えします。

まず、自然の中でカフェや古民家レストランといった創業に対して、市が進める考えはないの

か、という御質問にお答えします。

創業される方がいらっしゃれば、市の支援策としまして、水俣市創業支援事業補助金がございますので、こちらを活用いただければというふうに考えております。

それから2点目ですが、交流人口を増やすために、「グリーンスポーツ」、こちらをキャンプ場として再整備できないか、といった御質問でございました。

グリーンスポーツみなまたは、市民の健康増進及び体力向上並びに心身ともに健全な青少年育成を図るため、昭和56年に開設し、多くの方々に御利用いただいておりますが、利用者は昭和63年をピークに減少し、整備から40年以上が経過しまして、施設の老朽化により、現在では、宿泊施設の利用ができないことから、日帰りのみの利用を認めているところでございます。

御質問のキャンプ場の整備につきましては、施設の整備費、既存施設の解体等にかかる費用や、維持管理に必要な人件費など、多くの費用が想定されることから、現時点で、市としてキャンプ場を再整備するということは考えておりません。近年では、森や海など自然を生かした自然活動、ハイキング等の公園的な利用や、警察犬の訓練場などとして御利用いただいておりますけれども、利用者の増加に向けて、例えば、トレイルランやクロスカントリーコース、マウンテンバイクコースなど、グリーンスポーツのありのままの自然を生かした新たな活用ができないか、既存施設の視察や、関係者の方に、実際にグリーンスポーツを御覧いただくなど、有効活用に向けて検討しているところでございます。

3点目ですけれども、もっと自然を活用した構想も考えられないかと思うが、日本ジオパーク認定について、市としてどう考えているか、との御質問でございました。

環境省の資料によりますと、ジオパークとは、科学的に貴重な地質や景観などの「地質遺産」を保護し、教育や観光などに活用することを目的としています。

申請に至るまでには、地形・地質遺産に関する保全・研究・教育活動やジオツアーなどの活動が要件とされており、本市の現状ではそぐわない面も多いと考えております。

本市におきましては、湯の児・湯の鶴温泉の誘客を含めた観光振興の取組につきまして、第6次水俣市総合計画、水俣市観光振興計画に沿って進めているところでございますので、日本ジオパークの認定申請は計画しておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 私からは、藤本議員の2回目の4つ目の御質問にお答えいたします。

文化財を活用した観光ということでは、今回、水俣市文化財保存活用地域計画の認定を受ける中で、水俣病関連遺跡について、市民から保存と活用の意見が寄せられているけれども、これらの活用の方向性について、市としてはどのように思うか、との御質問でした。

地域計画に記載してありますとおり、まずは、当市が近代化していく過程と、水俣病の発生、

その後の地域再生までの時期を含む、近代から現代までの文化財の把握調査が必要であると考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁いただきました。

以前、「地元学」ということで、水俣市の山間地を中心に元気村づくりなどがありました。高齢化などで事業が困難になったという地域もありましたが、改めてですね、地域の歴史や文化財を見直す必要があるのではないかと考えています。

計画が、文化庁の認定を受けたというこの機にですね、ぜひ地域に投げかけていただいて、その地域の文化財に目を向けるような動きができないかと思いますが、いかがでしょうか。質問の1番です。

次の質問は、観点が変わります。

「市民でつくる水俣の歴史遺構を残す会」では、「塩がつないだ水俣の人、もの、歴史」ということで、学園大の矢野治世美先生、さらに、元日本大学教授糸長浩司先生から、「百間樋門、排水口は塩づくりの樋門であった」ということで、市民への講話を頂きました。大変興味深く、意味深いものだと思います。

塩づくりについては、長年、水俣でも19区寄り会が取り組まれており、火のまつりなどには市民に餅と塩の振る舞いがあります。

この際、塩田文化を再認識し、さらに塩を使った商品開発なども考えられないかと思うが、いかがでしょうか。質問は2ついたしました。

最後に、水俣市には御存じのとおり、日本をリードしてきた研究者、文学者を輩出しています。文化財も多く残っています。

以前、これらを念頭に、小さな集まりをしたことがありました。私は、この集まりを復活させ、文化財の活用、保存について、市民側からも動いていく必要があると考えています。

水俣市と市民と一緒に、時には汗をかき、保存と活用に結びつけていくことが大切かと思えます。市民に対する支援をお願いして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目なんですけども、改めて地域で文化財を見直して、保存する活動を通じて、地域のにぎわいにつなげていけないかと思うけれどもいかがか、との御質問でした。

地域で身近にある文化財を見詰め直し、その価値を認識した上で、主体的に保存活動を行うことによる地域の活性化は、非常に重要であると認識しております。

そのため、地域計画に記載してあります「まち歩き」や「ワークショップ」などを行い、にぎ

わいにつなげてまいります。

2点目なんですけども、「水俣の歴史遺構を残す会」では、お二人のですね、学者の講演会をされたと。塩づくりについては、長年19区寄り会が取り組まれており、火のまつりでも使用されていると。塩田文化についてですね、もっと再考するべきだと思うけれどもいかがか、との御質問でした。

塩田関連の遺構につきましては、地域計画の中で、今後、把握調査を行うものの中に挙げております。

また、先月27日には、文化振興担当の職員が水俣第二小学校3年生を対象として、塩づくりの歴史を学ぶ現地学習を行っております。

このように、水俣における塩づくりについては、貴重な文化資源と捉えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、（仮称）肥薩ウインドファーム及び（仮称）出水ウインドファームによる大型風力発電建設計画について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、（仮称）肥薩ウインドファーム及び（仮称）出水ウインドファームによる大型風力発電建設計画について、順次、お答えします。

まず、（仮称）肥薩ウインドファームと（仮称）出水ウインドファームは、風力発電建設計画が重なるところがあり、水俣市長、熊本・鹿児島両県知事、環境大臣からも協議するよう求めているが、その後、どのようになったか把握しているか、との御質問にお答えします。

協議について当事者に尋ねたところ、「これまで3回協議を行ったが、合意に至った事項はない」とのことでした。

次に、「水俣の環境を考える市民の会」の業者への質問に対する回答に、「計画の見直しが一定程度進んだら、関係する地区単位で説明会をする。説明の対象は、今後自治会や行政と相談しながら決めていくものと認識している」とのことのように、説明会はどのように行ってほしいと要望するのか、との御質問にお答えします。

全体説明会を開催してほしいとの要望はお聞きしておりますので、電源開発株式会社にお伝えをしております。

次に、平通りの上下水道管の敷設状況はどのようなであるか。また、何らかの影響があると思うか、との御質問にお答えします。

まず、上下水道管とも道路法施行令の基準に基づき埋設をしております。

敷設位置といたしましては、上水道管は県道の中央部分または道路端付近に、下水道管は道路

端付近に埋設をしております。

車両通行による影響につきましては、一般的には大型車両に限らず、自動車等が通行する道路でありますので、何らかの影響はあるものと考えています。

次に、湯の鶴温泉街の道路下については、市長意見書では、「源泉送湯管が埋められているため、大型車の通行量に伴い破損が懸念される」とあるが、具体的には、どのようなことが心配されるのか、との御質問にお答えします。

湯の鶴温泉街を通過する県道に埋設されている源泉送湯管及び水道管は、各旅館及び民営水道組合が敷設していることから、敷設以来数十年が経過をしており、大型車両通行量の急増により破損、漏水等が懸念されるため、市長意見として述べたところです。

次に、以前、市長に建設予定地を見に行ったのか質問した。回答は、足を運んだとのことであったが、どこを見に行き、どのように感じたか。また、市長は住民説明会に参加されたことがあるか、との御質問にお答えします。

中尾山スカイラインより、(仮称)大関山風力発電事業の建設地を、石飛の茶園付近の市道より(仮称)肥薩ウインドファーム事業の東側事業区域予定地を視察し、これまで同様、事業の動向を注視していく必要があると感じました。

また、住民説明会には参加をしておりません。

○議長(岩村龍男君) 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をいたします。

さて、(仮称)肥薩ウインドファームと(仮称)出水ウインドファームは、3回の協議をしても、まだ、合意の事項が明らかでないということでもあります。建設計画が知らされてから、5年の月日がたっています。いったい、どうなっているのか判然としません。

一般企業が、法の許す範囲で営業活動を行うのは自由ですが、その過程、ここでは「環境影響評価法」に基づいてということになりますが、その過程において、業者同士のこの問題が解決できないというのは、もはや、この事業を進めることの前提が崩れていると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

さて、このように疑念が深まる中だからこそ、市民からも再度の業者に対する説明を求めたいということでもあります。

そこで、改めて質問をいたします。

以前にも要望いたしました、どの地域の説明会においても、地域住民の異論がなければ、他の地域からも説明会に参加できるように要望していただきたい。なぜなら、生まれたところは説明会の地域であるが、今は別のところに住んでいる人やその地域に土地を持っている住民などがいるからです。

それに加え、全市民向けの説明会も開催するように要望していただきたいと思います。これが質問の1番です。

次に、平通りの上下水道の状況については、分かりました。日頃は、どの地区もあまり意識せず暮らしていると思います。そこで、重ねてお尋ねします。

平通りなどの住民からは、市からも直接説明を聞きたいという意見もありましたが、どのような見解をお持ちでしょうか。これが質問の2番目です。

次に、市長へ質問いたします。

今年に入り、2月15日に湯の鶴下村から鬼嶽の村を通り、石飛に行くまでの道を鬼嶽に向かいました。ここは、大型風力発電の鬼嶽村へ一番近い風力発電が建設される予定のところでございます。地質の専門家である長峰智先生と、今回も鬼嶽の登山道近くまで行きました。

何度か計画地近くまで行き思うのは、当たり前ですが、国、県の保安林としてあります。何より、歴史的に見ても崩壊しやすい土壌であること、また、鬼嶽のすぐ近くですけれども、ここには大規模な土砂災害がございます。この崩れやすい土壌からは、幾重にも水が流れて出ており、例えば、頭石の川に流れているのです。

水俣の屋根ともいふべきところで、山林が大規模に改変されると水俣市民の水にも影響してくることは、目に見えることでもあります。

ここで、改めて市長にお尋ねします。

市長が行かれたというところは、準備書により変更になったところもあると思います。招川内や鬼嶽、頭石など、地域住民から1キロメートル以内というところについては、特に実際に足を運んでいただく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。質問の3番です。

さらに、説明会については、できるだけ出席をしていただきたいと思うが、いかがでしょうか。特に、市民全体に行うことがあれば、出席をし、地域住民の生の声を聞いていただきたいと思うが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員、2回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、地域住民の異論がないということであれば、他の地域からの説明会も参加できるように要望してほしい。全市民向けの説明会も開催するように要望してほしい、という質問であります。

先ほどもお答えしましたとおり、全体説明会の開催を、電源開発株式会社にはお伝えをしております。

2点目の、平通りの住民からは、上下水道の影響についても市から直接、説明を聞きたいという声があるが、どのような見解か、という御質問でございます。

上下水道管は、国道や県道、市道等至るところに埋設をしておりますので、現状では説明会をする予定はございません。

3点目の、私が行ったという地域は、準備書によって変更になったところもあると思う。招川内や鬼嶽、頭石などの地域住民から1キロメートル以内というところについて、特に実際に足を運ぶ必要があると思うがどうか、という御質問でございます。

風力発電計画地周辺がどのようなところかは存じておりますし、必要があれば足を運んで確認をいたしたいと思います。

最後4点目の、説明会について、できる限り出席をしてもらいたいと、特に市民全体に行うことがあれば出席をし、地域住民の生の声を聴けということですけどもどうかと。

状況に応じて、対応は検討をしていきます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

世界情勢というか、日本とアメリカの関係が危ぶまれる中、先日はアメリカから防衛費3%上げろと言われ、石破首相は「日本で決めることだ」と答えたという見出しが新聞に載っておりました。加え、「日米地位協定も見直すべきだ」と私は、大きな声でテレビに向かって言ったところでしたが、久しぶりに「そうだ」という気持ちが沸き起こりました。

水俣市は、再生可能エネルギー、自然エネルギーを推進しようと思っています。

しかし、この計画は、水俣市が進めようとしている各種計画にとって有益なものであるか。「水俣市国土強靱化地域計画」、「水俣市地域防災計画」、「第3次水俣市環境基本計画」、「水俣市環境モデル都市第3期行動計画」、「水俣市観光振興計画」、「水俣市SDGs未来都市計画」、「水俣市森林整備計画」など、各種の計画と整合性があるのか。

業者の計画に受け身にならず、市として毅然とした見解を表明するべきだと思いますが、いかがですか。質問は、1つだけにいたします。

これに関連し、重ねて要望いたしますが、風力発電計画に対し、反対の表明をした自治体が増えております。昨年述べた、北海道小樽、高知の四万十町、津市、広島県安芸市などです。

県レベルでの表明もあります。青森の八甲田ですね。風力発電について、2022年当時の県知事、三村申吾知事は、記者会見でこう述べたとあります。三村知事は、私的な発言と前置きはしましたが、環境保全で一番大切なのは、水の環境ネットワークと強調しました。「手間と時間をかけて山を整え、水路をつなぎ、良い土と良い水で攻めの農林水産業をやってきた。」、青森がですね、「山の上に風車を並べるためには、そこに入っていくルートが必要。山の上を取られたら、水循環もへったくれもない。森林は、県民の命と暮らしを守る大切な水を蓄え、つくり、災害も防ぐ。それを無秩序に開発してよいわけがない」、知事のこの談話の後、事業者は、計画を

見直したと新聞記事にあります。

水俣においては、風力発電建設予定地から近距離の地域の人々は、健康被害も心配しています。

鹿児島県長島町の瀬戸地区の風力発電が多く建っているところがあるのですが、住民の方は、「いつでも水俣の市長さんに、今までの実情を話してよかですよ」と言われる方がおられます。

市長におかれては、ぜひ、様々な被害の状況にも耳を傾けていただき、水俣の水と市民の命を守っていただくよう、強く要望いたしまして、質問を終わります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えします。

今回の計画が環境影響評価書にとらわれることなく、水俣市が掲げる各分野の計画に合致するなど、総合的に検証する必要があるのではないかと。また、総合計画などの各種計画との整合性があるのか、また、業者の計画に受け身にならずに、市独自の見解を表明すべきだがどうか、という御質問でございます。

既に、今回の風力発電事業の計画につきましては、環境アセスメント制度にのっとりまして、本市の各種計画を踏まえるとともに、市民の安全を確保するため、改善すべき点に関しましては、市長意見書として提出し、公表しております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日は、これで散会します。

午後3時23分 散会

令和7年3月12日

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月12日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時16分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（橋本 晃 君）
主 任（宮崎 聖子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 19人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（原 弘樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田中 真也 君）	教 育 長（小島 泰治 君）
総務企画部次長（岡本 夫美代 君）	上下水道局長（永田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博 君）	総務企画部市長公室長（白本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克 君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行 君）
福祉環境部環境課長（岩田 幸哉 君）	産業建設部観光戦略課長（高橋 麻衣 君）
産業建設部スポーツ推進課長（中村 俊彦 君）	産業建設部経済振興課長（緒方 卓也 君）
産業建設部農林水産課長（山村 良一 君）	産業建設部都市計画課長（柴永 哲久 君）
教育委員会事務局教育課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第3号

令和7年3月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 桑原一知君 | 1 台湾との交流について |
| | 2 湯の児開湯100周年と観光施策の方向性について |
| | 3 農業振興について |
| | 4 水俣市地域公共交通計画について |
| 2 高岡朱美君 | 1 令和7年度施政方針について |
| | (1) 世界へつながる水俣について |
| | (2) 活力生まれる水俣について |
| | (3) 環境分野について |
| | (4) 教育・文化分野について |
| 3 杉迫一樹君 | 1 水俣ONSENプロモーションについて |
| | 2 総合体育館トレーニングルームの充実について |
| | 3 本市が管理している上下水道管の状況について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、岩田環境課長、山村農林水産課長、緒方経済振興課長、高橋観光戦略課長、榮永都市計画課長、中村スポーツ推進課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、桑原一知議員に許します。

(桑原一知君登壇)

○桑原一知君 皆さんおはようございます。真志会の桑原一知です。

まず、岩手県大船渡市における大規模火災により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、本市も約7割が山林であり、私も山間地域の消防団員として、今後も、火災予防の啓発活動に取り組んでまいりたいと思います。

それでは通告に従い、質問に入ります。

1番、台湾との交流について。

①、市長は、これまで2回台湾を訪問しているが、主にどのような協議を行い、今後はどのように展開していくのか。

②、国立台北科技大学との連携は、現在どのような状況で、今後どのように展開していくのか。

2番、湯の児開湯100周年と、観光施策の方向性について。

①、湯の児開湯100周年を迎え、どのような機運醸成の取組を行うのか。

②、最近の観光ニーズの変容を踏まえ、水俣市の観光振興をどのような方向で推進するのか。

3番、農業振興について。

①、水俣・芦北地域において、芦北地方農業振興協議会が設立されているが、担い手確保の現状の取組と実績はどのようになっているのか。

②、農地中間管理機構の役割と利用状況はどのようになっているか。

4番、水俣市地域公共交通計画について。

①、令和6年度に本計画の策定が完了する予定だが、計画の概要と水俣市における交通網の現状と課題は何か。

②、幅広い年齢層に利用してもらうためには、利用促進のための取組が重要と考えるが、どのような取組を行うのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、台湾との交流について、答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 初めに、台湾との交流について、順次、お答えします。

市長はこれまで2回台湾を訪問しているが、主にどのような協議を行い、今後はどのように展開していくのか、との御質問にお答えします。

まず、どのような協議を行ってきたかについて申し上げます。

令和5年、1度目の訪台時には、台湾の環境行政を所管する「台湾行政院環境部化学物質管理署」、さらに、台湾の工学系最高学府である「国立台北科技大学」を訪問しております。

台湾行政院環境部では、署長をはじめ、幹部の方々と面会し、台湾政府で企画する、研修やセミナーを水俣で受け入れるなどの交流も行いたいと申出を行い、署長からは、台湾と水俣双方の交流を深めていきたいとの言葉を頂きました。

また、国立台北科技大学では、学長と面会し、台湾本土でエンジニア育成の先端に行く台北科技大学と、水俣の高校生の留学や企業へのインターンシップなど、ハイレベルな交流を進めたい旨の申出を行っています。

これに対し、学長からは、水俣市が半導体人材の育成を目指すならば協力していきたい、との心強いお言葉を頂いたところです。

続いて、令和6年11月、2度目の訪台時には、台湾のドラゴンボート協会を取りまとめている「台湾ドラゴンボート協会」や、台湾主要都市で人口規模が4番目に大きい「台中市政府」を訪問いたしました。また、台湾の観光関連の番組制作などに出資を行っている、「桂田文化芸術基金會」を訪問しています。

台湾ドラゴンボート協会では、水俣と台湾との間でドラゴンボートを通じた相互交流について協議を行いました。

台湾ドラゴンボート協会と水俣市競り舟協会との友好関係協定等の締結も視野に入れながら、水俣と台湾、それぞれで開催されるドラゴンボートの大会に出場するなど交流を深めながら、人的交流を進めていくことを、合意いただくことができました。

続いて、台中市政府では、観光旅游局副局長をはじめ、スポーツ、教育、農業、経済などの幅広いセクションの幹部や職員の方々が一堂に会する場で、本市の観光の状況やスポーツの取組をプレゼンテーションするとともに、台中市と水俣市との、スポーツや観光を中心とした交流について、御提案と協議をさせていただきました。

先方からは、台中市の観光やスポーツの状況について説明があり、今後どのような内容での連携の可能性があるか、継続して協議を行うことを約束させていただきました。

続いて、桂田文化芸術基金會では、令和5年に水俣市で撮影が行われた、台湾の有名旅番組「ヘイガールズアドベンチャー（老少女奇遇記）」で、台湾本土において水俣を大いにアピールいただけることになったことから、番組関係者ともお会いし、そのお礼とともに、本市の観光やスポーツ資源を改めてプレゼンテーションし、今後も引き続き、観光面でのアピールなど、水俣

へ御支援いただけるようお願いをしてみました。

続いて、今後どのように展開していくのかについて申し上げます。

これまで、2度にわたり、台湾本土でのトップセールスを行ってまいりましたが、私自身、大きく2つの目的を持って、公務に臨んでいます。

1つ目は、学術面において、高度な人材育成に向けた台湾との連携を創出すること。

2つ目に、観光や経済面における台湾と水俣の新たな連携を創出すること。

2度の訪台を終えて、令和7年度は、この目的を具体化しなければならないと考えています。

まず、学術面については、築き上げてきた台湾行政院環境部や台北科技大学とのネットワークを生かして、市内の小中高生などを対象とした、新たな学びや経験の場を創出してまいります。

特に、半導体産業の動向が注視される県内において、台湾の政府機関や大学との連携は、重要な意味を持ち、グローバルかつ高度な人材を育成するための事業を展開してまいります。

続いて、観光や経済面においては、スポーツや観光を中心としたアプローチを行うことで、台湾からの誘客を促進し、市内経済の活性化を目指します。

その皮切りとなるのは、ドラゴンボートを通じた相互交流であり、令和7年度において、実現してまいりたいと考えています。

また、さきに御説明した台中市との連携では、現在、台中市ないしは、行政区との連携協定などを視野に入れた上で、具体的な連携内容を模索しており、こちらも令和7年度中に実現してまいりたいと考えています。

台湾の各団体等とつながりながら、水俣市の発展に向けた取組を、着実に進めてまいります。

次に、国立台北科技大学との連携は現在どのような状況で、今後どのように展開していくのか、との御質問にお答えします。

先ほど申しましたとおり、令和5年度に、私は国立台北科技大学で学長と面会し、水俣高校生との交流や台北科技大学生のインターンシップ受入れなど、双方の人材育成に関する交流を進めていくことで、認識を共有してまいりました。

そして、このことを具体的に進めるため、令和7年2月に、水俣環境アカデミア所長及び担当職員を派遣し、台北科技大学を訪問し、水俣高校生との具体的な交流及びインターンシップ受入れに関して協議を行いました。

まず、水俣高校生との具体的な交流に関する協議では、「半導体」や「環境工学」分野を専門とする先生方に面会し、水俣高校生を対象にした半導体に関する講義と、「総合的な探究の時間」の授業における指導・助言をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきました。早速、令和7年度に、台湾における世界最先端の半導体産業や、今後の動向などについての講演をはじめ、水俣高校や市内企業などを視察いただき、本市の半導体関連人材育成に関する教育活動

についての意見交換を行うほか、水俣高校の探求活動において、必要に応じてオンラインなどで御指導を頂く予定です。

また、インターンシップ受入れに関する協議では、具体的な受入条件、費用負担、必要な事務手続などについての詳細な情報収集を行うことができました。引き続き、受入れの実現に向け、市内企業へ情報提供を行いつつ、台北科技大学との調整を行ってまいります。

今後もこのような交流を継続し、人脈を大切にしながら、本市と台北科技大学との連携を強化していき、双方にとって実のある、半導体関連人材をはじめとする、グローバルかつ高度な人材を育成する事業を着実に進めてまいりたいと考えています。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 台湾は、世界最大級の半導体産業の生産拠点として知られております。大手メーカーに使用されている半導体チップの受託生産を、多く手がけており、世界でも今後は半導体需要が増加し、市場拡大のペースに生産能力が追いつかないと見込まれている中、熊本に世界最大の、半導体ファウンドリーであるTSMCの工場が建設されました。

また、ソニーやNEC、三菱UFJ銀行など、国内大手企業の8社が出資し、日本政府も開発費を拠出し、北海道にラピダスが設立され、最先端のロジック半導体の開発と製造を行います。

半導体産業が成長していく中、関連企業が必要としているエンジニアが不足しております。人材育成が課題であります。

このような中、令和7年度には、国立台北科技大学の先生方を招聘し、半導体関連人材育成や半導体産業の今後の動向などについて講義・指導・意見交換など、また、インターンシップ受入れに関する協議を行うということで、本市の次世代を担う人材育成の取組が加速すると感じております。

ただ、水俣高校に半導体情報科が設置されましたが、厳しいスタートであると感じております。中学生には「半導体」といっても、まだ漠然と感じているのではないのでしょうか。私は、小中学生が、半導体産業も身近にあり、そして興味を持ってもらうことが重要であると感じております。プログラミング講座など学びの場を今後も継続して推進していただき、水俣高校に進学したいという中学生が殺到するように、教育委員会も連携し、推進していただくことをお願い申し上げます。

次に、スポーツや観光についてですが、ドラゴンボートの相互交流を皮切りに、スポーツを通して、多くの台湾の方が、本市を訪れていただくことが、インバウンド施策の第一歩であると感じております。

そこで1点質問します。

今後、台湾との交流について、観光とスポーツ交流を具体的にどのように進めるのか、お尋ね

いたします。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員 2 回目の御質問にお答えをいたします。

台湾との交流について、観光とスポーツについては具体的にどのように進めるか、という御質問でございました。

観光面での交流につきましては、まず、本市について知っていただくということが重要だと考え、1月に台北で開催をされました、熊本県主催の個人旅行向けの大型観光イベントに参加をいたしました。

イベントには、湯の児と湯の鶴の宿泊業者と共に訪台し、水俣市の観光や体験などを紹介するなど、2日間で1万6,870人の方々に対してPRをすることができました。

また、令和6年度末には、道の駅みなまたや湯の児海水浴場をメインに撮影をしました台湾の旅番組が放映をされまして、現地においては大変好評だったというふうに伺っております。現在も、台湾においては再放送が予定をされており、台湾以外でもシンガポールやマレーシアなどで放送される予定とお聞きしております。

スポーツの交流におきましては、台湾ドラゴンボート協会と水俣市競り舟協会との交流が計画をされています。

本市としましては、このような交流をきっかけに、選手の皆様に水俣を知っていただいて、水俣の魅力を台湾でも拡散をしていただけるよう、観光視点でのプロモーションについても、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 令和7年度、第50回を迎える競り舟大会に台湾チームに参加いただけるということと、また、本市から台湾で開催される国際ドラゴンボート大会へ招待いただけることは、台湾訪問の成果の一つであると感じております。

この相互交流を皮切りに、次のステップにつなげていただきたいと考えております。

例えば、子供たちのスポーツの交流や双方の農産物の販売、また農業の連携など、ハードルは高いかもしれませんが、「世界へつながる水俣」の実現に向け挑戦をお願いいたします。

高岡市長が台湾を訪問し、主要都市または行政区のトップと会談し、様々な交流について協議が行われているということは、大変意義があり、力強く感じます。

今後も継続していただくことを要望し、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、湯の児開湯100周年と観光施策の方向性について、答弁を求めます。

高橋観光戦略課長。

(産業建設部観光戦略課長 高橋麻衣君登壇)

○産業建設部観光戦略課長(高橋麻衣君) 次に、湯の児温泉開湯100周年と観光施策の方向性について、順次、お答えします。

まず、湯の児温泉開湯100周年を迎え、どのような機運醸成の取組を行うのか、との御質問にお答えします。

湯の児温泉開湯100周年に向けた取組については、令和6年度100周年用のプロモーション動画を作成し、市役所1階スペースや道の駅みなまた、湯の児渚の交番HIMETATSUでの放映に加え、観光情報サイトや各種PRイベントで発信しています。

また、みなまた観光物産協会と共に、サンセット遊覧船の運航や、観月橋のライトアップを行い、湯の児温泉の魅力を生かした誘客に取り組んでいるところです。

開湯100周年を迎える令和7年度は、市民を中心とした湯の児温泉の魅力の再認識と、年間を通じた誘客を図るため、記念式典の開催、記念品の作成をはじめ、タクシー補助による2次交通支援、開湯100周年記念ポスター等による周知を予定しています。

加えて、みなまた・あしきたギョギョギョ大使であるさかなクンを招聘したイベントとも連携しながら、開湯100周年の機運を盛り上げてまいります。

次に、最近の観光ニーズの変容を踏まえ、水俣市の観光振興をどのような方向で推進するのか、との御質問にお答えします。

近年は、インバウンド需要の増加や個人旅行客の比率の上昇など、新型コロナウイルス感染症拡大以降、観光を取り巻く状況が変化しており、新しい旅行スタイルへの注目が高まっています。

そのような中、水俣市観光振興計画では、「水俣の魅力を地域が誇り、高め合い、水俣に出かけたくなる人を何度も呼び込む観光を目指します」と掲げ、取組を進めているところです。

具体的には、既存の観光資源を掘り起こし、コンテンツとして磨き上げ、情報発信を強化するとともに、湯の児・湯の鶴・エコパーク水俣などへの周遊性の向上を図ることで、交流人口の増加と、滞在時間の延長へつながる取組を推進していきます。

○議長(岩村龍男君) 桑原議員。

○桑原一知君 私は、中学時代に部活の試合で湯の児を訪れ宿泊しました。洞窟温泉で騒ぎ過ぎて、先生から怒られた記憶があります。年を重ねれば、いい思い出であります。私自身忘れられない温泉地の一つです。

湯の児開湯100周年を迎えるに当たり、水俣市の観光にとって大きな転換期となるよう、観光戦略課を中心に取組を進められているということでした。

特に、温泉街という風情を演出したプロモーション動画を作成することが大切ではないかと思

います。

私が考えるに、日中より夜の温泉街のほうが、幻想的であります。湯気が立ち上り、ライトアップされた桜など、湯上がりに温泉街を散策するのも、情緒があり、動画作成の際の一つの案として、検討していただければと考えます。

日本が高度成長期の中、旅行は団体旅行が主流でありました。バブルが崩壊し、個人旅行へ変化し、観光ニーズも多様化しているようです。

例えば、コロナ前に比べますと、「夫婦・友人」や、もしくは「自分ひとり」と、少人数での旅行が増加しており、特に、若年層とシニア層の男性が増えているそうです。

また、移動手段としては、男女ともに若年層の新幹線を利用するというのが増加しているようです。これは、ウェブやアプリ上で、予約また決済ができる手軽さがあると考えられます。

インバウンドも2024年は3,686万人と、前年に比べますと47.1%増であります。

また、来訪目的では、「観光・レジャー」が全体の80%を占めており、食文化の体験やまち歩き、ショッピングなど様々であります。

このように、様々な観光ニーズをとらえて、今後、市としてどのような取組を進めるのか、お尋ねいたします。

また、黒川温泉では、2021年に「黒川温泉観光旅館協同組合」設立60周年を機に、「黒川温泉2030年ビジョン」を策定されました。「黒川温泉一旅館」という理念を掲げ、温泉街全体を一つの大きな旅館と捉え、旅館は、個々で競い合いながら質を高める、その一方で手を取り合い、知恵を出し合いながら、温泉地全体の繁栄を目指す。こういった取組を実施されております。

このように、湯の児温泉全体を活性化するには、宿泊施設や地域など、関係する全ての方が、同じ方向を向くことが必要であると考えます。

そこで、様々な今後取組を推進していくには、観光事業者との連携は重要であり、どのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

まず、様々な観光ニーズを捉え、市としてどう取り組んでいくのか、との御質問にお答えいたします。

有名観光地以外の場所を目的地とする旅行者が増加傾向にある中、令和5年度から始めた水俣ONSENプロモーション事業では、温泉愛好家向けのパンフレットを作成・拡散するとともに、アスリート向けには、温泉を活用したリカバリープログラムを旅行商品として造成しているところです。

また、仕事をしながら自分自身の時間を過ごす、ワークとバケーションを組み合わせた新しい

旅行スタイルの一つである、ワーケーションの誘致にも取り組んでおり、湯の鶴温泉を宿泊の拠点とした企業研修型プログラムは、市外の参加者から大変高い評価を頂いております。

さらに、増加するインバウンドを意識した体験型商品の造成・販売やSNSでの発信、海外メディアの活用、現地でのPRなど、「水俣」への誘客を図るなど、引き続き、水俣らしい商品造成や発信など、ターゲットを絞った取組を進めてまいります。

次に、観光事業者との連携は重要であり、どのように進めていくのか、との御質問にお答えいたします。

令和6年度には、県の事業を活用し、湯の児・湯の鶴地域の同時ブランディングを検討してまいりました。その中で、宿泊施設や観光事業者、地域の自治会の皆様などと何度も意見交換を重ね、今後の取組の方向性を確認したところでございます。

今ある暮らしと観光資源を共存させ、持続可能で魅力のある観光地づくりを行うため、引き続き、様々な関係者との意見交換を行いながら取組を進めてまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 観光ニーズを捉え、一人でも多くの方に湯の児温泉の魅力を感じていただき、何度も訪れていただくことが重要であり、様々な取組を行うということで期待しております。

特に、スポーツアスリート向けのプランは、前回質問いたしました、体育館のトレーニングルーム機器整備にも関連しており、期待をしております。

また、令和7年度の当初予算では、湯の児地域の都市再生整備計画を策定するために、予算計上をされており、都市計画課と連携し、地域と一体となり、魅力ある湯の児温泉街を演出していただくことをお願いし、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、農業振興について、答弁を求めます。

山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 次に、農業振興について、順次、お答えします。

まず、水俣・芦北地域において、芦北地方農業振興協議会が設立されているが、担い手確保の現状の取組と実績はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

芦北地方農業振興協議会については、本市と芦北町、津奈木町、各市町の農業委員会、熊本県、JAあしきた等で構成される組織で、農家の社会的地位の向上等、地域農業の発展に寄与することを目的として、様々な取組を行っております。

担い手確保の取組としましては、平成30年から協議会内に「新たな担い手確保対策プロジェクトチーム」を発足し、東京や大阪、熊本市などの都市部で開催される就農フェアへ参加するとともに、就農相談や産地見学のバスツアー、3日から5日程度の農業体験を行う短期研修の受入れ

等を実施するなど、新規就農者の確保に取り組んでおります。

また、果樹担い手の研修園地として、高齢化等による離農や規模縮小する農家から、優良な空き園地を「リリーフ園」としてあっせんすることで、研修終了後にそのままその園地で就農し、1年目から農業所得を得ることができるなど、新規参入者でも果樹経営が可能な受入体制を整備しています。

これまでの取組実績につきましては、令和5年度までに22人の長期研修や新規就農を支援し、本市在住の就農者については、現在研修を受けている方も含め13人となっています。

次に、農地中間管理機構の役割と利用状況はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

農地中間管理機構では、農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業を行っております。

この農地中間管理機構は全国に存在し、熊本県では、公益財団法人熊本県農業公社が、熊本県知事から農地中間管理機構として指定を受け、県や市町村、農業委員会、JAなどの関係機関と連携・協力し、担い手への農地の貸し借りを進めており、本市では、農業委員会に相談窓口を設置しております。

本市での利用状況については、令和6年の1年間に農地の貸し借りがあった70件137筆のうち、16件47筆が農地中間管理機構を介したものとなっております。

なお、国の法改正により、令和7年4月からは、農地の貸し借りは原則、農地中間管理機構を介したものに一本化されることから、今後は当制度を利用した貸し借りに努めてまいります。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 高齢化が進み、離農する方が増える中、地域農業の振興を図るために、行政や農業団体が連携し、取組を進めることは、重要であり、協議会の今後の活動に期待しております。

本市では、果樹のみの新規就農者であります。私は、水稻、米にも波及していくことが重要であると考えます。なぜなら、本市の農業経営体数の約5割は水稻、米であり、山間部を中心に、引き続き米を作るのか、誰かに担ってもらえるのか、様々な悩みを抱えている方は多いと考えます。また、作付しなくても、草払いや水路作業など、農地の管理が必要であり、新たな担い手の方を必要としております。

このような中、現在「地域計画」の策定に向けて、各地域では説明会が実施されており、先日、私も参加してきました。

私が思いましたのは、地域の現状や課題などは毎年、変化していくと思われまますので、年に1回は、地域計画の更新という目的で、皆さん参加するのは、難しいかもしれないですけど、代表者の方だけでも集まっていただいて、開催することが必要ではないかというふうに考えましたの

で、検討をよろしく申し上げます。

あわせて、そのときには、農地中間管理機構の事業説明もあり、農業委員会での相談や申請手続のサポートも行うということでした。ただ、制度については、理解されていない方もいると思われるので、今後も継続した制度の周知活動を必要と感じましたので、お伝えしておきます。

この制度を利用し、眠っていた農地を新たな就農者や農業者により、よみがえることは、地域にとっては追い風となり、活力が生まれると考えます。

地域農業者が協力し、自分たちの農地を守っていくためにも、地域計画をもとに、集落営農組織をつくることが重要と考えます。どう取り組んでいくのか、1点お尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 山村農林水産課長。

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。

地域計画をもとに、集落営農組織をつくることが重要で、どう取り組んでいくのか、という御質問でした。

本市の地域計画につきましては、現在、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる地域を中心に、15地区での策定に向け、手続を行っている状況です。

今後、策定した地域計画をもとに、地域の中心となる担い手や既存の集落営農組織に農地を集約するとともに、受け手が決まっていない農地については、地域の声を伺いつつ、基盤整備等の国や県の事業活用を検討し、新規就農者や新たな集落営農組織づくりに向けた取組を支援してまいります。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 果樹経営にスムーズに就農できるのも、優良な園地が準備されているという、環境が整備されているということも一つの要因であると考えるのであれば、水稻をすぐに始められるような、整った農地を整備、準備しておくことは重要と考えます。農業者との協議や、同意作業は大変であります。基盤整備の推進をお願いしておきます。

また、地域計画策定ですが、制度のための計画ではなく、地域の農業を守っていくこと、そして少しでも農業所得を増やすことを、私たち農業者も覚悟と汗をかきながら知恵を出して、行政と連携していくことが、重要だということをお伝えしまして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣市地域公共交通計画について、答弁を求めます。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、水俣市地域公共交通計画について、順次、お答えします。

まず、令和6年度に本計画の策定が完了する予定だが、計画の概要と水俣市における交通網の

現状と課題は何か、との御質問にお答えします。

地域公共交通計画は、地域にとって望ましい移動サービスの在り方を明らかにすることを目的に策定するものです。今回の計画は、本市全域を対象とし、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間としています。また、本市総合計画及び熊本県地域公共交通計画を上位計画として位置づけております。

計画の策定に当たっては、乗降調査や市民アンケート調査、交通事業者へのヒアリング、パブリックコメントを実施し、本市を取り巻く現状と課題を整理した上で、基本方針と4つの基本目標を設定しました。

基本方針は、「市民の暮らし及び来訪者の移動を支える公共交通体系の実現」、基本目標は、目標1、「誰もが利用しやすい地域間幹線交通の確保・維持」、目標2、「市民ニーズに対応した地域公共交通の効率化」、目標3、「交通拠点の整備・機能強化」、目標4、「市民、事業者、行政との連携強化による持続可能な公共交通」としております。

交通網の現状については、市内全域をカバーしており、具体的には、路線バスや鉄道、みなくるバスや乗合タクシー、スクールバスの一般利用で形成しております。

課題としましては、人口減少の進行により、輸送人口が年々減少しており、人件費や燃料費の高騰により運行経費が増加している状況にあります。また、今後さらに高齢化が進行することで、運転免許証の自主返納による交通弱者の増加が見込まれます。加えて、公共交通を担う交通事業者において、運転手の確保が厳しい状況にあります。

これらの課題を踏まえ、今後は持続可能な公共交通サービスを維持・確保するため、利用実態に応じた運行内容へ見直しを行いつつ、利用者の増加に向けた取組を進めていく必要があります。

次に、幅広い年齢層に利用してもらうためには、利用促進のための取組が重要と考えるが、どのような取組を行うのか、との御質問にお答えします。

令和3年9月から実施している「みなくるバス運賃無償化事業」については、利用者から好評であり、利用件数も年々増加しております。そのため、高齢者や障害のある方の移動手段を確保するため、引き続き、本事業を実施してまいります。

また、市内の主要なイベントとの連携や、買物施設と連携した企画の実施など、公共交通の利用促進を図るほか、バスの乗り方教室を実施し、公共交通を利用するきっかけを提供していきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 この地域公共交通計画について、私自身が住んでいる地域または同じ山間地域の声を聞き、平成30年の12月から質問を幾度か行っております。高齢化が進み、免許返納などによ

り、交通手段がなくなる方が増えていく中、高岡市長1期目の令和3年9月から「みなくるバスの運賃無償化」が開始されました。利用者からも好評であり、利用件数も年々増加しているとのことで、高い評価を得ています。

今後は、基本方針と目標をもとに、人口減少や高齢化、運行経費、交通事業者の運転手確保などの課題に対し、知恵を絞る必要があります。

その策の一つとして、実証実験に基づき「ドア to ドア乗合タクシー」を本格稼働するということは、利便性向上につながり、高く評価されると考えます。

これに加え、効率性のための取組も検討されていますが、今後の展開をお尋ねいたします。

私は、バスが来ない地域での乗合タクシーの運行やスクールバスでの取組など、身近な地域の声を届けてきたわけですが、私自身が視野を広げての考察が欠けており、高齢者のみの提案になっていたというところも一つあると思います。私の反省点の一つでもあります。

水俣市総合計画第2期基本計画の中にある市民の声に、「利用者を増やすための努力、PRをもっとすべきである」と書いてありました。この「利用者」とは、本来は幅広い年齢層というのがベストであります。市で行われるイベントごとや恋龍祭、花火大会、そしてインバウンド、先ほど質問いたしました、湯の児開湯100周年記念イベントなど、こういったものも、観光戦略課と連携し、多くの方がバスを利用できるような企画を、立案していただくことをお願いしておきます。質問は1点です。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 桑原議員2回目の御質問にお答えいたします。

「ドア to ドア乗合タクシー」を本格稼働することは、利便性向上につながり、高く評価されると考える。これに加え、効率性のための取組も検討されているか、今後の展開はどうか、との御質問でございました。

本市では、人口減少と高齢化が進行しており、特に山間部においてその傾向が顕著になっております。

公共交通サービスに係る市の財政負担が増加する中、持続可能な公共交通サービスを維持・確保するためには、利用状況に応じた運行内容の見直しや、適切な交通手段への転換を進めていく必要があると考えております。

そのため、今後の展開として、乗合タクシーの乗合率を高めるため、予約型への転換を進めるほか、利用者の予約状況に応じて、運行経路やスケジュールを決定するオンデマンド交通を、山間部を中心に導入してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

予約型の運行をするということで、このオンデマンドの導入により、利便性と効率性を得られると感じております。

今後、維持をしていくためには、交通事業者の高齢化、そして、運転手さんの人材不足というのも、念頭にあると思いますので、密な連携をとっていただき、お願いをしておきます。

質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、桑原一知議員の質問は終わりました。

この際10時30分まで休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美です。

令和7年度の施政方針が示され、来年度予算が提案されました。

その中でも触れられていますが、様々な国籍を持つ外国人技能実習生の交流を目的に「地域日本語教室」みなもんくらぶが活動しており、先月から4回にわたって、ボランティア育成講座が開催されました。

その中で、インドネシアの留学生から、インドネシアは、今、新しい首都を建設中だという話が出ました。後でその理由を尋ねますと、現在の首都ジャカルタは、温暖化による海面上昇の影響で、既に水が噴き出しているそうです。大変驚き、ネットで調べましたら、やはり2050年には、ジャカルタは海に沈んでしまうとあります。

翻って、同じ島国である日本はどうなのでしょう。住める地球を残すために、何をして、何をすべきでないのか、一年一年、まさに真剣勝負だと感じました。

以下、市長が示した施政方針に対して、幾つかの提案をさせていただきますので、ぜひとも前向きな答弁をお願いいたします。

大項目1、令和7年度施政方針について。

(1)、世界へつながる水俣について。

①、外国人技能実習生が増加しており、本市産業を支える貴重な人材となっているとのことだが、水俣の事業所で働く外国人技能実習生は、現在どれくらいいるのか。

②、3年間の実習期間を終えた実習生が、水俣に残る割合はどれくらいか。

(2)、活力生まれる水俣について。

①、中心市街地活性化のための支援策とはどのようなものか。

②、商店街の公園設置を可能にする「借地公園制度」を提案し研究すると答弁されたが、研究されたか。

(3)、環境分野について。

①、「水俣市環境モデル都市第3期行動計画」に基づき、省エネ・省資源活動に引き続き取り組むとのことだが、この計画では、2030年までにCO₂排出量を8万7,839トンまで削減することとしている。現在どれくらいまで削減できているのか。また、2050年カーボンニュートラルに向けた具体的構想はあるのか。

②、水俣市北広域行政事務組合クリーンセンターの焼却施設から排出されるCO₂の量は年間どれくらいか。また、ごみ焼却に必要な経費は年間どれくらいか。

(4)、教育・文化分野について。

①、特別支援教育支援員の配置については、昨年9月議会で特別支援教育支援員の増員を要望したが、令和7年度の配置人数はどのようになっているか。

②、水俣市文化財保存活用地域計画が文化庁の認定を受け、これに基づいて取り組むとある。令和7年度の取組としてどのようなことに力を入れるのか。

③、市民アンケートでは、保存活用に力を入れるべき文化財で一番多かったのは「徳富蘇峰・蘆花に関連する施設」だが、未来に伝えたい文化財では「水俣病の教訓」だった。この市民の願いをどのように反映させていくか。

④、文化庁の認定を受けたことで、どのような効果が期待できるか。また、本計画の実施状況を点検し、確実に推進する仕組みはあるか。

⑤、学校給食費補助増額は、喜ばしいことである。同時に食材費の多くが域外に流出しないよう、地産地消の取組を進めるべきと思うが、現状はどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 令和7年度施政方針について、答弁を求めます。

緒方経済振興課長。

（産業建設部経済振興課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済振興課長（緒方卓也君） 初めに、令和7年度施政方針についての御質問のうち、世界へつながる水俣について、順次、お答えします。

まず、外国人技能実習生等が増加しており、本市産業を支える貴重な人材となっているとのことだが、水俣の事業所で働く外国人技能実習生は、現在どれくらいいるのか、との御質問にお答えします。

現在、水俣市で働く外国人技能実習生は、令和7年2月末時点で56人となっています。

次に、3年間の実習期間を終えた実習生が水俣に残る割合はどれくらいか、との御質問にお答えします。

現在の技能実習制度は、出身国において困難な技能等の習得等を目的とし、実習期間は通常3年間とされており、実習終了後は、母国に帰国して、地域の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とされているため、水俣に残ることは想定しておらず、その割合は把握していませんが、通算で5年以内の在留資格を有する特定技能外国人は、令和7年2月末時点で42人となっています。

次に、活力生まれる水俣について、順次、お答えします。

まず、中心市街地活性化のための支援策とはどのようなものか、との御質問にお答えします。

中心市街地活性化のための支援策とは、施政方針で申し上げましたとおり、中心市街地等の空き店舗や空き地等を活用して、店舗を新設する民間事業者を支援することで、滞留人口の増加を図り、にぎわいを創出するものです。

○議長（岩村龍男君） 榮永都市計画課長。

（産業建設部都市計画課長 榮永哲久君登壇）

○産業建設部都市計画課長（榮永哲久君） 次に、商店街への公園設置を可能にする「借地公園制度」を提案し、研究すると答弁されたが、研究されたか、との御質問にお答えします。

令和6年の9月議会で、高岡議員から御提案いただいた借地公園制度につきましては、公園を設置する際の制度上の条件や補助事業等の財源確保、設置した場合の維持管理などについて、調査、検討を行いました。

自治体が借地公園を設置する諸条件につきましては、取り組まれている自治体の運用状況等を確認しましたところ、統一的な基準ではなく、開設する期間や整備内容、場所の基準などは、自治体によって様々ですが、例えば、土地所有者を税制上優遇するために、借地面積を500平方メートル以上としたり、安定的に公園機能を維持するため長期間の借用とする、といった条件を設定している自治体が多く見られました。

また、借地公園の整備に係る財源につきましては、活用可能な国の補助金は、いずれも大規模整備が前提とされているものが多く、本市での活用は極めて難しいことが分かりました。

仮に、公園を整備した場合の維持管理につきましては、現行の公園・緑地等の管理状況等を踏まえて検討した結果、現在の商店街通りの街路や公園管理と同様に、通常の維持管理は関係する地域住民が行うことを基本としたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、環境分野について、順次、お答えします。

まず、「水俣市環境モデル都市第3期行動計画」に基づき、省エネ・省資源活動に引き続き取り組むとのことだが、この計画では、2030年までにCO₂排出量を8万7,839トンまで削減することとしている。現在どれくらいまで削減できているのか。また、2050年カーボンニュートラルに向けた具体的構想はあるのか、との御質問にお答えします。

水俣市における令和4年度、2022年度のCO₂排出量は約12万2,870トンとなっております。

2050年カーボンニュートラルに向けた具体的構想としては、現計画の水俣市環境モデル都市第3期行動計画を令和7年度中に改定し、より具体的な目標や施策を盛り込むこととしております。

次に、水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターの焼却施設から排出されるCO₂の量は年間どれくらいか。また、ごみ焼却に必要な経費は年間どれくらいか、との御質問にお答えします。

施設から排出されるCO₂は、令和4年度、2022年度において約2,600トンとなっております。これは施設における電力消費と、ごみ焼却燃料である重油の燃焼の2つのCO₂排出量を合計したものです。

次に、ごみ焼却に必要な経費については、水俣芦北広域行政事務組合のごみ処理費決算で、令和4年度が約5億9,200万円、令和5年度が約6億9,000万円となっております。

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、教育・文化分野について、順次、お答えします。

まず、特別支援教育支援員の配置については、昨年9月議会で、特別支援教育支援員の増員を要望したが、令和7年度の配置人数はどのようなになっているか、との御質問にお答えします。

特別支援教育支援員の配置は、各小中学校からの要望や、配慮を要する児童生徒の就学の状況等を勘案して行っているところであり、令和7年度の配置人数は、令和6年度と同数の29人を予定しております。

次に、水俣市文化財保存活用地域計画が文化庁の認定を受け、これに基づいて取り組むとある。令和7年度の取組としてどのようなことに力を入れるのか、との御質問にお答えします。

令和7年度には、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家について、今後の保存活用を検討していく基礎資料とするため、耐震診断等の調査を行います。

また、文化財にアクセスしやすくする整備事業として、令和2年の豪雨により崩壊していた、官軍墓地に至る通路の復旧工事を行います。

このほか、文化財の情報発信のため、市のホームページで文化財の見どころを紹介したり、歴

史や文化財を学ぶ講座、出土品の展示などを行っていく予定です。

次に、市民アンケートでは、保存活用に力を入れるべき文化財で一番多かったのは、「徳富蘇峰・蘆花に関連する施設」だが、未来に伝えたい文化財では「水俣病の教訓」だった。この市民の願いをどのように反映させていくか、との御質問にお答えします。

本市では、計画に基づき、これまで把握が進んでいない分野における文化財の把握調査を進めてまいります。その中で、本市の近代化から水俣病の発生、その後の地域再生に関連する近現代の遺産の全容把握を行ってまいります。

次に、文化庁の認定を受けたことで、どのような効果が期待できるか。また、本計画の実施状況を点検し、確実に推進する仕組みはあるか、との御質問にお答えします。

初めに、文化庁の認定を受けたことによる効果については、文化財の保存・活用の課題や今後の取組などが可視化されることで、国・県・市の行政だけでなく、多方面での文化財保護に対する理解促進が期待されるほか、国庫補助事業や交付金において、計画作成済みであることを条件に、申請可能になったり、優先的に採択されたりするものがあり、財源確保につながると考えます。

次に、水俣市文化財保存活用地域計画を点検し、確実に推進する仕組みについては、水俣市文化財保護審議会に、毎年度、計画の進捗状況を報告するほか、令和8年度から、計画作成時と同様、学識経験者や文化財の継承、商工・観光分野に関わる方などから成る水俣市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、進捗管理を行ってまいります。

協議会では、令和12年度に中間評価、最終年度となる令和16年度に総合評価をして、必要な見直し、修正を行い、次期の計画に反映させる予定です。

次に、学校給食費の補助増額は喜ばしいことである。同時に、食材費の多くが域外に流出しないよう、地産地消の取組を進めるべきと思うが、現状はどうか、との御質問にお答えします。

本市の学校給食では、令和5年度実績で15軒の生産者から、20品目の地元農産物及び水産物を購入しました。また、JAあしきたからは、水俣芦北産の米を購入しております。

令和5年度に購入した農産物については、重量ベースで、約43%が水俣芦北産となっています。なお、そのほかについても、市内の業者を通じて、可能な限り県内産のものを購入するようにしています。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 まずは、世界へつながる水俣について、2回目の質問をいたします。

環境アカデミアや競り舟大会、TSMCの進出などの機会を逃さず、大変積極的に海外との交流を進めておられることに敬意を表したいと思います。

特に、何でも吸収する年頃の子供たちに、海外の大学の授業を受ける機会をつくっていただい

たことは、彼らが、進路を考える上で貴重な出会いになっていると確信をしております。

ところで、今は、外国人技能実習生の増加によって、一般市民も、異文化に触れる機会が増えております。お国柄もスリランカ、ミャンマー、インドネシア、フィリピン、ベトナムと多彩です。

御答弁にあったように、外国人技能実習制度は、建前上は「技術移転」となっていますが、実情は、労働不足の救世主として受け入れられていますし、働く側も、母国にいる家族などの生活向上を目的の一つとして来日しています。現時点で56人の実習生と特定技能実習生が42人いるとのこと。合わせると98人、今後もさらに増えてくると思われます。彼らは、私たちと同じ納税者でもあり、大切な市民です。

ところで、2019年に設けられた特定技能実習制度は、3年間の技能実習を終え、試験に合格した者が移行できる制度で、その目的を、はっきりと「労働力」としています。転職や転籍も認められていますし、日本人労働者と同等以上の待遇で働くことができます。

私は、3年間働き、特定技能に移行した実習生を何人か知っています。転職と転籍の自由がある彼らは、同じ職場に残る人もいますが、市外へ出てしまう人もいます。出てしまう最大の理由は、「賃金」です。

雇用側にとっては、やっと日本語もうまくなり、仕事を覚えてもらったのに、条件のよいところに転籍されてしまうと、当然がっかり感があります。

特に、2040年には57万人が不足すると言われている介護現場は深刻です。東京都は、人材確保のために介護職員の賃上げや、宿舍の借上経費を都で助成しており、実際に、水俣から転籍した実習生もいると聞きました。財政力の格差が、ここにも影響しています。

しかしながら、一旦都市に出ていった人が、やはり水俣がよかった、帰りたいと連絡してくるケースも経験しております。最大の理由は、転籍先での希薄な人間関係、もう一つは、家賃が高いということです。「水俣の人は親切だった。道でも、職場でも、よく話しかけてくれた」と言います。みなもんくらぶは、毎月、タマネギの収穫体験、俳句づくり、クリスマスパーティーなど内容を工夫し、多くの出会いの場をつくってまいりました。週末に、高校生とスポーツに興じたり、外国人同士のカップルも生まれています。みなもんくらぶの役割は本当に大きいと思います。

これに加え、市があと一押し支援をすれば、実習生たちの定着率もよくなるのではないかと考えます。

手元に残る賃金を増やす手っ取り早い方法は、何といたっても固定費を抑えることです。これまで空き家を活用し、低家賃の住まいを提供することで、「移住者」を増やした自治体があることを紹介してまいりました。

国の補助と熊本県空き家活用促進モデル事業補助金を利用すれば、実施主体の財政負担は少なく、また、民間が事業主体となって、実施することもできるようになっています。再度、この制度の導入を求めます。これが1点目の質問です。

もう一つは、外国人技能実習生は、日本語能力テストに合格することが必須となっています。現在、みなもんくらぶに日本語教師の資格を持っている方がいて、ボランティアで、実習生に日本語を教えてくれています。実習生から大変慕われている貴重な存在です。しかし、御高齢でもあり、この先ずっとお願いできるとは限りません。また、実習生は、市役所から届いた書類や、公的制度の仕組みが分からずに、よく聞いてくることがあります。このような困り事に、専門的に対応できる人材を、地域おこし協力隊の制度を活用して置いている自治体があることを知りました。これは、大変有用だと感じます。

昨日の一般質問でも取り上げられましたが、来年度は、女子サッカーチームの活動をコーディネートする目的で、地域おこし協力隊員を募集する予算が計上されています。これはこれでユニークな取組だと思いますが、地域おこし協力隊の採用には制限はありません。そして、何しろ自治体の財政負担がほとんどありません。実習生をサポートする人材に、この制度を活用することを提案したいと思いますが、お考えを伺います。

世界へつながる水俣についての質問は、以上2点です。

次に、活力生まれる水俣について、2回目の質問をいたします。

中心市街地活性化のための支援策とは、中心市街地にある空き店舗や空き地を活用し、出店を促すとのこと。スポーツ関係者や道の駅の関連施設の利用者が増えており、食事や宿泊場所の需要があると思います。取組として肯定的に受け止めております。

一方で、昨年12月に借地公園制度を提案した際には、都市部の公園には、休憩するだけでなく、防災、レクリエーション、良好な景観、CO₂の吸収機能があり、住民が健康で文化的な生活をする上で、不可欠なものというふうに答えられています。

これだけ価値のある空間ですから、公園の設置も市街地活性化に必要な要素として、位置づけではどうかと思います。

所狭しと店舗が並ぶより、ところどころに緑美しい自由な使い方ができる空間があれば、かえって人の滞留時間を延ばすことになり、活性化につながるのではないのでしょうか。

そこで、計画されている中心市街地活性化事業の中に、店舗としての活用が見込めない空き家に対しては、公園化することを条件に、解体費用を助成するメニューを入れることができないでしょうか。

研究の結果、公園設置の予算が市単独事業になることや、維持管理に地域住民の協力が必要とのお答えでした。そこで、まずは、商店街の関係者や、特に商店街利用者に「公園設置の要望が

あるか」や「こういう制度があれば土地提供に協力をしたいか」、または「公園の維持・管理に協力ができるか」など、意向調査をしてみたらどうかと思いますが、お考えを伺います。

活力生まれる水俣についての質問は、1点です。

次に、環境分野について、2回目のお尋ねです。

環境モデル都市の使命でありますCO₂の削減の取組ですが、第3期行動計画の目標は、2030年までに8万7,839トンまで減らすことになっていますが、2022年度時点で12万2,870トン排出しているとのことです。つまり、あと5年で3万5,031トン削減しなくてはなりません。令和7年度はこれをどう達成するか、具体的な計画づくりをするというのがお答えでした。

次の世代に暮らせる地球を残すためには、一刻も早くこの問題に、真剣に取り組まなければなりません。

そこで、私が注目したのは、ごみ焼却施設です。ある講座で、日本は世界一、大量にごみを焼却する国なのだということを知りました。ごみを焼却せずに処分できれば、御答弁にあった2,600トンのCO₂を毎年減らすことができます。実際に、この燃やさないごみ処理方法、「トンネルコンポスト方式」というそうですけれども、これを導入している自治体があります。香川県の三豊市で、人口6万人規模の自治体です。電話でヒアリングをしましたところ、この方式で、年間1万1,000トンのCO₂の削減ができたと言われました。建設費用も従前の半分以下で、建設時に、環境省の補助金の対象にもなっています。民設民営という珍しい方式で、自治体は、初期費用ゼロで、委託費の中に、建設費が含まれる形をとっており、トータルコストは、断然安いとのことでした。

御答弁にあったごみ焼却に必要な6億前後の経費が抑えられれば、施政方針の最後に述べられておられた一番の課題である「財源確保」にも、大きく貢献するのではないのでしょうか。

ただ、この処理方法は、最終的に生成されるごみでできた固形燃料を、引き取ってくれる施設が必要です。三豊市の場合には、近隣のパルプ工場と20年間の全量取引の契約をしているそうです。この契約には自治体が努力したとのことでした。

水俣市の焼却施設も、近い将来建て替えが必要です。もし経費的、環境的に大きなメリットが得られるのであれば、耐用年数を待たずに更新するという選択肢もありうると思います。

まずは、実際に見て聞いて、比較検討するため、議論の俎上にのせてもらえないでしょうか。取り急ぎ、職員に視察に行ってもらえないか、併せてお聞きいたします。

環境分野についての質問は、2点です。

次は、教育・文化についてです。

昨年9月議会で、特別支援教室を受け持っている先生方の大変さをお伝えしました。そのときも、特別支援教育支援員の数は、学校からの要望や、支援を必要とする児童生徒の状況を見て、

適切に配置していると言われました。その適切に配置したという数が29人でした。

ところが、現場は全然大丈夫じゃない。どこの学校も人が欲しいと言っていますと強く訴えました。それでも、来年度も変わらず29人しか配置しないということです。

特別な支援が必要な児童、1年生から4年生まで4学年にまたがって、8人見ている先生がいます。そこに、支援員が常駐していません。本当に大変そうでした。この状況を、何とかしようと思わないのでしょうか。

そもそも、支援を必要とする生徒8人に先生1人という配置基準そのものに無理があり、6人を超えたら、県から加配があった時期もありました。

国が机の上でつくった基準が、現場の主張を満たしていないならば、現場から改善の声を上げる必要がありますし、まずは、現場としてできることをすべきではないのでしょうか。

前回、正規の先生の加配は、県の判断だと言われました。しかし、特別支援教育支援員は、教育委員会の判断です。何度聞いても、適切に配置したとお答えになるでしょうから、もう聞きませんけれども、では、先生たちの労働時間は適切に守られているのでしょうか。国は、残業時間を月45時間までとしております。

今後しっかりウオッチしていくと申し上げまして、この質問は終わりです。

次に、文化財保存活用地域計画について、2回目の質問をいたします。

完成した計画書をじっくり読ませていただきました。実によくできています。水俣市史を読むのはちょっと骨が折れますが、これなら短時間で網羅的に学ぶことができます。市内をガイドする機会のある方には超おすすめです。

本計画では、市内に伝わる有形無形の文化財がきちんと継承され、かつ、観光や地域活性化に活用されるために何をしていくのか、10年先までの計画が考えられています。

初年度の令和7年度は、徳富蘇峰・蘆花の関連施設の耐震の調査、そして官軍墓地アクセス道の復旧、及び情報発信をすることです。

昨日、藤本議員も指摘されましたが、文化財を継承し、観光などに活用するためには、多くの市民がその存在を誇りに思い、守ってくれることが必要で、それが成功の鍵だと考えます。

そこで、御答弁にあった情報発信がとても大事だと思いますので、幾つか提案をしたいと思います。

まず、この計画は、ぜひ、市の職員、そして議員にも読んでもらいたい内容です。タブレットに格納していただくことはできないのでしょうか。そして、市民向けには、最も読まれている市報に、毎回紹介記事を発表してはどうかと思います。さらに、文化財を直接的に守ってくれるのは、やはり身近に暮らす住人になる可能性が高いので、ぜひ、自治会の会合などに積極的に出かけて行って、その地域にある文化財とその価値について紹介してはどうでしょうか。文化庁に認めら

れたプランです。住民にも受け入れてもらいやすいのではないかと思います。

以上、3通りの周知方法について、取り組むお考えがないか伺います。

ところで、本計画書には、市民が文化財をどう認識しているかを尋ねた市民アンケートの結果が掲載されています。その中で、「あなたが未来に伝えたいと思う文化財や歴史や文化に関連するものは何ですか」という設問があり、最も多く選ばれたのが「水俣病の教訓」でした。この市民の願いは、非常に重いと思います。これにどう取り組むのかお尋ねしましたが、まずは、近現代の遺産として全容を把握するとのことでことでした。この作業が進み、体験型の観光にも生かされることを期待しております。

そして、本計画が文化庁の認定を受けたことで、財政的な支援が得られやすくなると同時に、節目節目で報告の義務もあり、確実に遂行することが求められているということも確認をいたしました。

これまでとは、文化財に対する向き合い方が大きく変わってくるというのを感じます。少ない人数で、立派な計画をつくり上げられた職員の皆様は本当にお疲れさまでした。

この件についての質問は、1点のみです。

最後に、学校給食について2回目の質問をいたします。

2020年に、アメリカ産・カナダ産の小麦が使用されている給食のパンから、発がん性が指摘されているグリホサートが検出された事実を指摘し、完全米飯給食を提案したことがございました。もし、月6回のパンをやめて、全て米飯にすれば、さらに10トンのお米が消費をされ、価格にすると260万円になるという話もそこでしています。市長も教育長も、この提案を否定はされず、いろいろな課題の整理に取り組んでいきたいと答えられました。

あれからまだ5年しかたっていませんが、ウクライナ危機、気候危機を踏まえ、食料生産の在り方を、真剣に考える必要を感じます。

本市の給食食材の現状についてお答えいただきましたが、農産物については、重量ベースで43%が水俣芦北産で、お米はJ Aあしきたから納入しているとのことでした。まだまだ増やせる余地があります。

令和7年度は、学校給食の無償化をさらに進める予算が提案されました。私も大変歓迎しております。同時に、保護者の負担ではなく、税金を投入する以上、特に、来年度分は国の物価高騰対応重点支援地方調整臨時交付金を財源としております。この投入したお金が、地元の経済にも波及するよう、知恵を絞ってほしいというふうに考えます。

そこで、これまで、生産者の自由意思、お願いベースで確保されてきた地元産の食材を、100%地元産にすることを目指して、生産量や生産者を増やす革新的な取組を始めてはどうかと思います。他市に比べて、水俣市の1次産業の規模は大きくありませんが、全国的な生産者の高

齢化、環境の変化があり、持続的に農産物の需要に応えられる生産体制をつくることは、極めて将来性のある産業になると考えます。

しかしこれは、今のように生産者の努力に委ねるやり方では、うまくいかないと思います。私は、食糧は人が生きていく上で絶対に不可欠なものであって、安全保障である以上は、医療や教育、インフラ整備と同様、公共事業として取り組んでも、何の不思議もないと考えております。これまでの常識にとらわれないことをやってみてはどうでしょうか。

例えば、耕作放棄地は、市が管理し、公共事業として再生する。公共施設で使用するお米、野菜の年間使用量から必要な作付面積を割り出し、栽培計画を立てる。既存の農家に栽培を委託すると同時に、不足分は、市で再生した耕作地で作くり、その担い手として新規就農者を含め募集するなどです。

農地での土木作業は、特殊な技術を必要としません。全て地元の事業者が発注できる公共事業となり、全く無駄のない投資になると考えます。

これらは例えですけれども、まずは、100%地産地消を目指すためのプロジェクトチームの立ち上げを検討できないか。市長の受け止めをお伺いします。質問は1点です。

○議長（岩村龍男君） 暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（岩村龍男君） 引き続き、会議を開きます。

原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 高岡議員より、2回目の御質問を多数いただきました。

私のほうから、冒頭の世界へつながる水俣に関連する2問についてお答えいたします。

空き家を活用し、低家賃の住まいを提供する制度で利用できる熊本県空き家活用促進モデル事業補助金がありますが、これは自治体や民間が事業主体になります。その制度を活用して、低家賃住宅を整備し、実習生や移住者の定着を促したらどうか、との御質問でございました。

まず、議員御提案にありました熊本県の補助制度につきましては、対象となる空き家が、行政機能、事業所等が集積する地域に所在する必要があるため、建物に耐震性がない場合は、耐震化工事が必要となります。

この県補助金制度は予算に限りがあるため、不足分は水俣市や民間事業者が負担することとなります。現在の市内の空き家の状況を踏まえますと、耐震化工事を含め十分な改修を行うことで、家賃が高くなることが想定されます。また、制度の趣旨としては、あくまでモデル事業として、国・県が認めるものであり、年間に何戸も整備できるものではなく、幅広い方々に御利用い

ただくことは難しいものと認識しておりますので、この制度を活用することは考えておりません。

続きまして、外国人技能実習生の生活等を支援するために地域おこし協力隊を活用する意向はないか、との御質問でございました。

市内在住の技能実習生は、今後も増加することが見込まれます。貴重な人材である技能実習生等が、地域になじみ、生活していけるようサポートしていくことは大変重要であると考えております。

本市では、市内在住の外国人と日本人ボランティアサポーターの交流の場である「地域日本語教室」みなもんくらぶ、先ほど議員も御紹介いただきましたが、これを月1回開催しておりますが、市内各事業所から多くの技能実習生等が参加しております。交流していく中で、実際に技能実習生からボランティアサポーターに困り事の相談があっており、御尽力いただいております。

また、相談内容によって、庁内の関係部署及び関係機関で対応させていただいておりますので、現時点で地域おこし協力隊の活用は考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 次に、活力生まれる水俣についての御質問1点ございましたけれども、公園設置や借地公園制度などへの意向調査を、商店街関係者などに行ってはどうか、との御質問にお答えいたします。

本市では、毎年、経済振興課におきまして、商店街関係者に対する要望事項等のヒアリングを行っておりますけれども、これまで商店街への公園等の設置に関する要望は上がっておりません。

先ほども答弁しましたとおり、借地公園整備に係る財源の確保は難しく、対応が困難であることから、現時点では意向調査の実施は考えておりませんが、中心市街地活性化に向け、商店街関係者へのヒアリングや意見交換は引き続き行ってまいります。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 高岡議員2回目の質問のうち、環境分野についてお答えいたします。2点御質問いただきました。

1点目、トンネルコンポストによる処理について、検討の俎上にのせられないかとの御質問を頂きました。

議員御紹介のトンネルコンポストによる処理につきましては、導入している自治体も少なく、まずは情報収集に努めたいと考えております。

次に、トンネルコンポストを導入している香川県三豊市への視察訪問の経費として、予算措置等の考えはないか、との御質問いただきました。

まずは、必要な情報収集を行い、視察等の必要があれば対応を検討してまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 議員2回目の御質問のうち、文化財保存活用地域計画関連についてお答えをいたします。

地域計画本文を、議員の皆様も御使用になっているタブレットに格納できないか。市報へのシリーズ掲載、また、自治会ごとの文化財の紹介はどうか、というような御質問でございました。

地域計画本文に関しましては、現在、どなたでも御覧いただけるように、市のホームページに掲載しております。タブレットへの格納については、データ容量の都合もあり難しい状況にありますので、ホームページで御覧を頂ければと思います。

市報「広報みなまた」へのシリーズ掲載につきましては、既に連載を予定しているところであります。

自治会ごとに文化財の紹介をするという御意見につきましては、今後参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 私のほうからは、学校給食の無料化に対するタイミングで、使用する食材について、新たな取組を進めるためのプロジェクトチームを立ち上げることを考えたかどうか、という御質問でございました。

本市では、高齢化により農業従事者自体が減少しているため、農業担い手の育成や確保に取り組むプロジェクトチームを既に立ち上げております。そのプロジェクトチームによって現在対応、検討を行っておりますので、必要に応じて、その中で対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 いろいろ提案をいたしました。頂いた御答弁を振り返りますと、まず、空き家を活用した低家賃住宅の提供については、難しいと。

そして、地域おこし協力隊制度を活用して、外国人の生活支援を専門的にやってはどうかということについては、みなもんくらぶと庁内の関係部署で対応できており、活用は考えていない。

市内の中心部に公園を設けることについて特化した意向調査については、実施のつもりはないということですね。

それから、トンネルコンポスト方式によるごみ焼却の検討できないかについては、情報を収集する。

そして、文化財の情報発信方法として、タブレットへの格納はデータが重過ぎるということで

できない、市報へは、もう既に予定していると、自治会にPRすることについては、参考にするという御意見でした。

それから学校給食の食材を100%地元で目指したプロジェクトチームについても、既に立ち上げているのでその中でということでした。

最後にですね、1点だけ質問したいと思っています。

空き家を活用した低家賃住宅の整備についてなんですけれど、これちょっとどうも答弁の内容に納得がいきません。市のですね、負担分については、家賃で回収するというを以前ちょっとお話ししているんですけれど、そういうことで市の負担がないんですよということも紹介しました。それとですね、耐震化の工事を含めて十分な改修を行うことで、家賃が高くなることが想定されるというお答えだったんですけれど、耐震化が必要になるのは、昭和56年以前に建てられた建物ですね。それなら制度の設計の中で、こういう建物は対象から外せばいいのではないかと思います。

また、市にやる気がなくても、民間事業者の中に制度を活用し、外国人などの方に低家賃の住宅を必要とする人を住まわせてもいいという方や、事業者が出てくるかもしれません。せめてこういう制度があることを周知して、活用してもらうことぐらいできるんじゃないかと思います。これについて御答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 高岡議員3回目の御質問にお答えいたします。

市にやる気がなくても、民間事業者に制度があることを周知することができないか、との御質問でございました。

本市としましては、現状を分析しつつ、必要な施策を講じておりますので、「やる気がない」との御指摘は当たりません。

市の企業支援員を中心に市内事業者の御意見を伺っておりますが、現時点で御要望はございません。

今後も引き続き市内事業者のニーズ収集に努めつつ、必要に応じて情報提供を行ってまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時26分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅下総務課長から、所用のため、本日の午後の会議に欠席する旨の届出がありましたのでお知らせします。

それでは、次に、杉迫一樹議員に質問を許します。

○杉迫一樹君 皆さん、こんにちは。I's水俣の杉迫一樹です。

今日は、きれいな着物を召した方が来られていますけれども、私が議員をさせていただいてから、仮議場であったもやいホールと、この新庁舎議場の傍聴席が、満員になっているところを見たことがありません。それは、ネット配信をしていますし、平日開催が通例ですので、なかなか都合がつかない方もおられると思います。

一方で、政治や議会にあまり興味が無いという方もおられると思います。私も35歳ぐらいまでは、投票にこそ行っていましたが、政治に関しては、あまり興味がなかったように思います。特に、若者の政治離れをよく聞きますが、若者が興味を持てるような何か新しい策やきっかけはないか、考えていきたいと思ったり、1人でも多くの市民の皆さんが、市政や議会に興味を持っていただけるよう、私自身もいろんな活動を通じて、伝えていきたいと思ったり。

そして、いつか満員になっている傍聴席を見ることができたらいいなと思います。

それでは、通告に従いまして、以下質問をします。

1、水俣ONSENプロモーションについて。

①、この事業の目的はどのような内容で、これまでどのような取組を行ったか。また、今後の取組予定・実施スケジュール及び発信方法はどのようなものか。

②、この事業の一部として、令和6年7月に「温泉×スポーツ」リカバリープログラム造成事業の企画コンペが行われたようだが、この事業はどのようなもので、企画コンペの結果及び進捗状況はどうか。

③、令和4年度から6年度の湯の児・湯の鶴温泉の観光客数の推移はどのようなものか。

2、総合体育館トレーニングルームの充実について。

①、総合体育館トレーニングルームの設置時期はいつで、その目的は何であったか。

②、令和4年度から6年度までの利用者数は、全体及び世代別ではどう推移しているか。

③、定期的に利用者へのアンケート調査を行っているが、その内容と目的は何か。また、どのような回答・要望等があったか。

3、本市が管理している上下水道管の状況について。

①、本市が管理している上下水道管で、耐用年数を超えているものはどれほどあるか。

②、耐用年数を超えている上下水道管の更新状況はどうか。

③、事故防止のために、どのような取組を行っているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、水俣ONSENプロモーションについて、答弁を求めます。

高橋観光戦略課長。

（産業建設部観光戦略課長 高橋麻衣君登壇）

○産業建設部観光戦略課長（高橋麻衣君） 初めに、水俣ONSENプロモーションについて、順次、お答えします。

まず、この事業の目的はどのような内容で、これまでどのような取組を行ったか。また、今後の取組予定・実施スケジュール及び発信方法はどうなっているのか、との御質問にお答えします。

令和4年10月に湯の児・湯の鶴温泉が国民保養温泉地として指定されたことを受け、新たな客層の開拓を図るために、水俣ONSENプロモーション事業として取組を進めてまいりました。

令和5年度は、温泉愛好家にPRするため、温泉の専門家を招聘し、本市の全ての温泉について成分や効能を分析した上で、パンフレットを作成しました。このパンフレットは、水俣の観光サイトで発信するとともに、市外のイベントや本市を訪れる観光客向けに配布しています。

令和6年度は、温泉の効能とトレーニング等を組み合わせたアスリート向けのモデルプランの造成に着手しました。

令和7年度以降、このモデルプランを磨き上げ、受入体制等を整えた上で、ホームページやSNS等を活用しながら発信していく予定です。

次に、この事業の一部として令和6年7月に、「温泉×スポーツ」リカバリープログラム造成事業の企画コンペが行われたようだが、この事業はどのようなもので、企画コンペの結果及び進捗状況はどうか、との御質問にお答えします。

本事業は、アスリートをターゲットとして、温泉の効能や食事、トレーニング施設、自然環境などを生かし、リカバリーによるパフォーマンスの向上を目的とした付加価値のある滞在型モデルプランを確立するものです。

令和6年度事業の企画コンペについては、2社から提案があり、株式会社JTB総合研究所が受託し、市と連携しながら取組を進めてまいりました。

具体的には、受託者が他県で実施した類似の事業を参考としながら、市内の温泉施設、スポーツ施設を調査した上で、本市の資源を活用したアスリート向けのモデルプランを造成しました。

さらに、モデルプランについて、モニターツアーや関係者によるワークショップを行い、実施に向けた課題を抽出したところです。

次に、令和4年度から6年度の湯の児・湯の鶴温泉の観光客数の推移はどうなっているか、との御質問にお答えします。

観光統計については、暦年で管理しておりますので、そちらの数字でお答えします。

湯の児温泉の観光入込客数につきましては、令和4年は7万3,079人、令和5年は8万7,714人、令和6年は8万6,304人となっております。

湯の鶴温泉については、令和4年は2万4,597人、令和5年は3万1,841人、令和6年は3万3,446人と、両温泉地ともコロナ禍前の水準に戻りつつあります。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 このONSENプロモーション事業の全体像としては、令和4年度より湯の児・湯の鶴温泉が国民保養温泉地に指定されたこと、湯の児温泉開湯100周年に合わせて、これまでどおり、インバウンドや一般観光客の流入や増加を図りつつ、湯の鶴温泉も含めた様々な観光客誘致・増加を目指すための事業ということだと理解しました。

先日、市のホームページにて、水俣ONSENプロモーション、「温泉×スポーツ」リカバリープログラム造成事業の企画コンペ公募のページを見つけました。

そこには、「スポーツと温泉資源を掛け合わせた新たなモデルプランの造成を図ります。併せて、モニターツアーを実施・検証することで「水俣モデルの商品」として市内外に発信します。皆様からの提案をお待ちしております」とあり、提出期限が令和7年2月17日となっていました。先月ですね、この公募の内容が少し分かりづらかったこと、ONSENプロモーションとの関係性やONSENプロモーション事業の全体像を、私自身、いまいち把握し切れていないと感じたことと、そして市民への周知や理解は十分なのかも含めて、取り上げることにしました。

そして新たな客層の開拓を図るために、このリカバリープログラム造成事業の取組を始めたと理解しました。

水俣が誇る湯の児・湯の鶴温泉をPRするにはもってこいのきっかけですし、もっとたくさんの方々に水俣の温泉を知っていただきたいと、私も思います。

これまでは、パンフレット作成やSNS発信、ホームページ掲載をしているとのことでした。パンフレットを拝見しましたが、それぞれの旅館についての特徴や泉質などが分かりやすく紹介されていました。そして、湯の児開湯100周年のプロモーション動画も、昨日初めて見ました。とてもきれいにつくられていました。

リカバリープログラム造成事業の内容については、受託者は株式会社JTB総合研究所様で、調べてみますと、観光専門の調査・研究、コンサルティング、観光教育をされている事業所でした。

公募内容には「スポーツと温泉と商品」とあり、中身は何だろうと考えていたところでした。商品と聞いて、湯の児・湯の鶴温泉の家庭用入浴剤とか、飲める温泉水などを開発して販売するのかなと思っていましたが、これは、アスリートをターゲットにしたもので、温泉利用によるリカバリー、回復効果や水俣での合宿誘致などを行うに当たり、特に、温冷交互浴での体への様々

な効果を調べ、能力向上や回復効果がこの湯の児・湯の鶴温泉で見込まれるという裏づけをとることで、「水俣で合宿や試合をすることが、アスリートにとってこんなに効果的です」といったアプローチと、旅行プランそのものを商品という形で売り出すという理解でいいかと思います。

そして、このプランに水俣の飲物や食べ物も絡めることで、一層の合宿誘致などをしたいということだと思えます。

ここでいうアスリートとは、プロアスリートやオリンピック・パラリンピック選手のような、特に高い身体能力や競技力を備えたスポーツ選手、つまり、エリートアスリートをターゲットにしているとお聞きしました。しかしながら、エリートアスリートがターゲットですので、比較的ハードルが高いイメージです。ただ周知するだけでは、選ばれにくいのではと感じています。選ばれるためには、アスリートへの直接的なプレゼン、営業が重要と捉えています。

また、既にモデルプログラムでのモニターツアーやワークショップも行き、課題も見つけることができたとなりました。

このことについて、1点目です。

令和7年度から実施とあったが、抽出した課題の内容と解決状況はどうか、また、リカバリープログラムを活用してもらうための各種スポーツチームへのプレゼン・営業はどのように行うのか、現時点でこの事業を活用予定のスポーツ団体等は決まっているか、これらを含めていつ頃実施できそうなのか。

コロナ後の令和4年度から6年度までの観光客推移をお聞きしましたが、おおむね増加傾向にあると捉えます。これは関係者の皆さんの努力のたまものであると感じます。

この事業は、今のところ準備段階ですが、新規事業を実施するに当たっては、やはり、目標がなければならないと思いますし、さらなる観光客の増加を見込んでいるものと思いますので、2点目です。

このリカバリープログラム事業を行うことで、湯の児・湯の鶴温泉にどれほどの観光客数の増加が見込まれると想定されているのか。

次に、ONSENプロモーションの全体像としては、インバウンドや一般観光客へのPRも含まれています。

湯の児についてですが、湯の児温泉に向かう入り口付近に「旧山海館」跡地があります。湯の児温泉に向かうときに、最初に見るのが旧山海館です。今は、スプレーでの落書きや、ぼろぼろになっている瓦などを、初めて来られた旅行客が、最初にそれを目にしてしまうのは、とても印象が悪く感じます。これは、お帰りになられるときにも目に入るわけですので、景観を損ねていると感じていますし、市民の方々からも同じような声を多くお聞きします。

この旧山海館跡地は、市の持ち物ではありませんが、ONSENプロモーション事業の成果を

高めるためには、どうにかしたほうが良いと思っています。あそこは解体するのか、それとも新しい経営者が決まっているのか。建て替えなどの予定があるのか、ずっと疑問に思っていました。

そこで、3点目です。

市として、旧山海館跡地について把握していることは何かあるか。

以上、2回目の質問は3点です。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

まず、抽出した課題の内容と解決状況はどうか、リカバリープログラムをスポーツチーム等へどのように営業していくのか。活用予定のスポーツ団体は決まっているのか、また、いつ頃から実施できそうか、との御質問にお答えをいたします。

令和6年度の事業で見えてきた課題としまして、温泉施設におけるリカバリーのための水風呂の確保やトレーニング機材の老朽化、プランをサポートする現地コーディネーターの育成などが挙げられ、解決までに時間を要するものもありますが、令和7年度は、今ある資源の中で造成可能なプランを整える予定です。

リカバリープログラムにつきましては、旅行商品として体制が整い次第、みなまたスポーツコミッションやスポーツ施設、宿泊施設を通して、各スポーツ団体へ周知を行います。

なお、現時点では、より多くのターゲットにアプローチを行い、集客につなげるため、競技を限定しておりませんが、令和7年秋頃をめどにプロモーションを開始したいと考えております。

2点目ですが、リカバリープログラム事業を行うことで、湯の児・湯の鶴温泉にどれくらい観光客の増加を見込んでいるのか、との御質問でした。

現在ターゲットの一つとして想定しています企業アスリート5人を1グループと仮定しまして、オフシーズンとなる冬場3か月間の誘客数として、まずは3グループ15名程度を想定しているところです。

3点目ですけれども、市として旧山海館跡地について把握していることはあるのか、との御質問でございました。

旧山海館につきましては、民間企業が施設の整備に向けて、関係者と協議を継続していると伺っております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 はい、ありがとうございました。

まず、課題の解決については、ハード面、ソフト面があり、まだ全面解決ではないけれども、まずは、今、活用できる資源で、実施可能なプランを考える。

スポーツ団体へのプレゼン・営業は、スポーツコミッションを中心に行っていく。ただ、現時点では種目を限定していないので、スポーツ団体からの予約は当然ないということです。

これは、スムーズにスタートできるよう、スタート前から営業等されているのかなと考えていましたけれども、整えてからということだろうと思います。そして、今後これらのハードルをクリアしていく見込みは、当然あると理解しました。

観光客数の見込みですが、15名プラスアルファで少し少ない気もしますが、まずはスタートさせて、流れに乗れば、徐々に増えていくのかなと思います。

このリカバリープログラム事業ですが、質問を考えている中で、私自身、似たようなことを高校時代にしていたなと思い出しました。私は、水俣高校の男子新体操部でしたが、当時の合宿場所は、湯の鶴の「四浦屋」、今の「T o j i y a」でした。四浦屋のおばちゃんの優しさと大盛り御飯は、今でもいい思い出です。年に数回ありましたが、今思えば、この四浦屋での合宿、つまり、いつもよりも厳しい練習をした後、おいしい御飯を食べて、温冷交互浴ではありませんでしたけれども、温泉につかり、体を休めて、次の日の練習に向かうという経験は、この事業の内容と似たようなことだったなと感じますし、全国大会で活躍できたことも、この四浦屋合宿があったということが、一つの要因ではなかったかと感じています。

そう考えると、この取組はスタートが肝腎で、流れにさえ乗ることができれば、アスリートから選ばれ、どんどん新しい顧客獲得に、期待ができるのではと考えます。

実際には、令和7年秋頃からスタートしたいとのことですので、ぜひ、予定どおり実施できるよう取り組んでいただき、成果を期待したいと思います。

旧山海館跡地ですが、購入された民間企業があり、どんな施設になるのかなどはまだ分からないようではありますが、整備の予定があるということを知って安心いたしました。

次に、ONSENプロモーション全体としての周知・発展の可能性について続けます。

以前、湯の鶴温泉が新海誠監督の映画「すずめの戸締まり」のモデル地ではないか、とのネット上でのうわさ話を紹介しました。この映画は、公開198日間で動員1,115万人、興行収入約148億円の大ヒットアニメ映画です。うわさ話とはいえ、ファンの方々が実際に湯の鶴へ足を運んでいるネット投稿も見かけます。

芦北町では、アニメ「放課後ていぼう日誌」の舞台として知られており、実際に見ましたが、芦北町の実写風景が描かれていました。芦北町は、このアニメの場面を紹介した看板を立てるなどしてPRしていますので、少なからずファンの方々が来られているのではと思います。

すずめの戸締まりに関しては、まだ事実関係が分かっていませんが、もし本当に湯の鶴の風景がモデルであったならば、ファンの方々が来られることも十分考えられます。アニメファンの方々の行動力・購買力はすごいものがありますので、芦北で放課後ていぼう日誌の聖地巡礼をし

た後、すずめの戸締まりのモデル地の湯の鶴を見て、温泉に入り、旅館に泊まるという観光の流れができたならば、また新しい顧客獲得につながるのではないのでしょうか。

そこで1つ目です。

湯の鶴温泉地がすずめの戸締まりの一部モデル地であるかどうかについて、制作会社への事実確認をして、事実であれば、さらなる観光客流入が見込めると思うが、問合せをしてみてもいいかです。

続いて、周知方法ですが、今の時代はネットでの拡散、口コミで情報を得る方が多く、ネットでの拡散というのは非常に重要だと思います。私もユーチューブなどを見ますが、先日、旅行系ユーチューバーが湯の鶴温泉へ訪問し、料理や温泉のことを投稿している動画を幾つか見ました。やはり、作り方が上手でうまく紹介されているなど感じました。ユーチューバーは動画投稿での広告収入が主で、再生回数が伸びるように編集しますし、新しいネタを探しているはずですので、これを使わない手はないと思っています。1つ、2つの動画であっても、再生回数が伸びれば、注目され、投稿主にも水俣にも相乗効果が見込めるとは思います。

現在、水俣関係の公式アカウントは、インスタグラムの「みなまた観光物産協会」や「でかくっか水俣」など幾つかあります。これについてですが、観光・旅行系ユーチューバーへの動画撮影や投稿依頼をしてみてもいいのでしょうか。加えて、公式Instagram・LINE・ホームページや市報等で、既に投稿されている動画のリンクを貼るなどして、周知・拡散してみてもいいかです。

この水俣ONSENプロモーションにて、どんどん市内外へPRして、水俣の温泉地が、草津や別府、箱根温泉などの有名温泉地になっていけたらいいと思います。それには、新しい企画に取り組むことや、継続していくことが大事だと感じますし、事業継承などの課題もありますが、最後3点目です。

水俣ONSENプロモーションは、今後も継続していく予定があるのでしょうか。

最後に3点質問して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉迫議員3回目の御質問にお答えします。3点ございました。

まず、湯の鶴温泉地が映画「すずめの戸締まり」のモデル地ではないか、制作会社のほうへ問い合わせをしてみてもいいか、という御質問でございました。

そのような声があることは認識していますが、公式発表がなされていない状況ですので、制作会社等に尋ねたいと思います。

次に、観光や旅行系のユーチューバーへ動画撮影などを依頼してはどうか。また、公式InstagramやLINE、ホームページなどで、既に投稿されている湯の児・湯の鶴温泉の動画のリ

リンクを貼り、周知拡散してはどうか、との御質問にお答えします。

本市の温泉地の認知拡大のための手法としましては、既に拡散力が高いSNS等のインフルエンサーを活用しております。議員御提案のユーチューバーの招致については、広域観光を推進する協議会等の事業として、取り組んでいただきますよう働きかけてまいります。

また、行政や観光団体等が投稿している動画につきましては、本市観光サイトにリンクを貼るなど、活用を進めてまいります。

最後3点目ですけれども、水俣ONSENプロモーション、今後も継続していく予定なのか、との御質問にお答えします。

水俣ONSENプロモーションにつきましては、令和7年度に販売を予定しているアスリート向けのリカバリープログラムを含め、今後も継続して実施し、本市が誇る湯の児・湯の鶴温泉への誘客を推進してまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、総合体育館トレーニングルームの充実について、答弁を求めます。

中村スポーツ推進課長。

（産業建設部スポーツ推進課長 中村俊彦君登壇）

○産業建設部スポーツ推進課長（中村俊彦君） 次に、総合体育館トレーニングルームの充実について、順次、お答えします。

まず、総合体育館トレーニングルームの設置時期はいつで、その目的は何であったか、との御質問にお答えします。

当時の総合体育館建設計画によりますと、老朽化した旧市立体育館の建て替えにあわせ、「スポーツ施設としての機能はもとより、市民の健康づくりや余暇活動の場として、健康、保健機能を備えた施設」として、平成9年度に総合体育館本館の整備を行っております。

トレーニングルームは、平成11年度に熊本国体が開催されるに当たり、「競技スポーツの選手育成」においても、必要不可欠であるとして整備しております。

次に、令和4年度から6年度までの利用者数は、全体及び世代別ではどう推移しているか、との御質問にお答えします。

トレーニングルームの令和4年度の利用者数は、1万753人、そのうち中高生が555人、64歳までが5,677人、65歳以上が4,521人となっています。令和5年度の利用者数は、1万3,817人、そのうち中高生が848人、64歳までが6,750人、65歳以上が6,219人となっています。令和6年度の利用者数は、令和7年1月末現在で、1万4,024人、そのうち中高生が908人、64歳までが7,020人、65歳以上が6,096人となっており、利用者数は年々増加している傾向です。

次に、定期的に利用者へのアンケート調査を行っているが、その内容と目的は何か。また、どのような回答・要望等があったか、との御質問にお答えします。

アンケート調査は、指定管理者である水俣市振興公社が、総合体育館を利用される方を対象に、「使いやすさ」や「サービスの質」など、よりよい施設利用を目指すことを目的に、年に1回行われており、その内容は「時間は利用しやすいか」、「利用時の手続や予約の方法」、「職員の対応や清掃の状態」、「施設の設備や器具の使いやすさ」などとなっております。

回答いただいた主なものとしましては、「職員の対応が親切」、「館内での大きなイベントの際にも駐車場を確保いただいております、感謝している」といった職員への対応の意見や、「器具等が古く、老朽化しており、アップデートしてほしい」、「故障している機械があるので直してほしい」といった要望がっております。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 私も6、7年ほど前からですけども、行けるときですが、週に2、3回ペースで利用しています。最初はダイエット目的でしたが、すいません、見てのとおりです。やはり、足を使う運動、ウォーキングやジョギングといった運動をしないと痩せづらいということが分かりました。お酒の影響もあるとは思いますが。ただ、使える部分、胸と腕のウエートトレーニングしかできないせいか、大きくなるぼっこりおなかと同時に、胸や腕にも筋肉がついてきた実感があります。

トレーニングルームを利用する目的は、人それぞれで、ダイエット目的や健康維持、美容のためと様々です。ただ、ボディービル大会に出場するようないわゆるガチ勢はあまり見かけないので、お手軽に通える場所であることは確かです。利用料金に関しても、不満の声は聞きません。

私が利用する中で、いろんな方々との出会いがありました。お聞きすると、高齢者では「新しい友達ができた」とか、「最近、あの人来とらんけど何かあったとやろうか」とか、久しぶりに会うと「心配しとったんよ」といった場面を見ることがあり、お互いの見守りやコミュニケーションの場、高齢者の居場所としても機能していると感じます。ある高齢者は、「お互いの生存確認になっとる」と笑いながら話されている方もいました。

最近では、女子サッカーチーム「水俣ユニオン」の選手も自主トレに来られている姿もあり、選手と市民の交流の場にもなりつつあるなど感じます。

今回の質問のほとんどは、私がトレーニングルームで出会った方々からお聞きした意見や願いですので、そこを踏まえて、質問として、市民利用者の声を届けたいと思います。

トレーニングルーム設置時期は、平成11年度で、熊本国体の開催がきっかけ、体育館全体としては、市民の健康づくりから余暇活動の場として、平成9年度に整備した。

利用者数は、コロナ禍後の令和4年度から6年度までで、ざっと中高生は約350人増加、一般が約1,400人の増加、65歳以上では約1,600人増加しており、全体では約3,300人の増加となりました。この結果を見ると、やはり増加傾向だと分かります。

つまり、市民の皆様が健康維持や筋力アップなどへの関心が高まっていると捉えています。このため、通常のスポーツジムより安価で使いやすい総合体育館のトレーニングルームへ足を運ぶということは、よい市民サービスにもなっています。

また、アンケート調査では、職員の対応や施設の整備などの内容で、満足感や感謝の意見がある一方で、機器のアップデートや故障している機器の修繕の要望があったとありました。

特に機器の更新については、日頃からお聞きしていますし、私自身も故障したまま放置されているものや、撤去されたものを知っています。その中で、30年ほど使っているものがあるのではないかと、設置当初から更新されていない機器があるようにも思います。

トレーニング機器を扱う店舗のサイトを見ましたら、機器の耐用年数は約4、5年のようですが、先日、修理不可で撤去されたバレルローラーというマッサージ機は、その見た目から昭和時代につくられたものではないかと想像しています。

一見、物持ちがよいとも思われますが、経年劣化での使用は、故障の原因にもなりますし、けがのリスクも高まります。機器が古いために替えの部品がなく、修理ができないまま撤去。それにより、機器の数が少なくなっていけば、市民サービスとしての価値も薄れていくのではと感じます。

購入については、お金がかかることはもちろん承知の上ですが、アンケートの要望にもあったように、利用される皆さんは機器の更新を願っています。総合体育館トレーニングルームは、本格的なジムとはその目的が違いますので、高性能の機器は必要ありません。比較的安いもの、安全性が確認できれば、中古でも十分だと考えます。

また、リースやレンタルであれば修理保証もあり、定期的な更新ができますので、物によっては新品購入より安くなるのではとも思います。

そこで1つ目ですが、現在故障しているトレーニング機器やマッサージ機の新規または中古購入による更新をしないか、また、高額な電気系トレーニング機器については、リースやレンタルでの導入を視野に入れることができると思うが、これについても検討しないかです。

また、フロアのじゅうたんもガムテープで補修している箇所が目立ちます。じゅうたんも当初から更新していないのではと感じます。

照明についても、いまだに蛍光灯です。公共施設のLED化を進めている今こそ、交換してもいいのではと思いますので、2つ目です。

じゅうたんや照明のLED化の改修予定はあるかです。

そして、トレーニングルームの一部の壁には、反射神経や全身運動を高めるトレーニング機器があります。これもまた故障しており、古いので修繕不可で放置されています。この壁スペースに、「ボルダリングの壁とか置いたら、若い人は喜ぶのにね」との声もあります。ボルダリング

ではなくとも、クライミングロープや、ストレッチスペースを増やすなど、効果的な使い方があ
ると考えますので、3つ目です。

壁に設置してあるトレーニング機器は、修繕不可で放置状態であるので撤去し、そのスペース
を簡易ボルダリング設備などなどの有効活動を考えてみてはどうか。

以上、2回目の質問は3点です。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉迫議員2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

まず、トレーニング機器の更新等につきましては、本議会におきまして、令和7年度当初予算
にランニングマシンの購入に必要な予算を計上しているとともに、その財源として、スポーツ振
興くじ助成金の申請を行っているところであり、本予算の議決及び助成金の決定を頂ければ、速
やかに購入することとしております。

また、今後のトレーニング機器・マッサージ機器の導入に当たりましては、日頃、利用されて
いる市民や、近年、利用が増加している中高生、現在、誘致を進めております合宿や、先ほど申
上げました、ONSENプロモーションによるアスリートの利用も想定しながら、どのような
機器を導入すべきかを検討し、更新を行ってまいります。

また、高額な機器は、リース等で対応したらどうかとの御質問でございましたけれども、リー
スやレンタルでは、様々な機器を試すことができ、最新の機器に交換できるといったメリットも
考えられますが、継続的な支払いが発生することとなり、一度導入した機器を、長期間使用する
ような施設におきましては、購入のほうが、費用対効果が高くなると考えておりますので、現時
点では、これまでどおり、購入による機器の導入を進めていきたいと考えております。

次に、じゅうたんやLED照明などの改修の予定はあるか、との御質問でございました。

現在、じゅうたんにつきましては、破れ等が発生した部分について、利用者の使用に支障がな
いよう、部分的な補修を随時行い、安全を確保しているところでございます。

現時点で、全体的な張り替え改修の予定はございませんが、今後の傷み具合を見ながら、その
他の素材等での改修も含め、考えてまいります。

それから、LED照明につきましては、総合体育館のアリーナ等は、既に改修が終わっており
ますが、事務室や会議室等については、随時LED照明の交換を行っているところですので、今
後、トレーニングルームも含め、LED照明への交換を進めてまいります。

最後に、壁に設置してある使用できない機器は撤去して、そのスペースの有効活用を考えたら
どうか、との御質問でございました。

壁面の機器につきましては、現在、使用はできない状況となっておりますが、ストレッチやバ
ランスボールの利用スペースとして活用いただいております。

今後、新たな機器の導入を検討する上でも、スペースの有効活用は必要になりますので、指定管理者である水俣市振興公社と協議しながら、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 来年度にランニングマシンの購入を考えているとのことですが、スポーツ振興くじの助成金の決定が出ればですので、外れると見送りになると解釈します。応募に当たり続ければ、それにこしたことがないのですが、外れることも当然あると思います。となると、スポーツ振興くじ助成金の応募に漏れ続けた場合は、一向にトレーニング機器の更新ができないということになります。そうなれば、今後も故障は増えるでしょうし、修理ができないものはどんどんなくなってきます。老朽化した機器による事故が起こる可能性も捨て切れません。

それは、当初の目的である市民の健康づくり、市民サービスとしていかななものかと思いきし、アンケートの利用者の要望や意見を見て分かるように、機器の更新をずっと願っておられる方がおります。助成金頼みだけではなく、ほかの財源からの支出という選択肢も、ぜひ考えていただきたいと思います。

じゅうたんは、状況を見ながら素材も含め検討する。

照明LED化は、交換の予定があるとのこと、そのように願います。

壁の有効活用については、協議しながら進める。これは、利用される方々が何がいいか、どう使いたいかをそれぞれ持っておられると思いますので、ぜひ、利用者の声を取り入れながら、進めていただければと思います。

お伝えしていますように、トレーニングルームは、交流の場としても、健康のために利用されている高齢者の居場所としても機能しています。また、先ほどの水俣ONSENプロモーションやスポーツ合宿誘致などにも絡めた利活用も十分考えられます。ですので、トレーニングルームの充実は、当然必要だと感じています。

最後になりますが、これらを踏まえて、今後のトレーニングルームの活用・充実についての見解をお聞かせください。今後も市民に愛される施設としての充実について、考えていただきますよう1点質問し、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。

トレーニングルームの活用・充実についての見解ということでございましたけれども、先ほど御質問で答弁しましたとおり、日頃、利用されている市民の方々や、近年、利用が増加している中高生、現在、誘致を進めておりますスポーツ合宿やONSENプロモーションによるアスリートの利用も想定しながら、機器の充実を検討してまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、本市が管理している上下水道管の状況について、答弁を求めます。

永田上下水道局長。

（上下水道局長 永田久美子君登壇）

○上下水道局長（永田久美子君） 次に、本市が管理している上下水道管の状況について、順次、お答えします。

まず、本市が管理している上下水道管で耐用年数を超えているものはどれほどあるか、との御質問にお答えします。

先日、小路議員にお答えしましたとおり、上水道管につきましては、法定耐用年数を超えているものが約28キロメートル存在しております。

また、下水道管につきましては、法定耐用年数を超えているものはありません。

次に、耐用年数を超えている上下水道管の更新状況はどうか、との御質問にお答えします。

先日、小路議員にお答えしましたとおり、上水道管につきましては、優先順位をつけ、順次更新を行っております。

また、下水道管につきましては、点検・調査により、異常が見つかった場合には、順次更新していくこととしております。

次に、事故防止のために、どのような取組を行っているか、との御質問にお答えします。

水道事業としましては、事故防止のため、巡回点検や漏水調査等を行っております。

また、下水道事業においても点検・調査を行っております。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

上下水道管の管理については、業者の方々のような知識がありませんので、素人感覚にはなると思いますが、疑問・心配がありましたので、続けたいと思います。

本市での耐用年数超えの上水道管は約28キロメートルあり、下水道管は超えているものはなし。更新状況については、優先順位をつけて、古いものやちょっとした漏水などを優先しているものと思います。

また、事故防止のために、巡回点検や漏水調査なども行っているとのことでした。

現在、テレビニュースなどで全国的に耐用年数を超えている上下水道管の問題が取り上げられています。これによる事故は、小さなものも含めると、全国で年間約2万件に上るそうです。記憶に新しい、埼玉県八潮市の道路陥没事故は、現在も作業が続いており、所沢市でも道路から水が噴出する事故が起り、いずれも老朽化した上下水道管の破損が原因によるものだと聞いています。

この事故を見て、水俣は大丈夫なのだろうかと心配に思いました。

下水道管については、耐用年数超えのものはないということなので、上水道管について1つ目ですけれども、耐用年数を超えている上水道管約28キロメートルの更新が終わるのはいつになるのか。

次に、他市にて大規模な、道路の陥没や道路からの水の噴出などが起こっていますが、このような事故は、大小問わず、本市でも起こり得るのかです。

関連して、3つ目です。

仮に、道路の陥没や水の噴出があった場合、市民への対応としてどのようなことを想定しているのか。

2回目の質問は3点です。

○議長（岩村龍男君） 永田上下水道局長。

○上下水道局長（永田久美子君） 杉迫議員2回目の御質問にお答えいたします。3点ございました。

まず、耐用年数を超えている約28キロメートルの上水道管の更新が終わるのはいつになるのか、との御質問です。

今後も順次、耐用年数を超える管は増えてまいりますので、約28キロメートルの更新も含め、終わりがいつになるのか見通すことは困難です。

2つ目です。他市におきまして、上下水道管の不具合により、道路の陥没や水の噴出事故がありました。これは本市でも起こり得るか、との御質問です。

道路の陥没や水道管の噴出は、本市でも起こる可能性はあります。そのような事態にならないよう日頃から点検・調査を行っております。

3つ目が、仮に、道路の陥没や水の噴出があった場合、市民への対応としてどのようなことを想定しているか、との御質問です。

まずは、上下水道ともに早期復旧を図り、市民の避難誘導や避難場所の確保に努めます。その後、上水道では、付近の断水に伴う飲料水の確保、下水道では、汚水の運搬等が必要であると考えております。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 はい、ありがとうございました。

耐用年数超えの上水道管の更新終了時期を知りたかったのですが、水道管の更新は、次から次へと更新があるので、終わりの見通しは困難であるとのことでした。

また、事故は本市でも起こる可能性があると、捨て切れないと認識いたしました。起きないにこしたことはありませんが、事故が起こった際の対応としては、避難誘導から避難場所の確保、断水があれば、飲料水の確保などなど、災害と同じような対策を準備しているとのこと、これ

は、規模によっては当然、消防や警察との連携が図られるものと思います。

不具合は、いろんな状況で起こり得るものだと理解しますが、老朽化が原因であったり、特に整備不良などの人為的ミスが原因とならないよう、また、答弁にありましたとおり、日頃からの調査・点検に不備のないよう、これからも取り組んでいただくことをお願いし、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時16分 散会

令和7年3月13日

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和7年3月13日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時33分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡本 広志 君）	主 幹（橋本 晃 君）
主 任（宮崎 聖子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（原 弘樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田中 真也 君）	教 育 長（小島 泰治 君）
総務企画部次長（岡本 夫美代 君）	上下水道局長（永田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博 君）	総務企画部市長公室長（白本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克 君）	福祉環境部いきいき健康課長（草野 徹也 君）
福祉環境部こども子育て課長（赤司 和弘 君）	教育委員会事務局教育課長（設楽 聡 君）

○議事日程 第4号

令和7年3月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 吉野 誠 君 1 子ども・子育て支援事業計画について
(1) 今年度の振り返りについて
(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返りについて
- 2 牧下 恭之 君 1 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について
2 学校体育館の空調整備について
3 防犯カメラ設置補助について
- 3 杉本 康宏 君 1 消防団について
2 ネーミングライツ事業の導入について
3 子供たちの学ぶ環境（学校）の整備について

(付託委員会)

第2 議第2号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第3 議第3号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第4 議第4号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第5 議第5号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第6 議第6号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第7 議第7号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について (総務産業)

第8 議第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(総務産業)

第9 議第9号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (総務産業)

第10 議第10号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第11 議第11号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

第12 議第12号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

第13	議第13号	水俣市こども基金条例の制定について	(厚生文教)
第14	議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第15	議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(厚生文教)
第16	議第16号	水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	(厚生文教)
第17	議第17号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第18	議第18号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第19	議第19号	令和7年度水俣市一般会計予算	(各委)
第20	議第20号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	(厚生文教)
第21	議第21号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	(厚生文教)
第22	議第22号	令和7年度水俣市介護保険特別会計予算	(厚生文教)
第23	議第23号	令和7年度水俣市病院事業会計予算	(厚生文教)
第24	議第24号	令和7年度水俣市水道事業会計予算	(総務産業)
第25	議第25号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算	(総務産業)
第26	議第32号	指定管理者の指定について(水俣市ふれあいセンター)	(総務産業)
第27	議第33号	指定管理者の指定について(水俣市久木野ふるさとセンター)	(総務産業)
第28	議第34号	指定管理者の指定について(水俣市東部センター)	(総務産業)
第29	議第35号	指定管理者の指定について(水俣市はぜのき館)	(総務産業)
第30	議第36号	指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)	(総務産業)
第31	議第37号	指定管理者の指定について(水俣市文化会館)	(厚生文教)
第32	議第38号	指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)	(厚生文教)
第33	議第39号	市道の路線認定について	(総務産業)
第34	議第40号	訴えの提起について	(総務産業)
第35	議第41号	訴えの提起について	(総務産業)
第36	議第44号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第37	議第45号	指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館(南部館))	(総務産業)
第38	議第46号	指定管理者の指定について(湯の鶴観光物産館)	(総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

柿本地域振興課長から、公務のため、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたのでお知らせします。

次に、本日、市長から、条例案1件、指定管理者の指定について2件、以上3件の議案提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、令和6年の定例会において採択し、市長に送付しておきました陳情の経過及び結果についての報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、2月27日の本会議において申し上げました、議第7号に対する監査委員からの意見につきましては、3月12日付で、代表監査委員から問題なしとの回答がありましたので、その写しを議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、草野いきいき健康課長、赤司こども子育て課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、吉野誠議員に許します。

（吉野誠君登壇）

○吉野 誠君 おはようございます。こども未来会の吉野です。

先日は、水俣第二中学校の卒業式に出席させていただきました。その中で特に印象的なことがあります。それは「輝挑風泉（かちょうふうげつ）～自分の意思を強く持つ二中生～」という生徒会が掲げたスローガンにまつわる話を、校長先生、総代、生徒会長がそれぞれ話されていたことです。目標を立てて頑張ること、新たに挑戦して変えていったこと、相手を認めることなど、そのスローガンが言葉だけで終わらず、行動につながっているのだなということを感じられ、そ

の姿勢に、私も襟を正される思いでした。生徒の皆さんも、先生も一丸となって、1年を過ごされたのだなと感じられる、とても心温まる式で、私も、その卒業式に参加させていただいたことがうれしかったです。

さて、水俣市においても、今年度は、こども施策をめぐる大きな変化の年だったのではないのでしょうか。

こども家庭センターの設置、こども子育て課の新設、こどもセンターの指定管理化と、こども施策の体制が整備されました。

また、プログラミング人材育成事業やグローバル人材育成事業など、子育て支援とは、また別の部門でも新しい取組がありました。

こうした取組は、子供をめぐる課題の変化に対応するため、重要なものであったと考えます。

現在、子供たちや家庭が抱える問題は複雑化しております。私たちが、子供の頃には考えもしなかったようなことを、考えないといけない、対処しないといけない、心配しないといけません。

そして、そのような問題を経験していない私たちには、苦労や体験を共有することも困難です。

こうした社会の変化に対応し、子供たちが健やかに成長できる環境を整えることが、これからの自治体に求められる役割ではないのでしょうか。

こうした中、現在の「第2期子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎え、次の5年間にに向けた計画を策定する時期となりました。この5年で、社会情勢や子育て環境は大きく変化しました。コロナ禍の影響や家庭の在り方の多様化など、子育てのニーズは変わり続けています。次の5か年計画では、これまでの取組を振り返り、どの分野に力を入れていくのか、市民や関係団体との意見交換を通じて、どのような意見を取り入れるのかが重要になると考えられます。

そこで、今回の質問では、子ども・子育て支援事業計画について、聞いていきたいと思えます。

それでは、通告に従い、以下、質問いたします。

大項目1、子ども・子育て支援事業計画について。

(1)、今年度の振り返りについて。

①、今年度、こども子育て課やこども家庭センターができたことで、庁内や市内にどのような変化があったか。

(2)、第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返りについて。

①、成果のあった支援事業、また取組は何か。

②、計画どおりに進まなかった事業について、その原因や改善策はどうか。

③、中長期的目標の状況について、どのように認識しているか。

本壇からの質問は以上です。

○議長（岩村龍男君） それでは、子ども・子育て支援事業計画について、答弁を求めます。

堤福祉環境部長。

（福祉環境部長 堤茂君登壇）

○福祉環境部長（堤 茂君） 初めに、子ども・子育て支援事業計画について、お答えします。

まず、今年度の振り返りについて、こども子育て課やこども家庭センターができたことで、庁内や市内にどのような変化があったか、との御質問にお答えします。

令和6年4月から「こども子育て課」を設置し、庁内横断組織として「こども子育て推進本部」やプロジェクトチーム会議を設置するなど、こどもまんなか社会の実現に向けた取組をスタートさせました。

また、「こども家庭センター」を設置したことにより、児童福祉と母子保健が一体となった相談支援体制の充実・強化、市内の学校、その他関係機関との連携が、さらに図られるようになったと認識しております。

次に、第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返りについて、順次、お答えします。

まず、成果があった事業、また取組は何か、との御質問にお答えします。

第2期の計画期間である令和2年度から令和6年度までの期間中、成果があった主な取組としては、こども家庭センター設置や市こどもセンターの相談機能強化など、子供や家庭に対する相談支援体制の充実が挙げられます。

次に、計画どおりに進まなかった事業について、その原因や改善策はどうか、との御質問にお答えします。

放課後健全育成事業については、令和2年度から民設学童クラブを1か所増設しましたが、現在もなお、定員を超えた申込みがあるなど、待機児童が発生している状況にあります。ニーズに応じた学童クラブのさらなる拡充や、放課後の居場所確保のための事業実施など、子供の居場所づくりを、引き続き検討してまいります。

次に、中長期的目標の達成状況について、どのように評価認識しているか、との御質問にお答えします。

第2期計画では、今後の取組について、中長期的目標を設定しておりましたが、中期的目標中、相談支援体制の強化を図られましたが、学童クラブに待機児童が発生しているなど、放課後の子供の居場所づくりには課題があります。

長期的目標では、市内の企業と連携した「働き方の見直し」や、犯罪が発生しない環境整備など、引き続き取り組む必要があるものと認識しており、これまでの取組をさらに推進する必要がある

あります。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

こども家庭センターの設置により、児童福祉と母子保健が一体となった相談支援体制の充実・強化、市内の学校、その他機関との連携がさらに図られるようになったとのことでした。とても喜ばしいことだと思います。福祉と教育委員会が、連携を、より一層強化していくことは、支援の質の向上には欠かせないことだと思います。これから、この取組が子供や家庭、地域にとって、さらに、効果的な取組になるよう磨き上げてくださることを期待したいと思います。

そして、市内ではプロジェクトチーム、こどもまんなか社会の実現に向けた取組がスタートとのことでした。子供に関することを、全庁的に進めていくという姿勢を強く感じます。

しかし、実際にそのプロジェクトチームがどのように機能しているのかは、私たちには見えづらいという部分がありますので、こちらに関して1点伺います。

市内のこども子育て推進本部とプロジェクトチームでは、どのような議論がありましたか。また、プロジェクトチームは、今後どのように機能していきますか。

そして、子ども・子育て支援事業計画の振り返りについても御答弁いただきました。

答弁から、相談支援体制については、充実が図られた一方で、放課後の子供の居場所づくりなどについては、引き続き課題があることが分かりました。こうした第2期計画の成果と課題を、どのように次期計画に反映させるかが重要だと考えます。

また、冒頭でも触れましたが、この5年間は社会情勢や子育て環境が、大きく変化した時期でもありました。こども家庭庁も設立して2年、動きが本格的になってきたのを感じています。

そんな中、先日、熊本市内で開催された「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムに出席しました。

その中で、OECDの子供の幸福度調査2020年によると、日本の子供は、身体・健康面では、調査対象国の中でも最も良好である一方、精神的幸福度は、38か国中37位と、極めて低い結果だと知りました。

水俣市の子供においても、そのような状態に陥りやすい世の中だということを、十分に考慮する必要があると思います。

このような背景のもと、第3次計画を策定するに当たっては、市民の声をどのように反映させ、また、新たな課題にどう向き合っていくのかが鍵になると思います。

そこで、計画策定の過程と今後の方向性について、さらに詳しくお伺いしたいと思います。

今期の子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、どのような意見交換をしましたか。第3次子ども・子育て支援事業計画に、目標としてどのような設定をしましたか。それは、どのような

狙いがありますか。

こども施策を進めていく中で、財源が必要になると思うが、今議会に、基金設置条例の提案があります。この「こども基金」の意義と目的は何でしょうか。

以上、質問は4点です。

○議長（岩村龍男君） 赤司こども子育て課長。

○福祉環境部こども子育て課長（赤司和弘君） 吉野議員の2回目の御質問にお答えいたします。質問が4点あったかと思えます。

まず、1点目ですけれども、庁内の推進本部・プロジェクトチーム会議ではどのような議論があったか、今後どう機能していくのか、という御質問でした。

こども子育て推進本部・プロジェクトチーム会議では、計画の骨子や体系、内容についても議論いたしましたほか、「こども施策」についての検討を行ってまいりました。今後も、本計画、こども施策の進捗状況の確認、検討などを行い、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を、全庁的に推進するための役割を担ってまいります。

2つ目の御質問で、今期の計画策定に当たり、市民や関係団体とどのような意見交換をしたか、という御質問でした。

市内の各団体の代表者からなります「子ども・子育て会議」の中で、計画の骨子や体系、内容について議論、審議させていただいたほか、市民アンケート、また、小中学生を対象としました「こどもアンケート」、パブリックコメントにより意見を求めました。そのほか、みなまた未来ラボや都市計画マスタープラン高校生アンケートなどの意見も参考にしております。

3つ目の御質問で、今期計画は、どのような目標設定をしたか、どのような狙いがあるか、との御質問でした。

今期計画では、5年後の目標として、総合計画の指標でもあります「子育てしやすい環境だと感じる市民の割合を50%とする」目標のほか、子供の意見を反映しやすい目標の4つを定めております。

計画の推進に当たっては、これらの目標を通して、子供の意見を把握しながら、全ての子供が幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」の実現につなげてまいりたいと考えております。

最後の4つ目の御質問でした。

基金設置条例の提案があっているが、こども基金条例の意義と目的は何かとの御質問でした。

こども基金条例を制定し、基金を設置することで、本市へふるさと納税を行う方々が、こども施策に限定した用途を選定できるようになるなど、こども施策に特化した財源の確保につながることを期待しております。

本市としましては、この財源を活用して、誰もが安心して産み育てることができ、子供たちが

地域で生まれ、幸せに成長できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

ただいまの答弁から、市民や子供たちの意見を取り入れながら、全庁的な体制で、こどもまんなか社会の実現に向けた計画が作成されたことが分かりました。特に、「こどもアンケート」の実施やこども基金の設置など、具体的な取組が進められていることを知りました。

一方で、重ねてとなりますが、OECD調査が示すように、日本の子供たちは、身体の健康は世界一でありながら、心の健康は38か国中37位という深刻な状況にあります。子供たち自身が、幸せだと感じているかどうかという視点は、忘れないようにしなくてはなりません。

水俣市の基本姿勢に掲げられている、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」はすばらしいスローガンだと思っています。そして、私の意識している考えに、幸せはその人自身が決める、というものがあります。私も、たくさんの子供たちと過ごしている中で感じるものは、幸せというものは主観的なものであり、他人が「これやれば幸せだろう」と考えても、必ずしもそうとは限らないということです。子供自身が何を幸せと感じるのかは、やってみたり、気兼ねなく言える関係性の中で聞いてみないと、本当のところは、分からないのです。

そして、議員として過ごす中でも、いろんな方の話を聞く時間がとても増えました。その経験からも、幸せというものはその人自身が決めるのだということを、改めて実感しているところで

す。

そういったところから、計画を実際の市民の幸せにつなげるためには、計画策定時だけでなく、実施後も継続的に子供や保護者の声を拾い上げる仕組みが必要だと考えます。

特に、支援を必要としている家庭や、声を上げづらい立場にある子供たちの意見を、どう集めるかは課題だと思います。子供の頃に、自分の意見が尊重され形になる経験は、地域への愛着と帰属意識を育み、将来的なUターンの基盤となると考えます。「大人は真剣に私の声を聞いてくれる」と実感できる環境は、社会への信頼と未来への希望を育み、地域の一員として、貢献したいという展望につながると思います。

実際に、移住定住の社会増につながった優良事例を調べてみますと、行政だけでなく、地域に暮らす人々が主体的に関わり、その声が具体的な施策に結びついている点が共通しています。そして、子供たちは自分の考えたことや、決めたことには一生懸命になれると、自分の子供の頃の経験も含めて思いますし、それは大人も同じではないでしょうか。

そのようなことを踏まえて、2点お伺いします。

施策の実施状況や、成果をどのように確認していく予定でしょうか。当事者、特に子供たちの意見をどのように収集し、今後の施策に反映していく方針でしょうか。

市長が施政方針で、こどもまんなか社会の実現に向け、子供や子育て世代のニーズに合った支援策の充実を図る等、若い世代が水俣で暮らし、子供を産み育てたいと思える環境づくりを進めるため、こども基金を設け、こども施策を、全庁を挙げて推進してまいりますと話されていました。とても心強い言葉です。

子ども・子育て支援計画の達成に必要なものは、こどもまんなか社会の理念を、市全体で共有することだと考えます。

しかし、水俣市の子供を、行政が全部面倒見る、というのは、現実的ではないと思います。市民皆さんの協力が必要不可欠です。その考えを広める上で、そもそもこどもまんなか社会って何だ、となる人もいます。私も、何となく雰囲気は分かるけど、具体的にはどうなんだろうと、初めは思いました。

調べてみると、こども家庭庁のホームページでは、このように説明されていました。こどもまんなか社会とは、子供や若者の視点に立ち、子供にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンのこと。全ての子供が権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目標とする、とあります。

この中でちょっと難しいのが、子供にとって最善の利益という部分です。この部分は幸せとはまた違い、それこそ、一人一人の考えも違う部分であると感じます。何か活動するときは、お互いの意見を尊重しながら議論すべきポイントだと私は思います。

すいません、話がそれましたが、水俣市の目指すこどもまんなか社会がどのようなものかは、これからつくり上げていくものだと思いますが、こども基金を有効に活用するためにも、やはり、哲学や目指す方向性をしっかりと定めることが大事だと私は考えます。

以上の点を踏まえ、最後に1点質問します。

水俣市においても、市民全体でこの理念を共有し、行動するための第一歩として、「水俣市こどもまんなか宣言」を行ってはどうかと思いますが、考えをお聞かせください。

先ほど、幸せはその人自身が決めるという言葉を紹介しました。それを踏まえた上でも、多くの人が同じように幸せとを感じるようなことはあると思います。その一つは、子供が楽しそうにしているところ、幸せそうにしているところを、見ることだと思いますが、皆さんどうでしょうか。そしてまた、多くの子供が同じように幸せを感じるようなこともあると思います。

その一つは、子供が安心安全な状態で、保護者や心を許している人が、幸せそう、楽しそうにしているところを見ることだと、子供と接している中で、私は感じています。子供の幸せのためなら、垣根を越えて頑張ろう、何かやろうという人はたくさんいらっしゃいますし、やりたいという人もいますと私は思います。

そういった活動を通して、やっているほうが楽しかったり、子供の笑顔が見られるようなもの

であれば、それはもはや子供のためだけでなく、私たち大人のためのことでもあると考えられないでしょうか。子供を真ん中にして地域が笑顔になる。そのような機運が高まることを期待して、質問を終わりたいと思います。

以上、3点質問しました。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 吉野議員3回目の御質問にお答えします。3点御質問いただきました。

まず、1点目ですけれども、施策の実施状況や成果をどのように確認していくのか、との御質問にお答えします。

施策の実施状況や成果については、定期的にこども子育て推進本部及びプロジェクトチーム会議、子ども・子育て会議等で評価・検討してまいります。

なお、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略等の評価指標も確認・活用して評価をしていく予定としております。

次に、当事者の意見をどのように聴取し、施策に反映していくのか、との御質問にお答えします。

今後も、小中学生を対象としたこどもアンケートやみなまた未来ラボなどを通して、意見を聴取し、こども施策への反映等を検討してまいります。

3点目についてお答えいたします。

市民全体で理念を共有する機運醸成に向けて、「こどもまんなか宣言」を行ってはどうか。宣言に向けた取組に市民を巻き込んで行う考えはないか、との御質問にお答えいたします。

今期計画の3つの基本方針の一つが、「地域全体でこども・若者を支え、育てる機運の醸成」としており、こどもまんなか社会の実現に向けた、機運の醸成は重要であると考えております。

まずは、同様の取組を行っている自治体の事例等について、情報収集を行ってまいりたいと思います。答弁は以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、吉野誠議員の質問は終わりました。

この際10時10分まで休憩します。

午前9時56分 休憩

午前10時10分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。公明党の牧下恭之です。

議員になって26年間、初めて前説の話をさせていただきます。

施政方針の中で、高岡市長は財政健全化・人口減少と高齢化を見据えた土台づくり構築に邁進してこられました。財政調整基金の残高は22億円まで押し上げていただきました。

なかでも、高校生までの医療費無償化、さらに、学校給食費支援では、月1,000円から1,500円に引上げ、市内小中学校に2人以上の児童生徒がいる世帯には、第2子の給食費を半額に、第3子以降の給食費無償化は、厳しい物価高で最高に市民の皆様に称賛されると思います。

国においても、2026年度からの学校給食費の無償化については、政府の「経済財政運営と改革の基本方針」に反映させるために、5月中旬をめどに制度設計をまとめることになっております。まさに、水俣市の給食費支援が、国を動かしたと思っております。

また、給食センターの有効活用と安定経営を図るために、市内小中学校以外への給食提供の検討は、水俣市の殻を破る一歩だと思えます。

高岡市長・職員のアイデアで安全・安心・住みやすい水俣構築に向けて、さらに力を入れて取り組んでいただきたいことを切にお願いいたします。

それでは、市民の安心安全のために、3項目質問いたします。

初めに、带状疱疹ワクチンの定期接種化について。

带状疱疹は、水ぼうそうのウイルスが原因で起こる病気です。治った後もウイルスが体内に潜伏し、加齢や疲労、ストレスなどで、免疫力が低下したときに発症します。周囲の人に带状疱疹が感染することはありませんが、発症すると皮膚にピリピリするような痛みを感じ、その後、体の神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが带状に生じます。50歳以上から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

水俣市では、50歳以上の人を対象に、带状疱疹ワクチン接種補助を、昨年10月より実施していただきました。不活化ワクチンは1回2万2,000円を自己負担1万1,000円で2回接種します。免疫の持続期間は10年以上です。

現在738自治体が独自の助成をしています。

国は、全国の自治体が行っている带状疱疹ワクチンを定期接種化として4月より実施します。国が、総接種費用の3割程度を助成し、自己負担額については、各市町村が決定するというものであります。

そこで、3点お尋ねいたします。

昨年10月より任意の带状疱疹ワクチン接種補助を実施したが、接種状況はいかがかお尋ねいたします。

水俣市の任意接種の助成対象者は、50歳以上となっているが、4月からの定期接種化は、65歳

の人と70歳から5歳刻みとなっている。どう対応するのかお尋ねいたします。

4月からの定期接種補助はどうなるのか、お尋ねいたします。

次に、学校体育館の空調整備について。

学校体育館は、子供たちの教育の場であり、災害時には、地域の避難所としても重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させ、児童生徒に加えて、避難者も安心して過ごせるようにすることが大切だと考えます。

近年は、全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まっております。2018年夏には、学校で小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きています。

また、激甚化・頻発化する自然災害において、避難所となる体育館に空調設備が整備されていないことなどから、被災後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる「災害関連死」の割合も、残念ながら増加しております。

国際赤十字が提唱する最低基準、スフィア基準の項目でも、避難所については、「最適な快適温度、換気と保護を提供する」とあり、このような問題意識から、安全・安心な教育環境と、避難所の環境整備について、大幅な加速が求められております。

2024年9月1日時点の全国の公立小中学校の空調設置率は、普通教室では99.1%、体育館の設置率については、2018年の約1%から18.9%に上昇しているものの、まだまだ少ないと言わざるを得ません。我が市においても、0%という実態であります。

そこで公明党は、昨年12月11日、2024年度補正予算をめぐる衆議院予算委員会の質疑の中で、学校体育館への空調整備について、全国的に設置が進んでいない現状を指摘し、大幅な加速が求められると強調。自治体が円滑に整備を行うために、参考となる事例を周知すべきだと訴えました。

また、空調を整備する自治体への臨時特例交付金をめぐっては、空調設置と同時に、断熱性確保を求めないなど、柔軟な運用を要請。リーズナブルで効果的な断熱方法の周知も求めました。

こうして、2024年度補正予算で、学校体育館の空調整備に779億円が計上され、空調を整備する自治体への特例交付金の新設、関連工事を含めた費用の2分の1の補助などが確定しました。国の予算が確保されたわけですから、あとは我々自治体が連携して、直ちに学校の空調整備を進めるときです。

そこで、3点お尋ねいたします。

学校体育館の空調整備に特化した空調設備整備臨時特例交付金の認識はいかがか、お尋ねいたします。

臨時特例交付金の県内他市町村における活用状況はいかがか、お尋ねいたします。

計画的に学校体育館の空調整備に取り組むべきと思うがいかがか、お尋ねいたします。

最後に、防犯カメラ設置補助について。

警察庁の犯罪情勢統計によると、昨年1年間の刑法犯認知件数は73万7,679件で、3年連続の増加となっています。総数に占める割合が大きい、窃盗犯は50万1,507件です。闇バイトに端を発した凶悪な強盗事件などが相次ぎ、住民生活を守る防犯対策に関心が高まっています。

政府は、増加する闇バイトへの対策を強化するために、地域の防犯力強化へ地方創生の交付金を活用し、防犯カメラの設置や青色防犯パトロールの整備も進めています。

東京都では、防犯機器の導入支援として、個人住宅の防犯カメラやカメラつきインターホン、窓ガラス用防犯フィルムなどを購入した場合、1世帯当たり2万円を上限に、費用の半額を補助します。特に、個人住宅向けに防犯カメラの設置を支援するのは、全国的にも珍しいとのことでもあります。

現在、闇バイトによる事件が相次いで発生し、社会に大きな不安と衝撃を与えています。

狛江市での90歳女性の強盗殺人事件は、フィリピンから指示が出され、闇バイトによる犯罪であることが明らかになりました。この事件を受けて、狛江市では空き巣などの犯罪を未然に防止するために、狛江市内の住宅、店舗、事業所などにおいて、防犯カメラやモニターつきインターホンの取付けなどの防犯対策を実施する住宅の所有者や管理組合などに、市が設置費用の一部を補助する制度を創設しました。

現在、このような防犯対策補助金事業は、多くの自治体で実施しています。

そこで、3点お尋ねいたします。

防犯カメラ設置補助の本市の考え方はいかがか、お尋ねいたします。

防犯カメラ設置補助を実施している県内他市町村の取組状況はいかがか、お尋ねいたします。

地域の安全・安心を向上させるためにも、個人住宅などへの防犯カメラやモニターつきインターホンなどの、防犯設備の補助を実施すべきと考えるのがいかがか、お尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、带状疱疹ワクチンの定期接種化について、答弁を求めます。

草野いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 草野徹也君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 初めに、带状疱疹ワクチン定期接種化について、順次、お答えします。

まず、昨年10月より、任意の带状疱疹ワクチンの接種補助を実施したが、接種状況はいかがか、との御質問にお答えします。

带状疱疹ワクチン接種は、生ワクチンと、不活化ワクチンの2種類のワクチン接種がありますが、それぞれ、生ワクチンは1回接種、不活化ワクチンは2回接種となっております。

令和6年10月から開始しました、带状疱疹ワクチン任意接種の助成事業の接種状況としましては、令和7年度1月末現在、生ワクチン接種が延べ141件、不活化ワクチン接種が延べ480件、合計延べ621件となっております。

次に、水俣市の任意接種の助成対象者は50歳以上となっているが、4月からの定期接種化は、65歳の人と70歳から5歳刻みとなっている。どう対応するのか、との御質問にお答えします。

带状疱疹ワクチン接種は、令和7年4月から、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられることになっております。

带状疱疹は、神経に潜伏感染しているウイルスが、加齢や疲労など、免疫力の低下によって再活性化することで起こる病態とされており、定期接種の対象者は、65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者、65歳を超える者にあつては、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとの者とされております。

定期接種の対象年齢について、厚生労働省によりますと、厚生科学審議会等において検討した結果、带状疱疹の罹患者が、70歳代にピークを迎えることや、ワクチンの有効性が、経過とともに一定程度減衰するなど持続期間を考慮し、70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるよう、65歳と設定したとされております。

また、過去に任意でワクチン接種した者は、基本的に定期接種対象者とならないと示されていることから、効果的にワクチン接種を受けていただくため、50歳以上の任意接種に対する助成事業を、令和7年度3月末にて終了し、令和7年度から、定期接種に対して助成をする予定としております。

次に、4月からの定期接種補助はどうなるのか、との御質問にお答えします。带状疱疹ワクチン接種については、国から予防接種法上のB類疾病に位置づけると示されております。そのため、B類疾病に位置づけられております、季節性インフルエンザや高齢者肺炎球菌等への補助率と合わせ、一般の対象者については、接種費用の7割程度、生活保護世帯の対象者については、接種費用の全額を補助する予定としております。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 带状疱疹ワクチン任意接種では、4か月間で621件接種されたそうでありまして、予想以上に多かったと思います。

厚生科学審議会等においては、带状疱疹罹患者数が70歳代にピークを迎えるので、65歳から5歳刻みに設定をされています。70歳代にピークを迎えますが、50歳代から罹患者は増えております。

定期接種は、主に感染症から国民を守り、社会での蔓延や個人の重症化を予防するため、法律に基づいて行われます。実施主体は市町村であります。昨年10月よりの任意接種は、50歳代から

発症率が高まる50歳からであります。これからの検討課題として、50歳代から検討を進めていただけるよう切にお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、学校体育館の空調整備について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、学校体育館の空調整備について、順次、お答えします。

まず、学校体育館の空調整備に特化した空調設備整備臨時特例交付金の認識はいかがか、との御質問にお答えします。

本交付金は、災害時に避難所となる公立小中学校の体育館に空調を整備する際に、令和6年度から、令和15年度までを交付対象期間として、国が事業費の2分の1を補助するもので、従来よりも補助単価が引き上げられるとともに、自治体負担額の100%に地方債の充当が可能となることや、体育館空調設備に係る光熱費に、普通交付税措置が講じられるなど、地方財政に配慮されたものであると認識しています。

次に、臨時特例交付金の県内各市町村における活用状況はいかがか、との御質問にお答えします。

熊本県教育庁教育総務局施設課に活用状況をお尋ねしてみたところ、県内各市町村の活用状況についての公表は想定していないということで、回答を得ることができなかつたので、県内13市に聞き取りを行いました。その結果、本交付金を活用して、令和7年度に実施すると回答した市が1市、対象期間となる令和15年度までに実施予定と回答した市が3市、現在検討中と答えた市が7市でした。なお、残り2市のうち、1市は既に全校に設置済み、もう1市は本交付金を活用せず、令和7年度に起債によって全校に設置する、との回答でした。

次に、計画的に学校体育館の空調整備に取り組むべきと思うがいかがか、との御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、大規模災害の際の避難所機能を想定することは、大変重要であると考えますが、本市の小中学校の施設は、築30年以上経過した建物が約85%を占めている状況です。

このことを踏まえまして、まずは、地震等の災害発生時における児童生徒の安全確保を第一に考える必要があります。そのため、まずは、学校施設における非構造部材の耐震化対策である、外壁等改修工事などを優先したいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 学校体育館への空調整備については、全国的に整備率が低く、避難者の命と生活を守り、子供たちの教育活動の安全・安心を確保するため、昨年、公明党として5年をめどに

100%設置を掲げ、石破総理に申入れをいたしました。2024年度補正予算において、新たに、学校体育館の空調整備に特化した、臨時特例交付金が創設されました。

具体的には、補助率は通常より手厚い2分の1、地方負担額の起債充当率100%、元利償還金の交付税措置率50%により、実質地方負担は25%、初期投資費用が抑えられ、後年度負担の平準化、補助単価は、従来の約1.5倍にアップ、補助要件となる断熱性の確保は、後年度実施が可能となり、手厚い支援が実現しました。

加えて、ランニングコストの支援も訴え、令和7年度より、体育館の空調設備のための光熱費について、普通交付税措置が講じられます。

昨年12月末に事業募集を開始したところ、申請期限が1月中旬とタイトなスケジュールであったこともあり、検討が間に合わなかった自治体もあり、こうした状況を踏まえ、1月29日の参議院本会議で竹谷とし子代表代行より、事業の追加受付を石破総理に訴えたところ、追加募集を実施することになります。

具体的には、2月中旬に追加募集を開始し、3月中旬が申請期限になると聞いております。

臨時特例交付金は、対象期間を令和15年度までとしておりますが、予算は毎年度を決めるものであり、執行率が乏しいと、予算が確保できない可能性もあります。事前に伺ったところによりますと、水俣市では、この交付金を活用した空調整備については、検討中ということでしたが、ぜひ、令和7年度中の整備実施も含めて、早期に検討を進めることが大事だと思います。

そこで、1点お尋ねいたします。

国の内閣府防災や文部科学省の担当部署と連携し、体育館の空調施設の最新の技術や事例を参考にすべきと考えますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

国の内閣府防災や文部科学省の担当部署と連携して、体育館の空調施設の最新の技術や事例を参考にすべきと考えるけども、そのことについて私の見解についての御質問でした。

本交付金を活用した事業につきましては、文部科学省及び熊本県からも、早期実施に向けた通知がっておりますが、体育館の築年数等も考慮した上で、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 気象庁は、夏の平均気温が観測史上最高になったと発表しました。

また、災害級の暑さとしては注意を呼びかけるなど、数十年前とは明らかに異なる暑さが続いております。全国各地で熱中症患者が相次ぎ、命の危険にさらされております。冬の寒さも同じであります。

このような暑さや寒さの中で、小学校の入学式、新1年生の寒さに震えながら長時間頑張る姿に、大人が何とかしなければと思うばかりであります。子供たちが、安全に運動や学校行事などを行えるように、また、災害時における避難所の環境向上のために、今こそ水俣市も、学校体育館の空調設備の設置を国の支援を最大限に活用して進めていくことを強く期待しまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、防犯カメラ設置補助について、答弁を求めます。

原総務企画部長。

（総務企画部長 原弘樹君登壇）

○総務企画部長（原 弘樹君） 次に、防犯カメラ設置補助について、順次、お答えします。

まず、防犯カメラ設置補助の本市の考えはいかがか、との御質問にお答えします。

防犯カメラには、犯罪を未然に防ぐ抑止効果があり、万が一事件が発生した場合は、映像証拠として活用することができます。一方で、プライバシー保護の観点から、設置目的を明確にし、適切な場所に設置する必要があるほか、映像データの管理や機器の定期的なメンテナンスなど、設置後の適切な運用も重要であると考えています。

防犯カメラ設置補助については、防犯対策の取組の一つであると考えますが、本市では、自治会から防犯対策として防犯灯のニーズが高いため、防犯灯設置補助に取り組んでおります。

次に、防犯カメラ設置補助を実施している県内他市町村の取組状況はいかがか、との御質問にお答えします。

本市を除く県内の44市町村を対象にアンケート調査を実施したところ、33の自治体から回答を頂きました。そのうち10の自治体が、防犯カメラの設置補助を実施しており、内訳として、補助対象者が自治会などの地域団体のみが9自治体、地域団体、個人ともに補助しているのが1自治体という結果でした。

次に、地域の安全・安心を向上させるためにも、個人住宅などへの防犯カメラやモニターつきインターホンなどの防犯設備の補助を実施すべきと考えるのがいかがか、との御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、本市では、防犯のまちづくりを推進する取組の一環として、防犯灯設置補助を実施しているところであり、刑法犯認知件数も年々減少傾向にあります。議員御提案の個人住宅への防犯カメラの設置補助につきましては、市内のニーズの状況や、県内で実施している自治体の事例などを参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 警察庁によると、侵入口として最も多いのが「窓」だといいます。一方、侵入に5分以上かかると、約7割は諦めるとの調査もあり、「侵入に時間をかけさせる」のが、防犯対策

の肝になると言われております。このため、補助対象に防犯カメラやカメラつきインターホンだけでなく、窓ガラスを割られないように貼る「防犯フィルム」など侵入の抑止のための備品も必要であります。

芦北町でも防犯カメラで不審者が逮捕されたと聞いております。

埼玉県深谷市では、全国で相次ぐ強盗などの闇バイト被害を未然に防ぐため、防犯対策機器の購入と設置に対する補助制度を創設しました。対象は、65歳以上の高齢者だけで構成される市内の世帯が対象でありまして、費用総額の半額、上限1万円まで補助されております。

水俣市では、自治会に防犯対策として、防犯灯設置補助に取り組んでまいりました。10年以上になります。現在の闇バイトに対する防犯意識に変換していくときであります。防犯設備の補助で、市民の安心・安全を守るために、早期に実施できることを期待しまして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時38分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、杉本康宏議員に許します。

（杉本康宏君登壇）

○杉本康宏君 皆様、こんにちは。真志会の杉本康宏です。

先日行われた市民駅伝大会では、2年連続で3区の1.1キロを任され、真野議員、小路議員からたすきを受け取り、2つ順位を落としてしまいました。誠に申し訳ありません。体力のなさを痛感しました。もしも、もしも来年も議会チームで参加があるなら、今年のリベンジを果たすために、体力をつけて臨めればと思います。

さて、話は変わりますが、岩手県大船渡市で2月26日に発生した林野火災は、鎮火まで約12日間という長い間燃え続け、焼失面積は、市の面積の約9%に当たる約2,900ヘクタール、東京ドーム約617個分にも及び、建物は少なくとも210棟が被害を受け、約4,500人以上の人が避難をしたということです。

水俣市も大船渡市のように、平地が海と山に囲まれ、似たような環境なので、他人事ではないと思いました。火災は、人々の命や財産を奪うだけでなく、その後の生活にも大きな影響を及ぼします。日々の生活の中で、防火対策をしっかりと行い、自分自身をはじめ、大切な人々を守るための準備を怠らないようにしたいと思います。

それでは、通告に従い、順次質問します。

大項目 1、消防団について。

- ①、消防団とはどのようなもので、消防団員の立場はどのようなものか。
- ②、現在の消防団員数はどのようにになっているか。
- ③、災害等以外の活動、イベントなどはどれくらいあるか。

大項目 2、ネーミングライツ事業の導入について。

- ①、目的及びこれまでの経緯はどのようにになっているか。
- ②、対象となる施設はどのようなものか。
- ③、今後の予定はどのようにになっているか。

大項目 3、子供たちの学ぶ環境（学校）の整備について。

- ①、令和 7 年度に予定されている学校施設に係るハード整備はどのようなものか。
- ②、教職員や保護者の意見をどのように反映しているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、消防団について、答弁を求めます。

原総務企画部長。

（総務企画部長 原弘樹君登壇）

○総務企画部長（原 弘樹君） 初めに、消防団について、順次、お答えします。

まず、消防団とはどのようなもので、消防団員の立場はどのようなものか、との御質問にお答えします。

消防団は、消防組織法第 9 条に基づいて組織される市の消防機関の一つで、その活動は、火災の消火活動のみならず、災害時の救助・救出活動、地域の防災訓練や啓発活動などを行います。

消防団員は、特別職非常勤の地方公務員と位置づけられている一方で、ほかに本業を持ちながら、自らの意思に基づくボランティアとしての性格も有しています。本市の入団条件は、水俣市にお住まいかお勤めの方で、18 歳以上の意思が強く、かつ、身体が丈夫な方としており、団員は団長の指揮のもと、所属する分団、部でその職務に応じ、職務に当たります。

次に、現在の消防団員数はどのようにになっているか、との御質問にお答えします。

本市の消防団員数は、3 月 1 日現在で 397 人です。また、年代別構成は、20 代が 41 人、30 代が 123 人、40 代が 135 人、50 代が 89 人、60 代以上が 9 人となっています。団員数は、約 10 年前の平成 26 年 4 月時点の 478 人と比較し、81 人減となっています。

次に、災害等以外の活動、イベントなどはどれくらいあるか、との御質問にお答えします。

消防団は、災害時への備えとして、規律統制や機械器具点検のための訓練を年に 5 回程度実施するほか、火災予防のための巡回宣伝活動や年末警戒を行っています。

イベントについては、市の総合防災訓練である防災フェスタや県の総合防災訓練、地元地域の避難訓練、恋龍祭の花火警戒やどんどや警戒などに参加しています。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

消防団は、市の消防機関の一つで、消防団員は、特別職の非常勤公務員ということですが、消防団員の年額報酬と出勤報酬、退職報償金などはどのようになっているか。そして、団員が万が一けがをしたときなどの補償はどのようになっているか、お尋ねします。

次に、現在の消防団員数ですが、3月1日現在397人で、約10年前と比較すると81人減少し、年代別構成では、20代が極端に少ないことが分かります。これは、全国各地で深刻な問題となっています。総務省消防庁の調査によると、令和6年度の全国の消防団員数は約74万7,000人で、前年度に比べ約1万6,000人減少しているということです。特に、若年層の入団数が減少しており、消防団員の平均年齢も上昇しているそうです。主な原因として、高齢化による脱退する団員の増加、若年層の入団者の減少、過疎化が進む地域の人口減、労働環境の変化で仕事の両立が困難など様々です。時代の変化が大きく影響しているように思います。

そこで、2つ目の質問です。

消防団と企業の連携、消防団協力事業所表示制度や、女性団員の入団状況はどうなっているか、お尋ねします。

次に、消防団の活動としては、消火活動や救助活動、避難誘導や防災活動など多岐にわたり、それに加えて、訓練やイベントへの参加など、負担が大きいのが分かります。

ある自治体では、イベントなどの簡素化を求めた消防団の一部が一斉退団するなど、消防団としての機能が損なわれるおそれのある事案が、発生したことがあったそうです。

そこで、3つ目の質問です。

イベントなどの簡素化による団員への負担軽減と、市民に対して活動の魅力向上や理解促進など、どのように取り組んでいるか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 杉本議員2回目の御質問にお答えいたします。3点ございました。

1点目ですが、消防団員の年額報酬と出勤報酬、退職報償金はどのようになっているか。そして、団員が万が一けがをしたときなどの補償はどのようになっているか、との御質問にお答えいたします。

消防団員には、階級に応じ一定額を支給する年額報酬と火災出勤や訓練等参加日数に応じた出勤報酬があります。年額報酬は、団員階級で年額3万6,500円です。出勤報酬は、火災出勤の場

合、2時間未満の出動で日額2,000円、2時間以上4時間未満の出動で日額4,000円、4時間以上になると日額8,000円です。訓練等の場合は日額1,000円です。

また、退職報償金については、5年以上消防団に所属した団員が対象となり、金額は、勤続年数と最高階級によって決定します。団員階級の場合、現行の規定では5年以上10年未満の所属で20万円ですが、30年以上所属すると68万9,000円となります。

そして、団員が消防団活動中にけが等をした場合の補償は、消防団員等公務災害補償があり、その内容として、負傷等した後、医師の診察や治療、薬剤の支給等にかかる費用を支給する療養補償。負傷後、団員に一定の障害が残った場合に、年金や一時金を支給する障害補償。団員が死亡した場合に、その遺族に対して遺族年金や一時金を支給する遺族補償などがあります。

さらに、本市の団員は、消防団員福祉共済にも加入しており、団員の公務、公務外にかかわらず、死亡やけがによる遺族援護金、障害見舞金、入院見舞金などの給付を受けることができます。

2つ目の御質問でございますが、消防団と企業との連携、消防団協力事業所表示制度や、女性団員の入団状況はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

消防団協力事業所表示制度は、今年度1社追加し、現在9事業所を認定しています。

女性消防団員の現員は8人となっています。

3点目の御質問でございますが、イベントなどの簡素化による団員への負担軽減と、市民に対して活動の魅力向上や理解促進にどのように取り組んでいるか、との御質問にお答えします。

イベントなどの簡素化については、これまでも消防点検におけるプログラムの見直しなどの時間短縮を図ってきたところです。

団長及び副団長で構成される団本部においても、イベントや訓練を計画する際には、団員の負担軽減を念頭に考えられており、今後、団員の理解を得られるよう、十分配慮しながら、伝統ある消防団のイベント様式を守り続けていきたいと考えております。

また、先ほど答弁しましたとおり、消防団は地域の防災活動や市の防災イベントにも積極的に出動いただいております、地域に密着した存在となっています。

今後も引き続き、地域住民とともに防災活動の一翼を担っていただくことで、広く市民アピールできるとともに、活動への理解を深めることができるものと考えています。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

待遇の改善や現役団員の負担軽減は、モチベーションの向上や団員の確保、組織全体の士気向上にもつながると思います。

そこで、1つ目の質問です。

報酬や手当の充実など、待遇改善は考えていないか。また、現役団員からは、平日の訓練やイベントは、負担が大きいとの声があるが、どのように考えているか、お尋ねします。

次に、水俣市の消防団協力事業協力表示事業所は、現在9事業所ということですが、協力事業所が増えることで、地域全体にわたるさらなるネットワークの構築や、安全と防災意識の向上も期待できると思うので、さらなる協力をお願いできればと思います。

それから、女性消防団員の重要性は、地域防災力の向上やコミュニティの結束力強化、多様な役割の担い手としての活躍、人材確保の促進、そして地域社会の持続可能性に大きく寄与すると思われるので、さらなる女性団員の確保が重要だと思います。

そこで、2つ目の質問です。

団員確保のためには、広報活動の強化や、知り合いや、つてを活用しての積極的な勧誘などが必要と考えられるが、いかがか、お尋ねします。

次に、先ほど冒頭で述べた岩手県大船渡市の林野火災では、岩手県内の消防機関が駆けつけているほか、緊急消防援助隊として、14都道府県、453隊、約1,700人による大規模な消火活動を行ったそうです。いつ起こるか分からない大規模災害時には、単独での対応は難しいのが分かります。

そこで、3つ目の質問です。

よその自治体では、大規模災害団員などの消防団以外の組織と連携を図っているところもあるが、本市においてはいかがか、お尋ねし、大項目1の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 杉本議員3回目の御質問にお答えいたします。3点ございました。

まず、1点目でございますが、報酬や手当の充実などの消防団員の待遇改善は考えていないか。また、現役団員からは、平日の訓練やイベントは負担が大きいとの声があるが、どのように考えるか、との御質問でございました。

団員報酬については、令和4年4月に改定し、消防庁が示す水準まで引上げを行ったところであります。

また、退職報償金については、勤務年数の区分に35年以上の区分を新たに設けることで、消防団に長く御尽力いただいた団員に対する処遇改善はもちろん、団員数の減少を食い止めることができると期待をしているところであり、本議会において、消防団員の退職報償金支給条例の改正案を上程しております。

また、平日の訓練やイベントは負担が大きいとの御意見を頂いていることにつきましては、平日の訓練は、可能な限り夜間に開催するなど、これまでも配慮してきたところですが、今後も団

員の声に傾聴し、団本部と共に、可能な部分を改善してまいります。

2点目の御質問でございますが、団員の確保のためには、広報活動の強化や、知り合いやつてを活用しての積極的な勧誘などが必要と考えるがいかがか、との御質問でございました。

団員確保については、毎年、消防団幹部会議において、団員勧誘を呼びかけているほか、広報みなまたでの募集記事の掲載や、今月1日に実施した火災予防運動時においては、消防団幹部及び女性消防団員等が街頭で募集チラシを配布するなど、消防団員募集のPR活動を行っております。しかしながら、団員の減少は、本市にとどまらず、全国的な課題となっており、今後も団員確保のために、団員の皆様の御協力を仰ぎながら、機を捉えて広報活動などを実施してまいります。市議会の皆様におかれましても、ぜひ、市民に対し消防団の活動紹介と団員募集に御協力を頂ければと存じます。

3点目の質問です。

よその自治体では大規模災害団員など、消防団以外の組織との連携を図っているところもあるが、本市においてはいかがか、との御質問でございました。

大規模災害の場合、単独自治体による消防機能では十分な対応ができません。そのような場合には、隣接自治体の消防団による活動支援のほか、緊急消防援助隊の派遣や自衛隊の災害派遣など、様々な応援を頂き対応に当たることとなります。

なお、大規模災害団員は、大規模災害に限定して出動する団員を設置する機能別消防団員制度の一つであると理解しています。団員が減少している本市においても、消防団の組織を維持するため、活躍の場を限定した機能別消防団員の導入について調査を進めているところです。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、ネーミングライツ事業の導入について、答弁を求めます。

白本市長公室長。

（総務企画部市長公室長 白本亮君登壇）

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 次に、ネーミングライツ事業の導入について、順次、お答えします。

まず、目的及びこれまでの経緯はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

ネーミングライツ事業は、施設に愛称を付す対価としてネーミングライツ料を徴することで、安定的な財源を確保し、持続可能な施設の運営に努め、施設の魅力と市民サービスの向上を図ることを目的としています。

これまでの経緯につきましては、令和4年第3回定例会において、真野議員からの一般質問を受け、事業の導入について研究を行ってまいりました。令和6年1月に市内事業者等を対象としたアンケート、12月にはパブリックコメントを実施し、令和7年1月に「水俣市ネーミングライ

ツ事業実施要綱」を定めたところです。

次に、対象となる施設はどのようなものか、との御質問にお答えします。

自治体を実施している一般的なネーミングライツ事業においては、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園、道路など不特定多数の市民等が使用する公共施設等を対象としています。

次に、今後の予定はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

今後は、令和7年5月から約1か月間公募を行った後、7月に庁内で組織するネーミングライツパートナー審査委員会において、ネーミングライツパートナーを決定する予定です。その後、ネーミングライツパートナーとの協議、契約の締結が終わり次第、愛称の運用を開始することとしております。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

ネーミングライツが導入されている自治体の数は、国による調査や統計等が整備されていないことから、正確な数を把握することができていないですが、2018年に行われたとあるアンケート調査によると、全国の173自治体の611施設に導入されていて、その後も導入が増加しているようです。

公共施設へのネーミングライツ導入は、自主財源の確保や施設運営の安定化などが挙げられますが、公共施設のため、導入に際し、透明性・公平性を保たなければならないと思います。

そこで、導入方式、契約期間はどのようになっているか、お尋ねします。

次に、導入施設で多いのは、スポーツ施設や文化施設で、有名な事例だと、東京都調布市の東京スタジアムが、「味の素スタジアム」の愛称に、大阪府大阪市の大阪ドームが「京セラドーム」の愛称になどで、ユニークな事例だと、トイレの総合サービス業者が、公衆トイレのネーミングライツを取得し、導入するなど話題になっているようです。

そこで、2つ目の質問です。

具体的な対象施設及びネーミングライツパートナーについては、どのような想定をしているか、お尋ねします。

次に、自治体とスポンサーによる契約締結後、愛称の行政による積極的な使用や周知活動を行うと思われるが、愛称の使用方法についてはどのようになっているか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 白本市長公室長。

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 杉本議員2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

1点目の導入方式、契約期間はこうなっているか、との御質問にお答えします。

導入方式については、市がネーミングライツ事業の対象とする施設を選定し、条件を付した上

で、ネーミングライツパートナーの公募を行う公募型と、対象施設を特定せず、ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等から、企画提案を受け付ける提案型の2種類を想定しています。

また、契約期間については、原則3年以上とし、施設の特性、管理、運営形態等に応じて、ネーミングライツパートナーと協議の上、決定することとしております。

2つ目の、具体的な対象施設及びネーミングライツパートナーについては、どのような想定をしているか、との御質問にお答えします。

具体的な対象施設として、現時点では、総合体育館及び文化会館を想定しております。

なお、施設の名称設定に特段の経緯があるものや、施設の性格上、愛称を付することが適当でないかと判断するものは、対象外としております。

また、ネーミングライツパートナーには、市内外の民間企業を想定しており、経営の安定性、愛称案、地域貢献等の審査基準を基に、総合的に判断した上で決定することとしております。

3点目の愛称の使用方法については、どのようになっているか、との御質問にお答えします。

愛称につきましては、広報みなまたや市ホームページに限らず、各種媒体で積極的に使用することとし、関係機関への周知と使用を促しますが、条例に規定されている施設の名称については、変更しないこととしております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ネーミングライツ導入は、スポンサー側にとっては、企業等による広告媒体としての価値のほか、地域・社会貢献性を示す企業のイメージ向上などがあり、自治体側は自主財源の確保や施設運営の安定化、スポンサーとの共同事業の実施などがあるが、特に、自治体として魅力的なのは、もともとある公共施設という地域資源への、新たな投資なく収入を得られるということではないでしょうか。

そこで、最後の質問です。

ネーミングライツ料、対価にはどのようなものをお考えかをお聞きし、大項目2の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 白本市長公室長。

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 杉本議員3回目の御質問にお答えいたします。

ネーミングネーミングライツ料、対価にはどのようなものをお考えか、との御質問にお答えいたします。

ネーミングライツ料としては、金銭及び施設で使用可能な製品や役務の提供を想定しており、施設の維持管理や施設の効用を高めることに活用することとしております。

○議長（岩村龍男君） 次に、子供たちの学ぶ環境（学校）の整備について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

(教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇)

○教育委員会事務局教育課長(設楽 聡君) 次に、子供たちの学ぶ環境(学校)の整備について、順次、お答えします。

まず、令和7年度に予定されている学校施設に係るハード整備は、どのようなものか、との御質問にお答えします。

令和7年度に予定している整備工事としましては、水俣第二小学校の非構造部材耐震化工事としての校舎外壁等改修工事、水俣第一小学校の敷地内に残されている旧校舎の解体及び解体後に駐車場として活用するための整備工事、袋小学校ワークスペースに設置してある老朽化した空調設備を更新するための工事のほか、令和6年度から繰り越した水俣第二中学校の非構造部材耐震化工事としての、校舎外壁等改修工事を予定しています。

次に、教職員や保護者の意見をどのように反映しているか、との御質問にお答えします。

学校施設及び設備の状況については、各学校が定期的に安全点検を実施しています。その結果については、必要に応じて、学校から教育委員会に報告がありますので、不具合等が生じている場合、現場の確認を行った上で、業者に修繕依頼をするなどしております。

その他、保護者等からの意見、要望に対しても、随時、状況に応じ対応を行っているところで

す。

ただし、これらについては、限られた予算の範囲で対応することになりますので、緊急性や優先順位を判断しながら実施することとなります。

○議長(岩村龍男君) 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

未来を担う子供たちの学ぶ環境(学校)の整備は、安全で快適な環境で学べる場の提供という観点から、最低限必要なことだと思います。環境が与える学習効果や健康面に、極めて重要な要素であると考えられます。教職員の方々も、安心して学習に取り組むことができ、効果的な教育活動ができると思います。

そこで、予算の制約がある中で、対応を可能にするための工夫はどういったものか、お尋ねします。

次に、教職員や保護者の意見についてですが、まだまだ、現場の声が届いていない現状があるように思います。以前、熊本市内で教員として働いた経験のある教員、今は水俣市内勤務の方と話す機会があり、そのときに、「水俣市内の学校の椅子と机が古くなってきていて、がたつきや、ふらつきがひどく、授業に集中できない生徒もいる。熊本市内の学校は、椅子と机は新しくなっていて、とてもよかった。学校教育で、子供たちが一番使うものなので、どうにかならない

ものか」と話をされていました。

それから、保護者の方からは、通学路の安全確保は保たれていないという声があり、詳しく聞いたところ、「通学路に雑草が生い茂り、避けるために、子供たちが車道に出て歩いている、とても危ない」と言われ、実際現場を見に行ってみたところ、歩道に隣接する私有地から雑草が歩道の半分を占めていました。危険だと判断したので、個人的に対応しましたが、現場の声が届きにくい現状があるように思います。

そこで、2つ目の質問です。

教員や保護者の声をさらに反映させるために、例えば「学校環境整備協議会」など設置する考えはないか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉本議員の2回目の御質問にお答えいたします。2点ございました。

まず、1点目なんですけども、学校の整備において、予算の制約がある中で、対応を可能にするための工夫はどういったものか、というような御質問でした。

予算の制約がある中において、財源として国の補助制度等の活用にも努めております。

国の補助制度としましては、義務教育諸学校の新增築が対象となる公立学校施設整備費負担金、各学校における改築や改修が対象となる学校施設環境改善交付金がありますが、本市においては、改築や改修が主な事業となるため、学校施設環境改善交付金を活用しております。

2点目ですけども、教員や保護者の声をさらに反映させるため、「学校環境整備協議会」などを、各学校に設置する考えはないか、との御質問でした。

学校環境の整備につきましては、施設の破損や倒木への対応、備品等の修繕、交換について、学校から教育委員会に、直接連絡を頂き、その都度対応をしております。

また、議員御提案の学校環境整備協議会の設置に関しましては、既に、全校に学校・保護者・地域住民等で構成する「学校運営協議会」を設置しておりまして、そこで協議を頂いておりますので、新たな設置は考えておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

子供たちが安心して学び、成長できる環境を整えることは、社会全体の重要な課題の一つです。特に、学校施設や教育インフラといったハード面の整備は、安全性の確保や学習環境の向上に直結するため、行政としても継続的な取組が求められると思います。先ほど答弁でもありましたが、多くの学校で校舎や設備の老朽化が進んでおり、対応が急務だと思われまます。

こうした状況を踏まえ、子供たちの学ぶ環境整備の、行政の今後の対応をお尋ねして、私の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉本議員の3回目の御質問にお答えします。

子供たちの学びの環境整備の、行政の今後の対応についての御質問でした。

学校施設の整備等に係る大規模な改修等につきましては、「水俣市学校施設等長寿命化計画」等に基づき、各学校施設の状況や校舎等の築年数に加え、施設を使用する児童生徒数の推移等も考慮しながら、子供たちの教育環境の整備について、今後も適切に対応していきます。

また、小規模な修理や修繕、倒木処理、伐採等については、個別の状況に応じ、適宜対応してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、杉本康宏議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、14時20分まで休憩します。

午後2時6分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第2号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第2、議第2号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第3号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第3、議第3号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第4号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長（岩村龍男君） 日程第4、議第4号水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第5号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第5、議第5号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第6号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第6、議第6号公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第7号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第7、議第7号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第8、議第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第9号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第9、議第9号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第10号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第10、議第10号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第11号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第11、議第11号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第12号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第12、議第12号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第13号 水俣市こども基金条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第13、議第13号水俣市こども基金条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第14、議第14号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第15、議第15号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第16号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第16、議第16号水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第17号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第17、議第17号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第18号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第18、議第18号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第19 議第19号 令和7年度水俣市一般会計予算

○議長（岩村龍男君） 日程第19、議第19号令和7年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては、一般会計予算書のSideBooksのページを明示し、具体的にお願いします。

それでは、予算書50ページから51ページまで、第1款議会費について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ないようですので、次に移ります。

52ページから86ページまで、第2款総務費について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ないようですので、次に移ります。

86ページから104ページまで、第3款民生費について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ないようですので、次に移ります。

104ページから123ページまで、第4款衛生費について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ないようですので、次に移ります。

123ページから137ページまで、第5款農林水産業費について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ないようですので、次に移ります。

138ページから146ページまで、第6款商工費について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ないようですので、次に移ります。

147ページから163ページまで、第7款土木費について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ないようですので、次に移ります。

163ページから168ページまで、第8款消防費について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ないようですので、次に移ります。

168ページから200ページまで、第9款教育費について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ないようですので、次に移ります。

200ページから202ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に歳入について質疑を行います。

15ページから20ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款法人事業税交付金、第7款地方消費税交付金、第8款環境性能割交付金について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ないようですので、次に移ります。

20ページから21ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ないようですので、次に移ります。

22ページから36ページまで、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） ないようですので、次に移ります。

37ページから49ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ないようですので、次に移ります。ただいま質疑を終わりました、歳入歳出予算を除くその他の事項について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

これで議第19号令和7年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第20 議第20号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（岩村龍男君） 日程第20、議第20号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第21 議第21号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（岩村龍男君） 日程第21、議第21号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第22 議第22号 令和7年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（岩村龍男君） 日程第22、議第22号令和7年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第23 議第23号 令和7年度水俣市病院事業会計予算

○議長（岩村龍男君） 日程第23、議第23号令和7年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第24 議第24号 令和7年度水俣市水道事業会計予算

○議長（岩村龍男君） 日程第24、議第24号令和7年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第25 議第25号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算

○議長（岩村龍男君） 日程第25、議第25号令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算を議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第26 議第32号 指定管理者の指定について

日程第27 議第33号 指定管理者の指定について

日程第28 議第34号 指定管理者の指定について

日程第29 議第35号 指定管理者の指定について

日程第30 議第36号 指定管理者の指定について

日程第31 議第37号 指定管理者の指定について

日程第32 議第38号 指定管理者の指定について

○議長（岩村龍男君） 日程第26、議第32号指定管理者の指定についてから、日程第32、議第38号指定管理者の指定についてまで、7件を一括して議題とします。

本7件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第33 議第39号 市道の路線認定について

○議長（岩村龍男君） 日程第33、議第39号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第34 議第40号 訴えの提起について

○議長（岩村龍男君） 日程第34、議第40号訴えの提起についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第35 議第41号 訴えの提起について

○議長（岩村龍男君） 日程第35、議第41号訴えの提起についてを議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第36 議第44号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第37 議第45号 指定管理者の指定について

日程第38 議第46号 指定管理者の指定について

○議長（岩村龍男君） 日程第36、議第44号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第38、議第46号指定管理者の指定についてまで、3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第44号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、昨今の宿泊料金の高騰に対応して、本市の旅費の支給水準の見直しを図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第45号から議第46号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市総合体育館（南部館）、湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第44号から議第46号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のため、しばらく休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時32分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第44号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第45号指定管理者の指定について及び議第46号指定管理者の指定について、本3件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第2号から議第46号までの議案37件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時33分 散会

令和7年3月19日

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和7年3月19日（水曜日）

午前10時0分 開議

午後0時1分 閉会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	肥山 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（原 弘樹君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（田中 真也君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	上下水道局長（永田 久美子君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博君）	総務企画部市長公室長（白本 亮君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）

○議事日程 第5号

令和7年3月19日 午前10時開議

- 第1 議第2号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第3号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第4号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第5号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第6号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第7号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 第7 議第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第8 議第9号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第9 議第10号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第11号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第12号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第13号 水俣市こども基金条例の制定について
- 第13 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第16号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第17号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第18号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第19号 令和7年度水俣市一般会計予算
- 第19 議第20号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第20 議第21号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議第22号 令和7年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第22 議第23号 令和7年度水俣市病院事業会計予算
- 第23 議第24号 令和7年度水俣市水道事業会計予算
- 第24 議第25号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算

- 第25 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
第26 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
第27 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
第28 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
第29 議第36号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
第30 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
第31 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
第32 議第39号 市道の路線認定について
第33 議第40号 訴えの提起について
第34 議第41号 訴えの提起について
第35 議第44号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
第36 議第45号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
第37 議第46号 指定管理者の指定について（湯の鶴観光物産館）
第38 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

- 第39 議第47号 教育長の任命について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から令和6年10月分及び11月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

-
- 日程第1 議第2号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議第3号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第4号 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第5号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第6号 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第7号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第7 議第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議第9号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議第10号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第11号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第12号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第13号 水俣市こども基金条例の制定について
- 日程第13 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第16号 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第17号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議第18号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第19号 令和7年度水俣市一般会計予算
- 日程第19 議第20号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議第21号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議第22号 令和7年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議第23号 令和7年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第23 議第24号 令和7年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第24 議第25号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 日程第25 議第32号 指定管理者の指定について
- 日程第26 議第33号 指定管理者の指定について
- 日程第27 議第34号 指定管理者の指定について
- 日程第28 議第35号 指定管理者の指定について
- 日程第29 議第36号 指定管理者の指定について
- 日程第30 議第37号 指定管理者の指定について
- 日程第31 議第38号 指定管理者の指定について
- 日程第32 議第39号 市道の路線認定について
- 日程第33 議第40号 訴えの提起について
- 日程第34 議第41号 訴えの提起について
- 日程第35 議第44号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第45号 指定管理者の指定について
- 日程第37 議第46号 指定管理者の指定について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、議第2号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第37、議第46号指定管理者の指定についてまで、37件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定し

ようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、通勤手当が引き上げられた背景についてただしたのに対し、国民の生活様式が変化し、都市部においては、通勤のための遠距離移動が特別なものではなくなっている状況を受け、国においては、新幹線利用の制限を撤廃する等の動きがあり、併せて通勤手当の限度額が引き上げられた。

本市では、職員の通勤の様相が都市部とは異なるほか、新幹線利用の取扱いも異なるため、それほど支給額が増えることはないものと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、育児・介護休業法の改正に伴う条文整理のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、育児・介護休業法の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、雇用保険法の改正に伴う条文整理のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、職員の派遣を可能とする団体の追加等のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、公益社団法人水俣・津奈木シルバー人材センターを追加する理由をただしたのに対し、派遣対象となる団体は、業務の全部または一部が地域振興、住民生活の向上、その他公益

の増進に寄与すると認められ、当該地方公共団体の事務事業と密接な関連を有する法人と規定されており、その条件にかなう団体ということで、今回派遣対象に追加するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、市債権の督促に係る手数料を廃止することに伴い、関係規定を整理するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、督促手数料を廃止する代わりに差押えを早くするとの説明があったが、差押えまでの期間は地方自治体で独自に決められるのかただしたのに対し、地方税法では、督促状発送後10日間納付がない場合は差押えをしなければならないとなっているが、量が多いため、実際には順次にしか差押えは行われていないのが現状である。

しかしながら、早い段階で財産調査を行い、差押えができるか、差押えする必要があるか、徴収猶予等緩和すべきか見極め、必要に応じて随時差押えを行っていくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税率及び賦課方式の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、基金残高の推移について、今、保険税率を引き上げなければならない理由をただしたのに対し、今、税率を引き上げない場合、令和13年頃には基金が枯渇すること、また、令和

12年度の県による保険税水準統一の際、一気に税率を引き上げなければならなくなるため、段階的に税率を引き上げるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の際に、委員1名の棄権があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市立総合体育館小アリーナの空調設備について、冷暖房の使用料の額を定める必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、退職報償金について、例えば、以前部長をしていたが、退職時に団員であった人はどのような扱いになるかただしたのに対し、1年以上経験した最も高い階級が支給額の基準となり、部長の階級が基準となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号令和7年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第2款総務費に、「選ばれる水俣」推進事業として、移住定住促進事業、プログラミング人材育成事業、結婚支援事業、水俣市公式LINE活用推進事業、「世界へつながる水俣」推進事業として、海外トップセールス事業、グローバル人材育成事業、国際交流事業、海外大学等連携推進事業、その他、ふるさと大好き寄附金事業、第5款農林水産業費に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業として、稼げる水俣農業推進事業、その他、森林経営管理推進事業、第6款商工費に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業として、事業者支援事業、「選ばれる水俣」推進事業として、産業人材育成事業、「活力生まれる水俣」推進事業として、地域商工業振興事業、観光プロモーション強化事業、観光振興推進体制強化事業、湯の児地域魅力化推進事

業、湯の児温泉開湯100周年事業、「世界へつながる水俣」推進事業として、インバウンド等誘客推進事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、牧ノ内・大迫線道路改良事業、公園・緑化施設管理事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、第9款教育費に、「活力生まれる水俣」推進事業として、みなスポプロデュース事業、スポーツコミッション関係経費、ニュースポーツ推進事業、「世界へつながる水俣」推進事業として、スポーツ国際交流事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

債務負担行為として、地域活性化起業人制度負担金外8件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業外6件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、台湾へのトップセールスについてただしたのに対し、連携協定を締結することになった場合に行うものと、ドラゴンボート大会に競り舟大会の優勝チームが参加する際同行し、水俣市のPRを行うものの計2回を予定しているとの答弁がありました。

また、人事交流職員の派遣先についてただしたのに対し、現在熊本県に3名、全国市長会に1名、水俣芦北広域行政事務組合に4名、熊本県後期高齢者医療広域連合に1名、水俣市社会福祉協議会に1名、水俣市社会福祉事業団に1名派遣しているとの答弁がありました。

また、電気自動車の購入を予定しているが、経済性や環境性をガソリン車と比較し、今後の参考とする予定はあるかただしたのに対し、これまで環境課で保有していた電気自動車が経年劣化で廃車となり、後継車の意味も含めて、電気自動車1台を購入する予定としている。環境性能等については、これまでも全ての公用車について、ガソリン消費量と二酸化炭素排出量を記録しており、今後も記録を続ける予定であるとの答弁がありました。

また、水俣高校総合支援補助金について、補助対象となる生徒はどのくらいいるかただしたのに対し、主なものとして、肥薩おれんじ鉄道定期代補助の対象が約50人、半導体情報科へ進学する生徒への学用品購入補助の対象が8人であるとの答弁があり、委員から、水俣高校の入学者が減少しているため、生徒への補助についても、ぜひ周知を図ってほしいとの意見がありました。

また、就業・創業者等転入支援奨励金について、1年間市外に住民票がないと対象とならないが、進学で市外に出た方の多くが住民票を市外に移さないため、地元に戻って就職しても対象にならない。住民票の有無にかかわらず、市内に就職してくれた人は奨励金の対象にしてほしいがいかがかただしたのに対し、ニーズに合うような形で検討していきたいとの答弁がありました。

また、固定資産現況調査及び土地鑑定業務の内容についてただしたのに対し、令和9年度の固定資産の評価替えに向け、市内の用途地区等の見直しや、固定資産税評価の基準となる標準宅地の見直し等、標準宅地の鑑定評価を主に予定しているとの答弁がありました。

また、農産物集荷システム構築支援の状況についてただしたのに対し、令和6年度に新たに始めた取組であり、山間部で野菜を生産している高齢者の生きがいくくりとして、販売先まで野菜を持っていくことが困難な方に対して集荷を行い、道の駅で販売する取組である。今年度、生産者に対して周知を行ったが、猛暑の影響で野菜が不作だったこともあり、今年2月に初めて集荷を行ったとの答弁がありました。

また、耕作放棄地解消事業補助金の詳細についてただしたのに対し、本補助金は県の事業であり、今年度は、担い手の方から1件申請があっている。農業委員会で遊休農地と判定された農地に対し、草刈り、耕うんを行い、今回サツマイモを植えるということであった。遊休農地を再生し、5年間耕作を続けるという条件で補助金が交付されるとの答弁がありました。

また、袋インターの状況及び高速道路の進捗状況についてただしたのに対し、高速道路の開通時期は、まだ国土交通省から示されていないが、進捗状況については、国土交通省のホームページを参照してほしい。市のアクセス道路である袋インターから国道3号につながる道路と、袋インターから野川のため池につながる道路については、高速道路工事の進捗に合わせて工事を進めているとの答弁がありました。

また、牧ノ内・大迫線道路改良事業の内容及び進捗状況についてただしたのに対し、もやい館から大迫のJAタマネギ選果場までが路線となるが、選果場から牧ノ内方面に約1,100メートルが、今回整備を行っているところであり、今年度までに約980メートル工事を実施している。令和7年度は、選果場付近から県道に出る橋までの部分100メートルの区間が狭くなっているため、広げて曲がりやすくする工事を行う計画であるとの答弁がありました。

また、梅戸・明神線の整備状況についてただしたのに対し、令和5年度に、県に対し、市町村に代わって代行事業として行っていただくことを要望し、県で進めていくことになったとの答弁がありました。

あわせて、エコパークでイベントがある際は、梅戸・明神線が多く利用される。できるだけ早く整備してもらえるよう県に要望してもらいたいがいかがかただしたのに対し、梅戸・明神線が整備されると、エコパーク利用者が通行しやすくなることは承知している。1年でも早く整備できるよう要望していきたいとの答弁がありました。

また、中尾山の工作物取去及び土地明渡請求事件について、水俣中尾山仏舎利塔を守る会が令和6年11月15日に署名を提出したという新聞記事があった。約9,000名の署名が集まり、中尾山は貴重な祈りの場なので大切にしてほしい、できれば訴訟ではなく話し合いで解決してほしいという内容であった。できれば穏便に話し合いで解決できないかと考えるがいかがかただしたのに対し、訴訟は既に起こしており、今から話し合いということは現実的に難しい。訴えるに至った経緯としては、かなり昔のことであり、契約や土地の問題など、複雑に事情が絡み合っているため、

一度司法の場で整理して内容を確認し、裁判の結果に基づき方針を考えていくため、訴えたものであるとの答弁がありました。

また、観光振興推進体制強化事業について、どのような形で人材を採用するのかただしたのに対し、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、首都圏等に所在する企業から人材を派遣していただく。人材のノウハウやスキルを活用し、即戦力となるような支援をしていただき、みなまた観光物産協会の体制強化を考えているとの答弁がありました。

また、令和7年度は競り舟大会が50回記念大会となる。ここ2年テレビ放送もされているが、令和7年度もテレビ局を呼ぶのかただしたのに対し、今年もテレビ局を呼んで、第50回の記念大会を盛り上げたいと考えているため、取材の依頼を行いたいとの答弁がありました。

あわせて、記念に残るような計画案はあるかただしたのに対し、市長の施政方針にもあったとおり、競り舟大会に台湾のチームに参加していただく。また、本大会で優勝したチームを中心に、競り舟協会がチームをつくり、台湾のドラゴンボート大会に派遣する。そのほか、記念のうちわを作るなど参加賞のグレードアップや、レースの賞金が高くなるよう、これまでの競り舟大会とは違ったものと考えているとの答弁がありました。

本案については討論があり、中尾山仏舎利塔の訴訟費用について、仏舎利塔は雰囲気の良いところであり、観光や市民が訪れるような場所として残しておきたい。訴訟をして争うような場所ではないと考えるため反対であるという意見と、市もずっと対応してきた中でどうしても対応できなかつたため訴訟を起こしたものであり正当な対応だと思う、すぐに撤去ということではなく、まずは司法の判断を仰いでから対応を考えるとのことであるため、賛成であるという意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号令和7年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億2,928万7,000円、収益的支出に4億308万3,000円、資本的収入に2億1,682万1,000円、資本的支出に5億3,965万3,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、建設改良積立金及び損益勘定留保資金等で補填をしている。

また、企業債として、水道事業債を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に8億3,750万7,000円、収益的支出に8億3,465万6,000円、資本的収入に2億4,285万

5,000円、資本的支出に5億1,229万6,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、管路整備事業、施設整備事業等の建設改良費及び企業債償還金である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をしている。

また、企業債として公共下水道事業債を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、料金改定により、一般会計から繰り入れる資金不足分をゼロにするような目標を持っているとのことだが、その目標の根拠は何かただしたのに対し、企業会計であり、独立採算制が原則である。下水道事業は、使用者の負担で運営を行っていかなければならないとの答弁がありました。

あわせて、水道料金も下水道料金も値上げをするということだが、同時に値上げするのかわただしたのに対し、別のタイミングで値上げすると、その都度システム変更費用が発生するため、令和9年4月に同時に値上げしたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第32号から議第36号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ふれあいセンター、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館、湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第39号市道の路線認定について申し上げます。

本案で提案する2つの路線については、熊本県が管理する主要地方道水俣田浦線の改良工事により、旧道となった区間を引き継ぎ、水俣市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号訴えの提起について申し上げます。

本案は、本市、市道袋インター線内にある水俣市袋字永尾2193番2及び2197番2の土地及び土地に存在する立木の権利において、本市が持分200分の199を持つことから、持分200分の1を持つ相手方に対し、価格賠償にて明渡しを請求する訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のとおり提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号訴えの提起について申し上げます。

本案は、本市、市道袋インター線内にある水俣市袋字永尾2049番3及び2049番4の土地において、本市が持分45分の44を持つことから、持分45分の1を持つ相手方に対し、価格賠償にて明渡しを請求する訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のとおり提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、昨今の宿泊料金の高騰に対応して、本市の旅費の支給水準の見直しを図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、限られた財源をうまく活用するという考えのもと、宿泊先を手配していると思うが、限度額が示されるということは、安く泊まる努力をしなくてもいいということかただしたのに対し、経済性、効率性、必要性に応じて予算を執行することが大原則であり、当然職員は安い宿を探しているものと考えている。県外出張の場合は、全て総務課で旅行命令のチェックを行うため、きちんと比較検討をして、安い宿を手配しているかなどのチェックを行うとの答弁がありました。

あわせて、宿泊先を手配する際、プリペイドカードがつくプランなどがあるが、カードなどを職員がもらった場合はどのような扱いになるかただしたのに対し、本来不要な付帯サービスであり、不適切な支出となる。当然カード分は、職員の不当利得となるため、懲戒処分の対象とし、厳正に対処するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第45号から議第46号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市総合体育館（南部館）、湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第11号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、厚生労働省の省令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、内閣府令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号水俣市こども基金条例の制定について申し上げます。

本案は、誰もが安心して子供を産み育てられ、子供たちが地域で生まれ、幸せに成長できる環境づくりの充実を図るため、水俣市こども基金を設置するとともに、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、病棟改修により病床数を減少することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和7年7月1日から水俣市文化会館の使用料の改定のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

本案については討論があり、物価高騰の影響で、市民生活も逼迫している状況であり、施設使用料を値上げすることで、利用件数が逆に減ってしまうことも考えられることから、据え置いた

まま稼働率を上げていくという工夫が必要であり、公共の力で市民の文化活動を支えていくべきと思うため反対であるとの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号令和7年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものについては、第2款総務費に、「選ばれる水俣」推進事業として、窓口業務のデジタル化推進事業、第3款民生費に、自立支援給付費、子どものための教育・保育給付費負担金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、障害児通所給付費、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、市立総合医療センターへの繰出金、清掃施設管理運営費、予防接種事業、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に、「選ばれる水俣」推進事業として、学力向上推進事業、その他、小中学校施設耐震化推進事業、給食センター管理運営費などを計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金から第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって充当している。

債務負担行為として、塵芥収集車購入外2件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、文化財保存管理事業において、徳富蘇峰・蘆花生家及び記念館の入場者数の目標を年間5,000人と設定しているが、その達成に向けた具体的な策はあるのかただしたのに対し、令和6年5月の再開以降、入館者は徐々に増加傾向にあるものの、建物の魅力や徳富蘇峰の業績についての情報発信が分かりづらい点が課題として挙げられるため、今後、ホームページ等を活用して、施設の見どころを発信していくほか、今年度作成した、徳富蘇峰・蘆花生家の周辺を回遊するマップを活用し、施設及びその周辺に、より多くの訪問者を呼び込む取組を進めていく。各施設は、令和7年度から耐震調査を行い、その結果を踏まえて、個別の保存活用計画を作成し、訪問者をさらに呼び込めるような施設改修や整備の在り方を検討する。より多くの方々が、気軽にお越しいただけるような工夫を含め、計画を作成し、それに基づく整備を進めていくとの答弁がありました。

また、令和6年度に完了した水俣第二中学校体育館屋根改修工事について、工事完了後に屋根が大きな音を立てるようになったが、今後どのように対応していくのかただしたのに対し、問題の報告を受けたのが3月だったため、今月中に業者と市担当で打合せを行い、対応していくとの答弁がありました。

また、遠方分娩施設交通費等助成金の内容についてただしたのに対し、ハイリスクの妊婦に対して、周産期母子医療センターまでの交通費及び近くで待機する場合の宿泊費等を助成するもの

であるとの答弁がありました。

本案については討論があり、議第16号の文化会館の使用料改定の条例改正に反対をした。本議案には文化会館使用料値上げ分の歳入予算も含まれているため反対であるとの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億7,124万円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款保健事業費などを計上している。これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5億5,353万7,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号令和7年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億6,091万3,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号令和7年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に83億5,256万2,000円、収益的支出に83億4,918万5,000円、資本的収入に2億3,445万4,000円、資本的支出に8億9,231万6,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光

熱水費等の経費や、企業債利息等を計上している。

次に、資本的支出の主な内容については、リハビリ館屋上防水更新工事等の建設工事費やデジタルエックス線透視撮影システム等の固定資産購入費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業、それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補填をしているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第37号と議第38号の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館、水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年3月14日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第2号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第3号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正す	原案可決	全員賛成

	る条例の制定について		
議第7号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第17号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第18号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第19号	令和7年度水俣市一般会計予算中付託分	原案可決	賛成多数
議第24号	令和7年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第25号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第32号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第33号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第34号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第35号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第36号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第39号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第40号	訴えの提起について	原案可決	全員賛成
議第41号	訴えの提起について	原案可決	全員賛成
議第44号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第45号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第46号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年3月14日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 岩村 龍男 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第11号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	水俣市こども基金条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第19号	令和7年度水俣市一般会計予算中付託分	原案可決	賛成多数
議第20号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第21号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第22号	令和7年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第23号	令和7年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第37号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第38号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の審査報告は終わりました。

これから、委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 さきの厚生文教委員長の報告にありました、議第19号令和7年度一般会計予算に対する修正動議を提出させていただきたいと思います。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ただいま、平岡朱議員から議案の修正を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで、文書配付のため暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時45分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの動議につきましては、議会運営委員会の協議の中での内容を受けて、平岡議員から当該修正案に対し、取下げの発言がございました。

そのため、議会運営委員会において、本追加議案を本会議に追加しないことを決定いたしました。

これから討論に入ります。

平岡朱議員から議第10号について、高岡朱美議員から議第16号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

議第10号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、国民健康保険税の令和8年4月からの引上げを目的とした条例改正案です。国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる環境は、日本の誇りです。

しかし、国民健康保険は、昭和34年に始まった当初は、第1次産業従事者や個人事業主が多くを占めていたものの、現在、約4割が年金生活者、約3割が非正規労働者で占められています。

平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの保険料の2倍になっています。その大きな要因に、国保には社会保険にはない世帯割、均等割という賦課制度が取り入れられていることが挙げられます。税の公平性、応能負担の原則を踏まえれば、この社会保険との格差は解消されるべきです。

全国知事会もこのことを問題にしており、都道府県化導入に当たって、世帯割、均等割廃止に必要な相当額1兆円の国庫負担を求めました。この要求は、極めて道理にかなっていると考えます。しかし、要求が満たされないまま、国保の都道府県化が始まりました。

県が示す目標値に合わせるため、全国的に保険料の引上げが行われています。このところの物価高騰によって、市民の暮らしぶりは目に見えて悪化しています。これに加えて、逃れようのない税の負担増によって、さらに市民を苦しめることになる条例改正にはどうしても賛成しかねます。

まずは、全国知事会や全国市長会が求めてきた国庫負担の増額を、これまで以上に強く求め、

この苦しい時期に保険料を上げることは避けるべきと考えます。

以上の理由から、本条例改正には反対し、討論を終わります。

議員の皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 次に、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

議第16号水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定に、反対の立場で討論いたします。

公共施設は、市民誰もが、ひとしく文化活動、地域活動に気軽に参加できる機会を提供する目的を持っており、そもそも、受益者負担という考え方にはなじみませんし、市場原理に基づく、安易な料金改定をすべきではないと考えます。

今、市民の間には、物価高騰に対する怨嗟の声が巻き起こっています。値上げによって利用回数を減らしたり、利用そのものを諦める人を出すならば、全ての市民に等しく、活動機会を提供するという公共の役割を果たせなくなってしまいます。また、値上げによって使用回数が減れば、さらに値上げという悪循環に陥ることも考えられます。都心部に比べ、文化芸術に触れる機会の少ない本市のような環境だからこそ、より公共の果たす役割は大きいのではないのでしょうか。利用しやすい条件を整え、多くの市民の自発的な活動を促し、文化の高揚に努めるべきです。

以上のことから、文化会館の利用料値上げには反対です。

議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第2号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第9号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまで、8件を一括して議題とします。

本8件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

本8件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第10号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを採決します。

本件については、先ほど討論もありましたように、御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に賛成の議員は電子表決システムで賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを、「反対」の議員は反対ボタンを押す)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

ボタンの使用を終了します。

表決システムの結果、賛成13、反対2であります。

したがって本件は、可決いたしました。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第11号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第15号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、5件を一括して議題とします。

本5件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、本5件は、いずれも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第16号水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件については、先ほど討論もありましたように、御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に賛成の議員は電子表決システムで賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを、「反対」の議員は反対ボタンを押す)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

ボタンの使用を終了します。

賛成13、反対2。

したがって、本件につきましては可決いたします。

○議長(岩村龍男君) 暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

○議長（岩村龍男君） 再開いたします。

次に、議第17号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第18号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題とします。

本2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、本2件は、いずれも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第19号令和7年度水俣市一般会計予算原案について採決します。

本案については、電子表決システムにより、採決をいたします。

本案に賛成の議員は電子表決システムで賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを、「反対」の議員は反対ボタンを押す）

○議長（岩村龍男君） ボタンの使用を終了します。

賛成15。

したがって議第19号令和7年度水俣市一般会計予算は原案のとおり可決いたしました。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第20号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算から、議第46号指定管理者の指定についてまで、19件を一括して採決します。

本19件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本19件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本19件は、いずれも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第38 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情につ

いて

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第38、委員会の閉会中の継続審査並びに調査について議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定いたしました。

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年3月14日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年3月14日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情に	慎重審査を要するため

	について	
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年3月13日

議会運営委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 岩村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第39 議第47号 教育長の任命について

○議長（岩村龍男君） 日程第39、議第47号教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第47号教育長の任命について申し上げます。

このたび、小島泰治教育長が、一身上の都合により、令和7年3月31日付をもって退任をされますので、後任として、蓑田誠一氏を任命したく、御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、昭和61年4月に熊本県公立学校教員として採用後、水俣市立久木野小学校長、芦北町立大野小学校長などを歴任され、現在は、熊本県立あしきた青少年の家所長を務めておられます。

この間、久木野小学校においては、本市で初の小規模特認校制度の実施に尽力され、学区外からの生徒を迎え、小規模校のメリットを生かした特色ある教育の実践に努められました。

また、大野小学校では、環境教育に力を入れられ、「肥後の水とみどりの愛護賞」を受賞されるなど、これまでの教育行政における実務経験の豊かさに加え、人格識見ともに優れ、教育長として誠に適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第47号について、提案理由を御説明申し上げます。

したが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第47号教育長の任命について採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（岩村龍男君） 以上で、本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで、令和7年第1回水俣市議会定例会を閉会いたします。

午後0時1分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩村 龍男

署名議員 杉 迫 一 樹

署名議員 松 本 和 幸

令和7年3月第1回水俣市議会定例会（2月27日～3月19日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	2月27日	各 委	2月27日 承認	
議第2号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第3号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第4号	水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第5号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第6号	公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第7号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第9号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第10号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第11号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第12号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第13号	水俣市こども基金条例の制定について	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	

議第16号	水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第17号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第18号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第19号	令和7年度水俣市一般会計予算	2月27日	各委	3月19日 原案可決	
議第20号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第21号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第22号	令和7年度水俣市介護保険特別会計予算	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第23号	令和7年度水俣市病院事業会計予算	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第24号	令和7年度水俣市水道事業会計予算	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第25号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第26号	令和6年度水俣市一般会計補正予算(第12号)	2月27日	各委	2月27日 原案可決	
議第27号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	2月27日	厚生文教	2月27日 原案可決	
議第28号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	2月27日	厚生文教	2月27日 原案可決	
議第29号	令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第5号)	2月27日	厚生文教	2月27日 原案可決	
議第30号	令和6年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)	2月27日	厚生文教	2月27日 原案可決	
議第31号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	2月27日	総務産業	2月27日 原案可決	
議第32号	指定管理者の指定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第33号	指定管理者の指定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第34号	指定管理者の指定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	

議第35号	指定管理者の指定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第36号	指定管理者の指定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第37号	指定管理者の指定について	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第38号	指定管理者の指定について	2月27日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第39号	市道の路線認定について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第40号	訴えの提起について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第41号	訴えの提起について	2月27日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第42号	水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	2月27日	省 略	2月27日 原案可決	
議第43号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	省 略	2月27日 原案可決	
議第44号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第45号	指定管理者の指定について	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第46号	指定管理者の指定について	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第47号	教育長の任命について	3月19日	省 略	3月19日 同 意	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	陳情の処理の経過及び結果について	3月13日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月19日	総務産業	3月19日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月19日	厚生文教	3月19日 継続調査	

議会運営等に関する諸問題の調査について	3月19日	議会運営	3月19日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について	熊本市中央区神水1-21-8 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三美香	厚生文教	11月28日	3月19日 継続審査

令和7年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(提出議案)

令和7年3月第1回水俣市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件名	提出年月日	ページ
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	令和7年2月27日	1～6
議第2号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	7
議第3号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	8
議第4号	水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	9～10
議第5号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	11～12
議第6号	公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	13
議第7号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	令和7年2月27日	14
議第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	令和7年2月27日	15～16
議第9号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	令和7年2月27日	17～18
議第10号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	19～20
議第11号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	21～23
議第12号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	24～25
議第13号	水俣市こども基金条例の制定について	令和7年2月27日	26～27
議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	28

議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	29
議第16号	水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	30～32
議第17号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	33～34
議第18号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	35
議第19号	令和7年度水俣市一般会計予算	令和7年2月27日	36～45
議第20号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	令和7年2月27日	46～50
議第21号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	令和7年2月27日	51～53
議第22号	令和7年度水俣市介護保険特別会計予算	令和7年2月27日	54～59
議第23号	令和7年度水俣市病院事業会計予算	令和7年2月27日	60～64
議第24号	令和7年度水俣市水道事業会計予算	令和7年2月27日	65～67
議第25号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算	令和7年2月27日	68～70
議第26号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	令和7年2月27日	71～82
議第27号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	令和7年2月27日	83～86
議第28号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	令和7年2月27日	87～89
議第29号	令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	令和7年2月27日	90～92
議第30号	令和6年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	令和7年2月27日	93～95
議第31号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	令和7年2月27日	96～97

議第32号	指定管理者の指定について	令和7年2月27日	98
議第33号	指定管理者の指定について	令和7年2月27日	99
議第34号	指定管理者の指定について	令和7年2月27日	100
議第35号	指定管理者の指定について	令和7年2月27日	101
議第36号	指定管理者の指定について	令和7年2月27日	102
議第37号	指定管理者の指定について	令和7年2月27日	103
議第38号	指定管理者の指定について	令和7年2月27日	104
議第39号	市道の路線認定について	令和7年2月27日	105
議第40号	訴えの提起について	令和7年2月27日	106
議第41号	訴えの提起について	令和7年2月27日	107
議第42号	水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	令和7年2月27日	108～115
議第43号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年2月27日	116～118
議第44号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年3月13日	119～122
議第45号	指定管理者の指定について	令和7年3月13日	123
議第46号	指定管理者の指定について	令和7年3月13日	124
議第47号	教育長の任命について	令和7年3月19日	125

議第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

専第1号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

専 第 1 号

専 決 処 分 書

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年1月20日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

エネルギー・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和 6 年 度

水俣市一般会計補正予算書

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,577,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (第11号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
14	国庫支出金		2,972,181	163,908	3,136,089
		2 国庫補助金	1,083,808	163,908	1,247,716
	補正されなかつた款に係る額		14,440,993		14,440,993
	歳入合計		17,413,174	163,908	17,577,082

(単位：千円)

歳出	款	項	既定額	補正額	計
3	民生費		6,029,271	142,826	6,172,097
		1 社会福祉費	3,394,489	142,826	3,537,315
4	衛生費		2,054,970	20,100	2,075,070
		4 環境対策費	205,210	20,100	225,310
9	教育費		1,326,631	982	1,327,613
		5 保健体育費	476,103	982	477,085
	補正されなかつた款に係る額		8,002,302		8,002,302
	歳出合計		17,413,174	163,908	17,577,082

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	令和6年度低所得者支援給付金事業	千円 136,229
4 衛生費	4 環境対策費	令和6年度低所得者支援給付金事業 子育て世帯加算 環境モデル都市推進事業	6,597 20,100
9 教育費	5 保健体育費	物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金	982

議第2号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「前項第1号」の次に「については3,000円とし、」を加え、「10,000円」を「11,500円」に改める。

第10条第2項第1号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第3号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第14条の3第2項中「午前0時」を「午後10時」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

育児・介護休業法の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

本則に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(提案理由)

育児・介護休業法の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。
第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第4号中「職業」の前に「安定した」を加え、「もの」を「者」に改め、同項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第12項中「第27項」を「第28項」に改める。

附則第16項中「第35条」を「第35条の2」に改め、附則に次の1項を加える。

28 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な

者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であるものと認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第10項及び附則第16項の改正規定 公布の日

(2) 第10条第11項第4号、第5号及び第14項の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の水俣市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて前項第2号に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

雇用保険法の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「財団」の前に「公益」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 公益社団法人水俣・津奈木シルバー人材センター

第10条から第19条まで削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員の派遣を可能とする団体の追加等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は公営企業の管理者 2
- (4) 前2号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、市長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(水俣市税条例の一部改正)

第1条 水俣市税条例(平成8年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「同法第2条第15項」を「同条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第4号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第5号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

(水俣市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(水俣市税条例の一部を改正する条例)

第1条 水俣市税条例(平成8年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例)

第2条 水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成8年条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名中「手数料」を削る。

第1条中「に係る手数料」を削る。

第3条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附則第8項中「第3条第2項」を「第3条」に、「同項」を「同条」に改める。

(水俣市介護保険条例の一部を改正する条例)

第3条 水俣市介護保険条例(平成12年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

(水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 水俣市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

(水俣市法定外公共物管理条例の一部改正)

第5条 水俣市法定外公共物管理条例(平成17年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、手数料」を「並びに督促」に改める。

(水俣市道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 水俣市道路占用料徴収条例（令和6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手数料」を「督促」に改める。

第4条の見出し中「手数料」を削り、同条第1項中「手数料及び」を削り、同条第2項中「規定による手数料及び延滞金の額」を「規定による延滞金の額」に、「水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例」を「水俣市督促及び延滞金徴収条例」に、「第3条第2項」を「第3条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以前に督促状の発行を受けているものの督促手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

市債権の督促に係る手数料を廃止することに伴い、関係条例を整理するため、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「6. 1」を「6. 8」に改める。

第4条中「16, 200円」を「21, 000円」に改める。

第5条第1号中「16, 400円」を「18, 000円」に改め、同条第2号中「8, 200円」を「9, 000円」に改め、同条第3号中「12, 300円」を「13, 500円」に改める。

第6条中「2. 6」を「2. 7」に改める。

第7条中「7, 000円」を「9, 000円」に改める。

第7条の2第1号中「7, 000円」を「7, 100円」に改め、同条第2号中「3, 500円」を「3, 550円」に改め、同条第3号中「5, 250円」を「5, 325円」に改める。

第8条中「1. 0」を「1. 6」に改める。

第9条中「5, 400円」を「14, 000円」に改める。

第9条の2を削る。

第21条第1項中「及びカ」を削り、同項第1号ア中「11, 340円」を「14, 700円」に改め、同号イ（ア）中「11, 480円」を「12, 600円」に改め、同号イ（イ）中「5, 740円」を「6, 300円」に改め、同号イ（ウ）中「8, 610円」を「9, 450円」に改め、同号ウ中「4, 900円」を「6, 300円」に改め、同号エ（ア）中「4, 900円」を「4, 970円」に改め、同号エ（イ）中「2, 450円」を「2, 485円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 675円」を「3, 728円」に改め、同号オ中「3, 780円」を「9, 800円」に改め、同号カを削り、同項第2号ア中「8, 100円」を「10, 500円」に改め、同号イ（ア）中「8, 200円」を「9, 000円」に改め、同号イ（イ）中「4, 100円」を「4, 500円」に改め、同号イ（ウ）中「6, 150円」を「6, 750円」に改め、同号ウ中「3, 500円」を「4, 500円」に改め、同号エ（ア）中「3, 500円」を「3, 550円」に改

め、同号エ（イ）中「1,750円」を「1,775円」に改め、同号エ（ウ）中「2,625円」を「2,663円」に改め、同号オ中「2,700円」を「7,000円」に改め、同号カを削り、同項第3号ア中「3,240円」を「4,200円」に改め、同号イ（ア）中「3,280円」を「3,600円」に改め、同号イ（イ）中「1,640円」を「1,800円」に改め、同号イ（ウ）中「2,460円」を「2,700円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「1,800円」に改め、同号エ（ア）中「1,400円」を「1,420円」に改め、同号エ（イ）中「700円」を「710円」に改め、同号エ（ウ）中「1,050円」を「1,065円」に改め、同号オ中「1,080円」を「2,800円」に改め、同号カを削り、同条第2項第1号ア中「2,400円」を「3,150円」に改め、同号イ中「4,100円」を「5,250円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「8,400円」に改め、同号エ中「8,100円」を「10,500円」に改め、同項第2号ア中「1,100円」を「1,350円」に改め、同号イ中「1,800円」を「2,250円」に改め、同号ウ中「2,800円」を「3,600円」に改め、同号エ中「3,500円」を「4,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険税の税率及び賦課方式の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3号において同じ。」を「以下この条において同じ。」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第3項中「の場合において、家庭的保育事業者等は、」を「各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、」に、「第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「いう」に改め、同項第1号中「当該」及び「第27条に規定する」を削り、「若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるときは」を「いずれかを満たすとときは」に、「前項第2号の規定を適用しないことができる」を「第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる」に改め、同項第1号中「と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。」を「が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。」に改め、同号に次のように加える。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第6条第2項第2号を次のように改める。

（2）市長が家庭的保育事業者等による代替連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。第6条に次の2項を加える。
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）。
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。
第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。
第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。
第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則第3条中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に改め、「5年」を「15年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第29条、第31条、第44条及び第47条の改正規定は令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

(提案理由)

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第12号

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「5人以下とし」を「5人以下」に改め、「第1号」を削り、同項中「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第42条第1項中「この項から第5項」を「以下この項から第7項」に、「特定教育・保育施設」を「認定こども園、幼稚園又は保育所」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、「特定教育・保育」を「教育・保育」に改め、同条第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「の場合において、特定地域型保育事業者は、」を「各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、」に、「第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「いう」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「における」を「による」に改め、「全てを満たすと認めるとき」を「いずれかを満たすとき」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号中「と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。」を「が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第42条第2項第2号を次のように改める。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の推進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第13号

水俣市こども基金条例の制定について
水俣市こども基金条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市こども基金条例

(設置)

第1条 誰もが安心してこどもを産み育てられ、こどもたちが地域で生まれ、幸せに成長できる環境づくりの充実に図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、水俣市こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、水俣市一般会計歳入歳出予算（以下「一般会計予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号に該当する事業の財源に充てる場合に、これを処分することができる。

- (1) こども施策に関する事業
- (2) 次世代育成支援に関する事業

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部改正)

第2条 水俣市ふるさと大好き寄附条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正す

る。

第2条第1項中第6号を第7号とし、同項中第2号から第5号を1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) こども施策に関する事業

第5条第1項第6号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同条第1項第7号とし、同条第1項第5号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第1項第6号とし、同条第1項第4号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同条第1項第5号とし、同条第1項第3号中「第3号」を「第4号」に改め、同号を同条第1項第4号とし、同条第1項第2号中「第2号」を「第3号」に改め、同号を同条第1項第3号とし、同条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第2条第2号の事業 ふるさと創生基金及びこども基金

(提案理由)

誰もが安心してこどもを産み育てられ、こどもたちが地域で生まれ、幸せに成長できる環境づくりの充実を図る目的として、寄附金等を財源とする水俣市こども基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第14号

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
 令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例
 水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。
 別表中

「

小アリーナ	放送設備一式	1回当たり	620円	を

」

「

小アリーナ	放送設備一式		1回当たり	620円	に	
	冷暖房料（1時間当たり）	全面	スポーツ大会・合宿	全使用者		1,500円
			その他の目的	全使用者		3,000円

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

水俣市立総合体育館小アリーナの空調設備について、冷暖房の使用料の額を定める必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第15号

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

病床数	361	
-----	-----	--

」を

「

病床数	349	
-----	-----	--

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

病棟改修により病床数を減少することに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第16号

水俣市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
 水俣市文化会館条例の一部を改正する条例を、次のように制定することとする。
 令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市文化会館条例の一部を改正する条例
 水俣市文化会館条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

（1）施設使用料

ア 会館の全体を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

区分		使用時間	午前9時～正午	正午～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後6時	午後6時～午後10時	冷暖房使用料 1時間につき	
			円	円	円	円	円		
ホール	入場料を徴収しない場合	平日	12,600	※2,600	16,200	※3,300	19,800	冷房 6,000	
		土曜日 日曜日 休日	15,400	※3,100	19,800	※4,000	24,300		暖房 4,500
	入場料を徴収する場合	平日	25,300	※5,100	32,400	※6,500	43,200		
		土曜日 日曜日 休日	30,700	※6,200	43,200	※8,700	54,000		
	本表中※部分の使用時間を含む前後の使用時間を連続して使用しようとする場合は、当該連								

続する使用時間の使用料から※部分の使用料を控除する。ただし、※部分の使用時間のみの使用は、許可しない。

イ 時間外の使用、舞台面又はリハーサル室のみを使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

時間外	午前8時～午前9時	午前9時から正午までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	
	午後10時～午後11時	午後6時から午後10時までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	
舞台面のみ		アの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。	
リハーサル室	午前9時～午後5時	1時間につき	300円
		冷暖房使用料1時間につき	400円
	午後5時～午後10時	1時間につき	400円
		冷暖房使用料1時間につき	500円
時間外の使用は、やむを得ない場合で、1時間に限る。リハーサル室の使用は、他のホールの使用者がいない場合に限り、1時間未満の使用は1時間とみなす。			

(2) 設備等使用料

設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	10,000円以内で市長が定める額
舞台照明器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額
舞台音響器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を用いる。
- 2 休館日の使用については、土曜日、日曜日、休日の使用料を適用する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 使用者が入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待

券を発行する場合、その他これに準ずる場合をいう。)並びに営業の宣伝その他これに類する目的を持って無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。

5 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

文化会館の使用料の金額の改定を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第17号

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第39号）の一
部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の

規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第18号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、一人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下の項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,900円」に、「13,320円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「11,300円」に、「11,550円」を「12,100円」に、「12,440円」を「12,900円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,700円」に、「9,790円」を「10,500円」に、「10,670円」を「11,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた水俣市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第19号

令和7年度
水俣市一般会計予算書

令和7年度 水保市一般会計予算

令和7年度水保市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,966,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

水保市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入	款	項	金額
1	市税		3,204,499
		1 市民税	1,021,441
		2 固定資産税	1,945,928
		3 軽自動車税	91,425
		4 市たばこ税	141,869
		5 入湯税	3,836
2	地方譲与税		177,700
		1 地方揮発油譲与税	28,000
		2 自動車重量譲与税	88,000
		3 森林環境譲与税	60,000
		4 特別と入譲与税	1,700
3	利子割交付金		500
		1 利子割交付金	500
4	配当割交付金		7,000
		1 配当割交付金	7,000
5	株式等譲渡所得割交付金		7,000
		1 株式等譲渡所得割交付金	7,000
6	法人事業税交付金		38,000
		1 法人事業税交付金	38,000
7	地方消費税交付金		600,000
		1 地方消費税交付金	600,000
8	環境性能割交付金		13,000
		1 環境性能割交付金	13,000
9	地方特例交付金		12,000
		1 地方特例交付金	12,000
10	地方交付税		5,685,078

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方交付税	5,685,078
11 交通安全対策特別交付金		1,919
	1 交通安全対策特別交付金	1,919
12 分担金及び負担金		59,660
	1 分担金	11,090
	2 負担金	48,570
13 使用料及び手数料		184,124
	1 使用料	171,137
	2 手数料	12,987
14 国庫支出金		2,439,513
	1 国庫負担金	1,899,988
	2 国庫補助金	524,230
	3 委託金	15,295
15 県支出金		1,236,370
	1 県負担金	769,519
	2 県補助金	366,350
	3 委託金	100,501
16 財産収入		68,680
	1 財産運用収入	9,983
	2 財産売却収入	58,697
17 寄附金		253,621
	1 寄附金	253,621
18 繰入金		1,020,268
	1 基金繰入金	1,020,268
19 繰越金		1
	1 繰越金	1

(単位：千円)

款	項	金額
20 諸収入		221,867
	1 延滞金、加算金及び過料	1,601
	2 市預金利子	2
	3 受託事業収入	9,928
21 市債	4 雑入	210,336
		735,200
	1 市債	735,200
	歳入合計	15,966,000

(単位：千円)

歳 出	款	項	金 額
1	議会費		140,936
		1 議会費	140,936
2	総務費		2,340,026
		1 総務管理費	1,955,018
		2 徴税費	197,233
		3 戸籍住民基本台帳費	97,600
		4 選挙費	38,529
		5 統計調査費	24,117
		6 監査委員費	27,529
3	民生費		5,692,844
		1 社会福祉費	3,096,386
		2 児童福祉費	2,078,750
		3 生活保護費	517,708
4	衛生費		2,070,532
		1 保健衛生費	466,952
		2 清掃費	1,023,696
		3 簡易水道設置費	8,549
		4 環境対策費	137,335
		5 病院費	412,769
		6 上水道費	21,231
5	農林水産業費		461,269
		1 農業費	249,767
		2 林業費	163,610
		3 水産業費	47,892
6	商工費		230,142
		1 商工費	230,142

(単位：千円)

款	項	金額
7 土木費		1,097,608
	1 土木管理費	2,865
	2 道路橋りょう費	378,805
	3 河川費	19,182
	4 港湾費	17,096
	5 都市計画費	509,328
	6 住宅費	170,332
8 消防費		480,998
	1 消防費	480,998
9 教育費		1,345,900
	1 教育総務費	370,598
	2 小学校費	164,807
	3 中学校費	110,777
	4 社会教育費	308,847
	5 保健体育費	390,871
10 災害復旧費		61
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	60
11 公債費		2,090,684
	1 公債費	2,090,684
12 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
	歳出合計	15,966,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
地域活性化起業人制度負担金 (総務課)	自 令和8年度 至 令和8年度	千円 2,950
基幹系センサープリンタリース料 (総務課)	自 令和8年度 至 令和12年度	12,184
基幹系端末一式リース料 (総務課)	自 令和8年度 至 令和12年度	44,891
メールシソーラ使用料 (総務課)	自 令和8年度 至 令和12年度	2,494
観光防災Wi-Fi関連機器更新導入費用 (総務課)	自 令和7年度 至 令和8年度	31,000
塵芥収集車購入 (環境課)	自 令和7年度 至 令和8年度	30,190
熊本県農業制度資金利子補給 (農林水産課)	自 令和8年度 至 令和18年度	融資に対する利子 補給額に同じ
小規模事業者おうえん資金融資利子補給金 (経済振興課)	自 令和8年度 至 令和11年度	融資に対する利子 補給額に同じ
創業資金融資利子補給金 (経済振興課)	自 令和8年度 至 令和13年度	融資に対する利子 補給額に同じ
立地適正化計画策定業務委託料 (都市計画課)	自 令和8年度 至 令和8年度	6,747

事 項	期 間	限 度 額
松本眞一同朋奨学金 (教育課)	自 令和7年度 至 令和13年度	5,760
文化会館非常用発電機等更新事業 (教育課)	自 令和8年度 至 令和8年度	68,054

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等（河川事業）	千円 1,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができ。
公営住宅建設事業	44,100			
地方道路等整備事業	5,800			
緊急防災・減災事業	17,600			
公共施設等適正管理推進事業	1,500			
緊急自然災害防止対策事業	18,300			
過疎対策事業	646,200			
計	735,200			

議第20号

令和7年度

水俣市国民健康保険事業特別会計予算書

令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,371,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入	款	項	金額
1	国民健康保険税		263,667
2	使用料及び手数料	1 国民健康保険税	263,667
		1 手数料	167
3	国庫支出金		1
		1 国庫補助金	1
4	県支出金		2,768,883
		1 県補助金	2,768,883
5	財産収入		985
		1 財産運用収入	985
6	繰入金		334,770
		1 他会計繰入金	244,519
		2 基金繰入金	90,251
7	繰越金		1
		1 繰越金	1
8	諸収入		2,766
		1 延滞金加算金及び過料	1,161
		2 雑入	1,605
	歳入	合計	3,371,240

(単位：千円)

歳 出	款	項	金 額
1	総務費		76,413
		1 総務管理費	36,347
		2 徴税費	31,227
		3 運営協議会費	373
		4 国民健康保険特別対策費	8,466
2	保険給付費		2,537,075
		1 療養諸費	2,222,959
		2 高額医療費	310,031
		3 移送費	44
		4 出産育児諸費	3,000
		5 葬祭諸費	1,040
		6 傷病手当金	1
3	国民健康保険事業費納付金		647,722
		1 医療給付費分	474,988
		2 後期高齢者支援金等分	130,086
		3 介護納付金分	42,648
4	保健事業費		49,582
		1 保健事業費	6,870
		2 特定健康診査等事業費	42,712
5	基金積立金		985
		1 基金積立金	985
6	公債費		1
		1 公債費	1
7	諸支出金		19,462
		1 償還金及び還付加算金	1,428
		2 繰出金	18,034

(単位：千円)

款	項	金額
8 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳出	合計	3,371,240

議第21号

令和7年度

水俣市後期高齢者医療特別会計予算書

令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ553,537千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経

費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金額	
1 保険料		362,692	
2 使用料及び手数料	1 後期高齢者医療保険料	362,692	
3 繰入金	1 手数料	32	
4 繰越金	1 一般会計繰入金	190,102	
5 諸収入	1 繰越金	2	
	1 延滞金加算金及び過料	709	
	2 償還金及び還付加算金	12	
	歳 入 合 計	697	
		553,537	

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金額	
1 総務費		550,773	
	1 総務管理費	17,923	
	2 徴収費	6,792	
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	526,058	
2 保健事業費	1 保健事業費	2,067	
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,067	
	歳 出 合 計	697	
		553,537	

議第22号

令和7年度

水俣市介護保険特別会計予算書

令和7年度 水俣市介護保険特別会計予算

令和7年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,760,913千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入	款	項	金額
1	保険料		647,071
		1 介護保険料	647,071
2	分担金及び負担金		300
		1 負担金	300
3	使用料及び手数料		41
		1 手数料	41
4	国庫支出金		976,761
		1 国庫負担金	611,340
		2 国庫補助金	365,421
5	支払基金交付金		959,988
		1 支払基金交付金	959,988
6	県支出金		543,226
		1 県負担金	510,575
		2 県補助金	32,651
7	繰入金		628,359
		1 一般会計繰入金	608,717
		2 基金繰入金	19,642
8	繰越金		1
		1 繰越金	1
9	諸収入		5,166
		1 延滞金、加算金及び過料	25
		2 預金利子	1
		3 雑入	5,140
	歳入	合計	3,760,913

(単位：千円)

歳 出	款	項	金 額
1	総務費		
		1 総務管理費	96,292
		2 徴収費	39,118
		3 介護認定審査会費	7,839
		4 趣旨普及費	48,758
		5 運営協議会費	496
			81
2	保険給付費		3,452,046
		1 介護サービス等諸費	3,054,707
		2 介護予防サービス等諸費	138,740
		3 その他諸費	3,017
		4 高額介護サービス等費	79,743
		5 高額医療合算介護サービス等費	4,131
		6 特定入所者介護サービス等費	171,708
3	地域支援事業		211,282
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	64,545
		2 一般介護予防事業費	38,923
		3 包括的支援事業・任意事業	107,505
		4 その他諸費	309
4	基金積立金		1
		1 基金積立金	1
5	公債費		1
		1 公債費	1
6	諸支出金		791
		1 償還金及び還付加算金	790
		2 繰出金	1
7	予備費		500

(単位：千円)

款	項	金額
1	予備費	500
歳出	合計	3,760,913

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第10期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託料	自 令和8年度 至 令和8年度	千円 3,773

議第23号

令和7年度

水俣市病院事業会計予算書

令和7年度 水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 総合医療センター349床 (一般345床、感染4床)

(2) 年間患者数

ア 入 院	総合医療センター	91,250人
イ 外 来	総合医療センター	157,300人
	久木野診療所	400人
	外来合計	157,700人

(3) 一日平均患者数

ア 入 院	総合医療センター	250人
イ 外 来	総合医療センター	650人
	久木野診療所	4人
	外来合計	654人

(4) 主要な建設改良事業

建設工事費	総合医療センター	63,160千円
固定資産購入費		
(器械備品購入費)	総合医療センター	188,644千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	総合医療センター事業収益	8,344,798千円
第1項	医 業 収 益	7,790,091千円
第2項	医 業 外 収 益	545,137千円
第3項	特 別 利 益	9,570千円
第2款	久木野診療所事業収益	7,764千円
第1項	医 業 収 益	2,995千円
第2項	医 業 外 収 益	4,766千円
第3項	訪 問 看 護 事 業 収 益	1千円
第4項	特 別 利 益	2千円
	収 益 的 収 入 合 計	8,352,562千円

		支	出
第1款	総合医療センター事業費		8,336,239千円
第1項	医療費用		8,221,160千円
第2項	医療外費用		46,750千円
第3項	特別損失		66,329千円
第4項	予備費		2,000千円
第2款	久木野診療所事業費		12,946千円
第1項	医療費用		12,735千円
第2項	医療外費用		3千円
第3項	訪問看護事業費用		4千円
第4項	特別損失		4千円
第5項	予備費		200千円
	収益的支出合計		8,349,185千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額657,862千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,891千円、減債積立金401,596千円及び過年度分損益勘定留保資金233,375千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	総合医療センター資本的収入		234,454千円
第1項	企業債		227,300千円
第2項	固定資産売却代金		1千円
第3項	補助金		2千円
第4項	負担金		1千円
第5項	繰入金		7,150千円
	資本的収入合計		234,454千円

		支	出
第1款	総合医療センター資本的支出		892,316千円
第1項	建設改良費		251,804千円
第2項	企業債償還金		528,476千円
第3項	投資		111,036千円
第4項	予備費		1,000千円
	資本的支出合計		892,316千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 63,100	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具等整備事業	164,200			
計		227,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項医業費用及び第2項医業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

区分 病院別	科目		備考
	(1) 職員給与費	(2) 交際費	
1 総合医療センター	4,605,485千円	500千円	
2 久木野診療所	7,960		
合計	4,613,445	500	

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1, 8 7 7, 7 9 1 千円
2 久木野診療所	3, 6 5 9
合 計	1, 8 8 1, 4 5 0

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	建物	リハビリ館屋上防水更新工事	1 式
		クリーンルーム空調機更新工事	1 式
	器械備品	デジタルX線透視撮影システム	1 式

令和7年2月27日提出

水 俣 市 長 高 岡 利 治

議第24号

令和7年度

水俣市水道事業会計予算書

水俣市上下水道局

令和7年度水俣市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	9,758 戸
(2) 年間総給水量	2,394,400 m ³
(3) 1日平均給水量	6,560 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 施設整備事業	338,083 千円
イ 管路整備事業	151,329 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	429,287 千円
第1項 営業収益	372,123 千円
第2項 営業外収益	57,162 千円
第3項 特別利益	2 千円
支 出	
第1款 水道事業費	403,083 千円
第1項 営業費用	396,270 千円
第2項 営業外費用	5,712 千円
第3項 特別損失	101 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額322,832千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,457千円、建設改良積立金200,000千円、過年度分損益勘定留保資金85,375千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	216,821 千円
第1項 企業債	138,000 千円
第2項 繰入金	21,121 千円
第3項 負担金	21,197 千円
第4項 補助金	36,502 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円
支 出	
第1款 資本的支出	539,653 千円
第1項 建設改良費	497,277 千円
第2項 企業債償還金	41,376 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 138,000	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 79,931 千円 |
| (2) 交際費 | 50 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、550千円と定める。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

令和7年度

水俣市公共下水道事業会計予算書

水俣市上下水道局

令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水俣市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積	358 ha
(2) 年間総処理水量	1,379,249 m ³
(3) 一日平均処理水量	3,779 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	39,200 千円
イ 施設整備事業	154,900 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中支払利息の財源にあてるため、企業債1,000千円を借り入れる。

収 入	
第1款 公共下水道事業収益	837,507 千円
第1項 営業収益	419,686 千円
第2項 営業外収益	417,819 千円
第3項 特別利益	2 千円

支 出	
第1款 公共下水道事業費	834,656 千円
第1項 営業費用	813,858 千円
第2項 営業外費用	19,698 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額269,441千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,980千円、過年度分損益勘定留保資金32,857千円及び当年度分損益勘定留保資金228,604千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	242,855 千円
第1項 企業債	56,200 千円
第2項 出資金	74,913 千円
第3項 負担金	341 千円
第4項 補助金	111,400 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円

支 出	
第1款 資本的支出	512,296 千円
第1項 建設改良費	199,555 千円
第2項 企業債償還金	311,741 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 57,200	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 57,433 千円

(他会計からの補助金等)

第9条 公共下水道事業会計の経営基盤確立のため、他会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、402,697千円である。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

議第26号

令和6年度

水俣市一般会計補正予算書

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第12号）

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,012,788千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,589,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加・廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第12号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
12	分担金及び負担金		83,575	△2,144	81,431
	1	分担金	30,022	200	30,222
	2	負担金	53,553	△2,344	51,209
14	国庫支出金		3,136,089	87,294	3,223,383
	1	国庫負担金	1,881,191	35,853	1,917,044
	2	国庫補助金	1,247,716	51,441	1,299,157
15	県支出金		1,612,089	567,052	2,179,141
	1	県負担金	796,352	△528	795,824
	2	県補助金	732,642	568,740	1,301,382
	3	委託金	83,095	△1,160	81,935
16	財産収入		61,641	△24,158	37,483
	1	財産運用収入	8,599	951	9,550
	2	財産売却収入	53,042	△25,109	27,933
17	寄附金		302,112	△121,086	181,026
	1	寄附金	302,112	△121,086	181,026
18	繰入金		591,228	150,000	741,228
	1	基金繰入金	590,070	150,000	740,070
19	繰越金		211,782	329,669	541,451
	1	繰越金	211,782	329,669	541,451
20	諸収入		275,066	4,261	279,327
	4	雑入	263,059	4,261	267,320
21	市債		1,365,600	21,900	1,387,500
	1	市債	1,365,600	21,900	1,387,500
		補正されなかつた款に係る額	9,937,900		9,937,900
		歳入合計	17,577,082	1,012,788	18,589,870

(単位：千円)

歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	議会費		142,946	378	143,324
		1 議会費	142,946	378	143,324
2	総務費		2,203,382	297,350	2,500,732
		1 総務管理費	1,871,052	298,580	2,169,632
		2 徴税費	201,901	△1,286	200,615
		3 戸籍住民基本台帳費	72,931	28	72,959
		4 選挙費	20,768	28	20,796
3	民生費		6,172,097	43,876	6,215,973
		1 社会福祉費	3,537,315	10,910	3,548,225
		2 児童福祉費	2,073,294	33,041	2,106,335
		3 生活保護費	561,488	△75	561,413
4	衛生費		2,075,070	133,614	2,208,684
		1 保健衛生費	517,514	4,298	521,812
		4 環境対策費	225,310	117,017	342,327
		5 病院費	417,891	12,299	430,190
5	農林水産業費		499,880	△23,139	476,741
		1 農業費	269,556	△29,400	240,156
		2 林業費	171,447	33	171,480
		3 水産業費	58,877	6,228	65,105
6	商工費		384,542	518,841	903,383
		1 商工費	384,542	518,841	903,383
7	土木費		1,783,151	△15,646	1,767,505
		2 道路橋りょう費	959,594	327	959,921
		3 河川費	14,633	△1,413	13,220
		5 都市計画費	508,348	△97	508,251

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
8	消防費	294,398	△14,463	279,935
	1 住宅費	616,615	21,640	638,255
9	教育費	616,615	21,640	638,255
	1 消防費	1,327,613	38,146	1,365,759
	1 教育総務費	287,030	△2,213	284,817
	4 社会教育費	279,306	3,316	282,622
	5 保健体育費	477,085	37,043	514,128
10	災害復旧費	230,498	△2,272	228,226
	2 公共土木施設災害復旧費	165,846	△2,272	163,574
11	公債費	2,126,288	0	2,126,288
	1 公債費	2,126,288	0	2,126,288
	補正されなかった款に係る額	15,000		15,000
	歳出合計	17,577,082	1,012,788	18,589,870

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉センター管理運営費	千円 228
		介護予防地域づくり事業	61,754
		高齢者施設等に係る物価高騰支援事業	2,866
4 衛生費	2 児童福祉費	保育所・認定こども園物価高騰対策事業	3,095
		合併処理浄化槽設置整備事業	332
		水俣病資料館管理運営費	132
5 農林水産業費	4 環境対策費	水俣病資料館整備事業	117,436
		久木野地域振興事業	4,145
		水保条約LED化推進事業	5,728
6 商工費	1 商工費	(創造) 水俣川河口臨海部振興構想事業	586,659
		物価高騰対策事業	54,005

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	築地・丸島町線補修事業	38,608
		水俣条約LED化推進事業	19,032
		牧ノ内・大迫線道路改良事業(交付金事業)	29,142
		袋インター関連道路改良事業	59,803
8 消防費	5 都市計画費	都市計画マスタープラン推進事業	3,717
		公園整備関係経費	4,231
		市営住宅管理事業	13,313
9 教育費	1 教育総務費	公営住宅整備事業	50,121
		災害時備蓄用品等整備事業	21,640
9 教育費	1 教育総務費	小中学校施設整備事業	9,240
		水俣条約LED化推進事業	633
		水俣条約LED化推進事業	406
		文化会館整備事業	10,162
		水俣条約LED化推進事業	24,373
9 教育費	5 保健体育費	特定天井耐震化推進事業	68,354

款	項	事業名	金額
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設）	13,141
		現年発生単独災害復旧事業（農業施設）	147
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	96,119
		現年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	156

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	項	期	間	限度額
会議録検索システム利用料 (議会事務局)		令和6年度 令和7年度	自至	千円 2,673
行政事務委託料 (地域振興課)		令和6年度 令和7年度	自至	21,853
子育て短期支援事業委託料 (こども子育て課)		令和6年度 令和7年度	自至	1,244
ファミリーサポート事業委託料 (こども子育て課)		令和6年度 令和7年度	自至	1,175
医療的ケア児保育支援事業委託料 (こども子育て課)		令和6年度 令和7年度	自至	14,289
病児保育事業委託料 (こども子育て課)		令和6年度 令和7年度	自至	10,768
放課後児童健全育成事業委託料 (こども子育て課)		令和6年度 令和7年度	自至	99,615
放課後居場所緊急対策事業委託料 (こども子育て課)		令和6年度 令和7年度	自至	2,643
児童育成支援拠点事業委託料 (こども子育て課)		令和6年度 令和7年度	自至	15,672
子育て世帯訪問支援事業委託料 (こども子育て課)		令和6年度 令和7年度	自至	922
在宅当番・救急医療情報提供事業委託料 (いきいき健康課)		令和6年度 令和7年度	自至	1,755

事 項	期 間	限 度 額
救急医療対策病院群輪番制運営事業委託料 (いきいき健康課)	令和6年度 令和7年度 自 至	3,694
予防接種委託料 (いきいき健康課)	令和6年度 令和7年度 自 至	157,150
電子母子手帳アプリ使用料 (いきいき健康課)	令和6年度 令和7年度 自 至	396
妊婦健康診査事業委託料 (いきいき健康課)	令和6年度 令和7年度 自 至	16,744
3歳6か月児健診委託料 (いきいき健康課)	令和6年度 令和7年度 自 至	120
フロアマット・モップリース料 (環境課)	令和6年度 令和7年度 自 至	30
法律事件対応委託料 (都市計画課)	令和7年度 令和8年度 自 至	362
学力調査業務委託料 (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	2,358
i-check業務委託料 (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	361
授業支援ソフトウェアライセンス購入 (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	1,925
学校管理システム関連ライセンス購入 (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	2,140
小学校検診委託料 (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	856
可燃ごみ収集業務委託料 (小学校) (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	646
新体力テスト処理業務委託料 (小学校) (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	138

事 項	期 間	限 度 額
中学校検診委託料 (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	590
可燃ごみ収集業務委託料 (中学校) (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	362
新体力テスト処理業務委託料 (中学校) (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	79
教師用教科書・指導書購入 (中学校) (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	16,777
学校給食センター蒸気ボイラー及び温水発生機更新工事 (教育課)	令和6年度 令和7年度 自 至	28,303

2 廃止

事 項	期 間	限 度 額
基幹相談支援センター委託料 (福祉課)	令和7年度 令和11年度 自 至	千円 90,099
図書館システム使用料 (教育課)	令和7年度 令和11年度 自 至	10,282
図書館システム機器使用料 (教育課)	令和7年度 令和11年度 自 至	2,338

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率	限度額	起債の方法 利率
公営住宅建設事業	千円		千円	
	147,500		110,800	
公共事業等(河川事業)	1,200		5,200	
	106,800		100,400	
災害復旧事業	14,200		8,800	
緊急自然災害防止対策事業	1,017,200		1,083,600	
過疎対策事業	78,700		78,700	
補正されなかった事業に係る額				
計	1,365,600		1,387,500	

議第27号

令和6年度

水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算書

令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,561,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

(単位：千円)

歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
4	県支出金		3,025,487	△60,420	2,965,067
5	財産収入	1 県補助金	3,025,487	△60,420	2,965,067
			594	391	985
6	繰入金	1 財産運用収入	594	391	985
			256,905	45,690	302,595
7	繰越金	1 他会計繰入金	256,905	△2,473	254,432
		2 基金繰入金	0	48,163	48,163
		1 繰越金	1	22,825	22,826
			1	22,825	22,826
		補正されなかった款に係る額	270,321		270,321
		歳 入 合 計	3,553,308	8,486	3,561,794

(単位：千円)

歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
3	国民健康保険事業費納付金		687,847	0	687,847
		1 医療給付費分	516,822	0	516,822
		2 後期高齢者支援金等分	131,159	0	131,159
		3 介護納付金分	39,866	0	39,866
5	基金積立金		594	391	985
		1 基金積立金	594	391	985
7	諸支出金		13,958	8,095	22,053
		1 償還金及び還付加算金	1,916	7,660	9,576
		2 繰出金	12,042	435	12,477
		補正されなかった款に係る額	2,850,909		2,850,909
		歳 出 合 計	3,553,308	8,486	3,561,794

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
口座振替受付サービス手数料	自 令和6年度 至 令和11年度	口座振替件数に 基づく手数料 千円
特定保健指導業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	3,355

議第28号

令和6年度

水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和6年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,847千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ523,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第4号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
3	繰入金		186,004	△8,847	177,157
		1 一般会計繰入金	186,004	△8,847	177,157
		補正されなかつた款に係る額	346,227		346,227
		歳入合計	532,231	△8,847	523,384

(単位：千円)

歳出	款	項	既定額	補正額	計
1	総務費		530,139	△8,847	521,292
		1 総務管理費	17,578	32	17,610
		3 後期高齢者医療広域連合納付金	506,964	△8,879	498,085
		補正されなかつた款に係る額	2,092		2,092
		歳出合計	532,231	△8,847	523,384

議第29号

令和6年度

水俣市介護保険特別会計補正予算書

令和6年度 水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,805,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第5号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
8	繰越金		76,028	34,679	110,707
		1 繰越金	76,028	34,679	110,707
	補正されなかつた款に係る額		3,695,266		3,695,266
	歳入合計		3,771,294	34,679	3,805,973

(単位：千円)

歳出	款	項	既定額	補正額	計
2	保険給付費		3,414,626	0	3,414,626
		1 介護サービス等諸費	3,018,479	62,357	3,080,836
		2 介護予防サービス等諸費	138,726	△1,924	136,802
		4 高額介護サービス等費	79,380	551	79,931
		5 高額医療合算介護サービス等費	4,113	1,373	5,486
		6 特定入所者介護サービス等費	170,924	△62,357	108,567
3	地域支援事業		198,003	0	198,003
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	64,042	0	64,042
4	基金積立金		97	34,629	34,726
		1 基金積立金	97	34,629	34,726
6	諸支出金		76,513	50	76,563
		1 償還金及び還付加算金	75,354	50	75,404
	補正されなかつた款に係る額		82,055		82,055
	歳出合計		3,771,294	34,679	3,805,973

議第30号

令和6年度

水俣市病院事業会計

補正予算書

(第2号)

令和6年度 水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
建設工事費 総合医療センター	1,110,140千円	2,456千円	1,112,596千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 総合医療センター事業収益	8,079,999千円	60,525千円	8,140,524千円
第1項 医 業 収 益	7,525,089千円	50,000千円	7,575,089千円
第2項 医 業 外 収 益	546,915千円	10,525千円	557,440千円
収益的収入合計	8,087,469千円	60,525千円	8,147,994千円
支 出			
第1款 総合医療センター事業費	8,053,878千円	50,119千円	8,103,997千円
第1項 医 業 費 用	7,946,267千円	50,000千円	7,996,267千円
第2項 医 業 外 費 用	45,645千円	119千円	45,764千円
収益的支出合計	8,066,959千円	50,119千円	8,117,078千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額826,374千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額826,421千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額128,033千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額128,256千円」に、「過年度分損益勘定留保資金219,224千円」を「過年度分損益勘定留保資金219,048千円」に改

め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 総合医療センター資本的収入	1,407,244千円	2,409千円	1,409,653千円
第1項 企 業 債	1,406,140千円	200千円	1,406,340千円
第5項 繰 入 金	1,100千円	2,209千円	3,309千円
資 本 的 収 入 合 計	1,407,244千円	2,409千円	1,409,653千円

支 出			
第1款 総合医療センター資本的支出	2,233,618千円	2,456千円	2,236,074千円
第1項 建 設 改 良 費	1,408,363千円	2,456千円	1,410,819千円
資 本 的 支 出 合 計	2,233,618千円	2,456千円	2,236,074千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター 病院施設整備事業	千円 1,110,140				千円 1,110,340			
計	1,406,140				1,406,340			

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

病 院 別	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
1 総合医療センター	1,755,305千円	1,805,305千円
合 計	1,758,964	1,808,964

令和7年2月27日提出

水 俣 市 長 高 岡 利 治

議第 3 1 号

令和 6 年度

水俣市公共下水道事業会計補正予算書
(第 3 号)

水俣市上下水道局

令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 公共下水道事業収益	847,059千円	17,925千円	864,984千円
第1項 営業収益	401,095千円	39,699千円	440,794千円
第2項 営業外収益	445,963千円	△ 21,774千円	424,189千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 公共下水道事業費	847,059千円	17,925千円	864,984千円
第1項 営業費用	817,369千円	19,591千円	836,960千円
第2項 営業外費用	28,590千円	△ 1,666千円	26,924千円
第3項 特別損失	100千円	0千円	100千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額269,683千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額272,349千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,857千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,244千円」に、「過年度分損益勘定留保資金26,785千円」を「過年度分損益勘定留保資金34,583千円」に「当年度分損益勘定留保資金240,041千円」を「当年度分損益勘定留保資金235,522千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	159,514千円	△ 2,666千円	156,848千円
第1項 企業債	29,700千円	0千円	29,700千円
第2項 出資金	85,657千円	△ 2,666千円	82,991千円
第3項 負担金	196千円	0千円	196千円
第4項 補助金	43,961千円	0千円	43,961千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条第1号中「職員給与費 55,848千円」を「職員給与費 68,087千円」に改める。

（他会計からの補助金等の補正）

第5条 予算第9条中「413,696千円」を「400,860千円」に改める。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

議第 3 2 号

指定管理者の指定について

水俣市ふれあいセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ふれあいセンター
- 2 指定管理候補者の名称
一般社団法人みなすまいる 代表理事 嶽村 幸菜
- 3 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第33号

指定管理者の指定について

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市久木野ふるさとセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市久木野地域振興会 会長 本井 三千年
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第34号

指定管理者の指定について

水俣市東部センターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市東部センター
- 2 指定管理候補者の名称
東部地域振興協議会 会長 網中 良明
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

水俣市東部センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第35号

指定管理者の指定について

水俣市はぜのき館の指定管理者を次のように指定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市はぜのき館
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市はぜ振興会 会長 緒方 新一郎
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

水俣市はぜのき館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第36号

指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理者の名称
水俣市漁業協同組合 代表理事組合長 前田 和昭
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第24条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第 37 号

指定管理者の指定について

水俣市文化会館の指定管理者を次のように指定することとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

水俣市長 高岡 利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市文化会館
- 2 指定管理候補者の名称
公益財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案のように提案するものである。

議第38号

指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称
公益社団法人 水俣・津奈木シルバー人材センター
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第39号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
440	大迫・要迫線	大迫字要迫地内	大迫字外平地内	なし
441	大迫・牛鼻線	大迫字牛鼻地内	大迫字牛鼻地内	なし

（提案理由）

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第40号

訴えの提起について

共有物分割請求について、次のように訴えを提起する。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡 利治

1 当事者

原告 水俣市陣内一丁目1番1号

代表者 水俣市長 高岡 利治

被告 神奈川県川崎市幸区河原町1番地河原町団地6-906

工藤 弘美

2 事件名

共有物分割請求事件

3 請求の趣旨

(1)

ア 別紙物件目録記載の土地を原告の所有とする。

イ 被告は、原告から726円の支払いを受けるのと引き換えに、原告に対し、別紙物件目録記載の土地の持分200分の1について、共有物分割を原因とする持分移転登記手続きをせよ。

ウ 被告は、原告から358円の支払いを受けるのと引き換えに、原告に対し、別紙物件目録記載の土地にある立竹木について取得補償費の持分200分の1について、共有物分割を原因とし引き渡せ。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

(提案の理由)

訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

議第41号

訴えの提起について

共有物分割請求について、次のように訴えを提起する。

令和7年2月27日提出

水俣市長 高岡 利治

1 当事者

原告 水俣市陣内一丁目1番1号

代表者 水俣市長 高岡 利治

被告 鹿児島県鹿児島市下竜尾町14番23号メゾン南国203号

溝口 達美

2 事件名

共有物分割請求事件

3 請求の趣旨

(1)

ア 別紙物件目録記載の土地を原告の所有とする。

イ 被告は、原告から11,576円の支払いを受けるのと引き換えに、原告に対し、別紙物件目録記載の土地の持分45分の1について、共有物分割を原因とする持分移転登記手続きをせよ。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

(提案の理由)

訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

議第42号

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年2月27日

提出者

議会運営委員会

委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 村 龍 男

(別紙)

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則

水俣市議会会議規則(昭和46年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「、」を「及び」に改め、「第94条」の次に「の2」を、「第166条」の次に「第166条の2」を、「第168条」の次に「第170条」を加える。

第3条中「ときも」の次に「、また」を加える。

第4条第3項中「ときは、」の次に「討論を用いないで会議に諮って」を加える。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「出席議員2人以上から」を加え、「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第12条第1項中「相当な」を「相当の」に改める。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「中は」の次に「、」を加える。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「ただし、」の次に「出席議員2人以上から」を加え、「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条及び第24条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第27条中「職員をして」を削り、「させ」を「し」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条ただし書中「ただし、」の次に「出席議員2人以上から」を加え、「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条の見出し中「委員長の報告」を「委員長」に改め、「者」を削り、同条第1項中「調査」の次に「を」を加え、「報告する」を「報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする」に改め、同条第2項中「この場合において」を削り、同項前段を削り、同条第3項中「前2」を「第1」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第54条中「つき」を「着き」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「場合は」の次に「、」を加える。

第57条第2項中「について、」の次に「出席議員2人以上から」を加え、「はかつて」を「諮って」に改める。

第60条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第63条第2項中「はから」を「諮ら」に改める。

第65条中「取り消し」の次に「、」を加える。

第66条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第70条第2項中「対して」の次に「出席議員2人以上から」を加え、同条第4項中「ボタンを」の次に「、問題を否とする者に反対のボタンを」を加える。

第74条中「から」を「（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、」に改め、「第31条」の次に「（開票及び投票の効力）第1項から第3項」を、「第32条」の次に「（選挙結果の報告）」を、「第33条」の次に「（選挙関係書類の保存）」を加える。

第76条ただし書中「対して、」の次に「出席議員2人以上から」を加える。

第77条第2項ただし書中「について」の次に「出席議員2人以上から」を加え、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章第9節の節名中「、」を「及び」に改める。

第80条第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第81条第3項中「不穏当な発言」を「不穏当な言動」に改める。

第84条第2項中「第81条」の次に「（公述人の発言）」を、「第82条」の次に「（議員と公述人の質疑）」を加える。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

第86条中「配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法

による提供を含む。)する」を「配布する」に改める。

第87条中「取り消しを」を「取消しを」に改める。

第88条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第96条ただし書中「ただし、」の次に「出席委員から」を加え、「はかつて」を「諮って」に改める。

第99条ただし書中「ただし、」の次に「出席委員から」を加え、「はかつて」を「諮って」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第105条の見出し中「事務」の次に「等」を加え、同条第2項中「の2第4項」を「第3項」に改める。

第110条中「作り、」の次に「委員長から」を加える。

第111条中「付け、」の次に「委員長から」を加える。

第115条中「質疑し」の次に「及び」を加える。

第117条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第119条第2項中「について、」の次に「出席委員から」を加え、「はかつて」を「諮って」に改める。

第122条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第123条の見出し中「(」を「(選挙及び)」に改め、同条本文中「表決」の前に「選挙及び」を加える。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第126条第6項中「もって」の次に「、」を加え、「はかり、」を「諮り」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条の見出し中「又は挙手」を「等」に改め、同条第2項中「対して」の次に「出席委員から」を加える。

第134条中「投票は」の次に「、」を加える。

第135条中「効力」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第137条ただし書中「対して、」の次に「出席委員から」を加える。

第138条第1項ただし書中「について」の次に「出席委員から」を加える。

第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第3項中「前」を「前2」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第140条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「書の写又は」を削る。

第141条第1項中「書の写又は」を削り、同項ただし書中「、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる」を「委員会の付託は、議会の議決で省略することができる」に改め、同条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「、議長」を「議長」に改め、同条第2項中「必要」の次に「がある」を加え、同条第3項中「附記」を「付記」に改める。

第144条中「については」の次に「、」を加える。

第145条中「陳情書」の前に「議長は、」を加える。

第146条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第150条の見出し中「決定書の交付」を「決定の通知」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「法又はこの規則に定めるもののほか、」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第161条中「することは」を「することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第7章中第166条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延その他の個人の責に帰することができない事由、若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第167条第2項中「期間」の次に「、」を加える。

第168条中「施行に関する」及び「が生じたとき」を削り、同条ただし書中「ただし、」の次に「議員から」を加え、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第170条とし、第9章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第168条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第86条（会議録の配布）、第125条（答弁書の配布）、第140条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第141条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認を

すべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第169条 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本案は、地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、電子表決システムの仕様の変更による表決方法の見直し及び文言等の整理を行うことについて規定するために、本案のように制定しようとするものである。

議第43号

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年2月27日

提出者

議会運営委員会

委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

(別紙)

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例

水俣市議会委員会条例(昭和46年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「設置」の次に「等」を加え、同条第2項中「会の委員」を削り、同条第3項中「会の委員」を削り、「存在」を「在任」に改める。

第7条第1項中「及び」を「又は」に改める。

第8条第1項中「いう。）」の次に「の選任」を加え、「が会議にはかつて」を「の」に改め、同項本文中「する」を「による」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「会議にはかつて」を削り、同項ただし書を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とする。

第11条の見出し中「及び」を「・」に改める。

第13条の見出し中「及び」を「、」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項中「議会運営委員及び特別」を削り、同条第2項を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条(秘密会)第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第19条第1項中「もの」を「者」に改める。

第20条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第22条第1項中「委員長は」の次に「、」を加える。

第23条第2項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第25条第1項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改め、「いう。)は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削り、同条第2項中「かたよらないように」を「偏らないように」に改める。

第26条第2項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第29条第1項中「委員会が」の次に「、」を加え、同条第2項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第30条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第31条の見出し中「（」を「（会議規則への）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本案は、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行うことについて規定するために、本案のように制定しようとするものである。

議第 4 4 号

水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 3 月 1 3 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例

水俣市旅費支給条例（昭和 2 6 年告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「別表第 1 の宿泊料定額」を「別表第 3 の宿泊費」に改め、同条第 6 項第 1 号中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

第 4 条中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

第 4 条の 7 を次のように改める。

（宿泊費）

第 4 条の 7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その上限の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第 3 で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用とする。

2 水路旅行及び航空旅行による旅行の際の宿泊費については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

第 4 条の 9 第 1 項第 1 号中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

第 4 条の 1 0 中「宿泊料定額」を「別表第 3 の宿泊費」に改める。

第 4 条の 1 1 中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

別表第 1 中宿泊料の欄を削る。

別表第 3 を別表第 4 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 4 条の 7 関係）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	市長	副市長、教育長	左記区分以外の職員
北海道	18,000円	16,000円	13,000円

青森県	15,000円	13,000円	11,000円
岩手県	13,000円	11,000円	9,000円
宮城県	14,000円	12,000円	10,000円
秋田県	15,000円	13,000円	11,000円
山形県	14,000円	12,000円	10,000円
福島県	11,000円	10,000円	8,000円
茨城県	15,000円	13,000円	11,000円
栃木県	14,000円	12,000円	10,000円
群馬県	14,000円	12,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	24,000円	19,000円
千葉県	24,000円	21,000円	17,000円
東京都	27,000円	24,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	19,000円	16,000円
新潟県	22,000円	19,000円	16,000円
富山県	15,000円	13,000円	11,000円
石川県	13,000円	11,000円	9,000円
福井県	14,000円	12,000円	10,000円
山梨県	17,000円	15,000円	12,000円
長野県	15,000円	13,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	16,000円	13,000円
静岡県	13,000円	11,000円	9,000円
愛知県	15,000円	13,000円	11,000円
三重県	13,000円	11,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	13,000円	11,000円
京都府	27,000円	24,000円	19,000円
大阪府	18,000円	16,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	15,000円	12,000円
奈良県	15,000円	13,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	13,000円	11,000円

鳥取県	11,000円	10,000円	8,000円
島根県	13,000円	11,000円	9,000円
岡山県	14,000円	12,000円	10,000円
広島県	18,000円	16,000円	13,000円
山口県	11,000円	10,000円	8,000円
徳島県	14,000円	12,000円	10,000円
香川県	21,000円	18,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	12,000円	10,000円
高知県	15,000円	13,000円	11,000円
福岡県	25,000円	22,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	13,000円	11,000円
長崎県	15,000円	13,000円	11,000円
熊本県	20,000円	17,000円	14,000円
大分県	15,000円	13,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	15,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	15,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	13,000円	11,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の7の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第2」及び「し、別表により支給」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により支給する旅費の額は、市長の例による。

別表を削る。

(水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正)

- 4 水俣市市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

(水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正)

- 5 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和40年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

(提案理由)

昨今の宿泊料金の高騰に対応して、本市の旅費の支給水準の見直しを図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第45号

指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者を次のように指定することとする。

令和7年3月13日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立総合体育館（南部館）
- 2 指定管理候補者の名称
サンビレッジみなまたスポーツクラブ 会長 岩阪 雅文
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（提案理由）

水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第46号

指定管理者の指定について

湯の鶴観光物産館の指定管理者を次のように指定することとする。

令和7年3月13日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の鶴観光物産館
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社水俣kenkichi 代表取締役 中山 美保子
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第47号

教育長の任命について

本市の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和7年3月19日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 八代市二見洲口町313番地1

氏 名 蓑田 誠一

生年月日 昭和37年5月24日

(提案理由)

本市の教育長について、本案のように任命しようとするものである。